Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

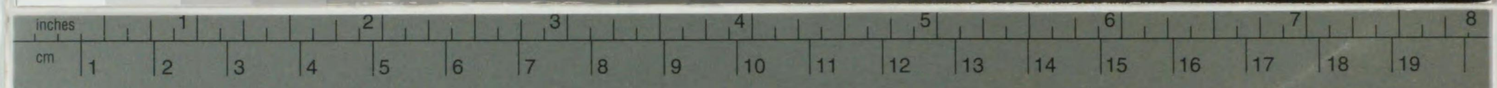

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

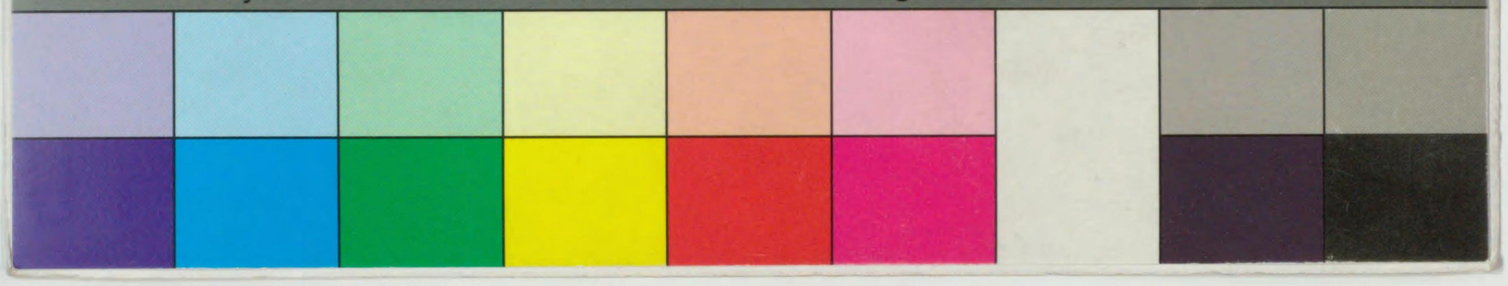

694
02
694-102
12005015808873

694
102

鄉土資料

第一歷史之部

鄉土資料

第一 歷史之部

昭和十二・本館・圖書

694
102

序

近時鄉土を正しく認識して、鄉土生活を歡喜禮讃するの境地にまで導くべしといふ教育思潮が天下に漲つてゐる。蓋現代の混沌たる思想を匡救する上の必然的現象であるといはねばならぬ。凡吾人を育成した鄉土の山川風物に對する愛趣と、鄉土生活の印象とは人格の本質にも浸潤する深刻のものであつて、鄉土を懷しみ之れを愛好するのは實に人間自然の感情である。この感情は之れを助長し善導して愛國の至情に伸展せしむることができる。これ今日日本精神涵養の上に鄉土教育が重視せらるゝに至つた所以である。而して愛鄉の情は先づ鄉土の形勝を知り、變遷の跡を詳にするを以て第一とする。

我久留米市初等教育會はこゝに鑒みる所あり、小學教育に必要なる郷土資料の調査をすることを計劃し、委員を設け部門に班ちて研究せしむること數年、今歴史部の完了を見、本書出版の運に至つたのである。

由來久留米市は筑紫平野の中樞に位し有馬氏三百年の城下にて文化の歴史は古く郷土愛啓培に資すべき幾多の文献がある。しかし或は大篇にして内容宏博詳細に過ぎて把捉するに難く、或は斷片的にして枝葉の事項に留まり、而かも虚實錯綜して鮮明を缺ぎ一般的教育資料としては利用に頗る困難であつたのであるが、本書は小學國史書を中心として郷土史との聯絡を密接にしての叙述であるから、首尾一貫し精疎宜しきを得、郷土先人活動の跡歴然としてあらはれ遺跡の由來、制度・風俗の變遷等闡明せられ、教師用として必要なる事項は概盡されてゐるやうである。委員諸君の編輯の勞を多とせねばならぬ。

若し夫れ本市小學校教員にして本書によりて郷土の實相を解し之れを活用して郷土教育のために更らに奮勵するに至らんか、其成績期して俟つべく、本書編述の徒爾ならざるを深く欣快とする所である。

昭和十二年四月七日

久留米市視學　石原繁雄

凡例

一、本書は久留米市初等教員會の事業として我が鄉土史の資料を蒐集し、教師の參考として編纂したものである。

二、愛鄉心は恐らく人情の自然であらう。然し如何に鄉土を愛すべきかを教へて吳れるものは其の鄉土の傳說史實等を措いて外に求め様もないであらう。此の意味に於て鄉土史資料は誠に貴重な陶冶材なのである。

三、本書記述の體裁は本文及び參照資料に區別し、題目の下に小學國史との聯絡を示し、卷末に索引を添附し大方の利用を計つて見た。

四、題目の選定に就いては種々意見もあることゝ思ふけれども、大體年代順に代表的題目といふ考への下に決定した。其の內容に至つては必ずしも全然題目に一致してゐないのみならず、往々脫線したと言へば言へる節も少くないであらう。尙內容に就いて一言するならば、實はどこまでが傳說であり、どこからが史實であるか判斷に苦しむものが隨分ある。更に正確、不正確の考察に到ると茫然たらざるを得ない事もある。此等の點は看者の賢明にお任せするより外に仕方もない。

五、本文の人名・地名・其他事項等の右肩に數字を附したのは參照資料の番號である。

六、參照資料には出所又は引用書の書名及頁數をも附し、研究の便に供した。

七、所謂鄕土の範圍を如何なる地域に限定するを最も適當とするかに就いては委員の迷つた處であつたが、遂に的確な解答を得なかつた。唯本書の內容に即して言ふならば、久留米市に立つて、我が脚跟下を最も濃厚に點出し、三井・浮羽・三潴・八女・山門の諸地方も相當に跋涉、時に筑前・肥前・肥後等へも逍遙した觀がある。

八、本書の執筆起草は殆んど全く委員坂口寬司之に任じた。

九、最後に本書編纂に當つて、資料の提供、圖版の貸與其他內容の指導等一方ならぬ厚意を下さつた左記諸氏に對して、茲に芳名を記し感謝の意を表したい。

淺野陽吉氏・武藤直治氏・黑岩萬次郎氏・佐々木信一氏・伊奈健次氏・篠原正一氏
倉富了一氏・梅野實氏・立石好人氏（順序不同）

昭和十二年三月櫻花匂ふ日

久留米初等教員會
鄕土研究歷史部委員　近藤正太郎
坂口寬司
中野義雄
堤光次
中川原優吉郎

目次

第一　筑紫の國……一
第二　神代の鄕土……五
（一）住吉三柱神……五
（二）宗像三神……一七
第三　景行天皇御巡幸……九
第四　神功皇后……六
第五　久留米の名……五
第六　上古の遺蹟……三〇
第七　水間の君の贖罪……三六
第八　磐井の叛……五三
第九　橘廣庭宮……五四
第十　大伴部博麻……六〇
第十一　筑後國府……七一
第十二　國分寺と名僧の巡錫……七五
第十三　天滿神社……八〇

第十四　若宮八幡宮……八四
第十五　水天宮……八六
第十六　神代良忠と草野次郎……九二
（一）國難……九二
（二）神代良忠……九三
（三）草野次郎……九三
第十七　善導寺……九四
第十八　征西將軍懷良親王……一〇一
（一）尊氏の叛と九州……一〇一
（二）御降誕と御下向……一〇三
（三）九州の平定……一〇三
（四）筑後川の戰……一〇八
（五）太宰府御入城……一一四
（六）親王御東上の計畫……一一四
（七）明使御引見……一一三四
（八）高良山御在城……一一三五
（九）親王の御薨去……一一三四
第十九　良成親王と宮陣神社……一一三七
（一）良成親王の御下向……一一三九
（二）良成親王の四國御經營……一四四
（三）千布・蜷打の戰……一四八
（四）良成親王御奮戰……一五〇
（五）御側の御所……一五一
（六）宮ノ陣神社……一五四
第二十　筒川合戰……一五六
第二十一　吉見嶽……一五九
第二十二　毛利秀包……一六〇
第二十三　八院の合戰……一六八
第二十四　有馬豐氏……一七六
第二十五　島原亂……一八四
第二十六　筑後の産業……一八八
（一）九州製紙開祖日源……一九二
（二）丹羽賴母の水利……二〇五
（三）瑞石と茶……二〇八
……二一一

(四) 筑後木蠟……二三三
(五) 久町米絣と井上傳子……二三八
(六) 發明家田中久重……二三三
第二十七 高山彦九郎……二四一
第二十八 文教の振興……二四九
(一) 文教の振興……二四九
(二) 國學……二五一
(三) 儒學……二六七
(四) 數學……二八九
(五) 洋學……二九三
第二十九 眞木保臣……三〇〇
第三十 征長の派兵……三一一
第三十一 明治戊申の役……三一三
第三十二 久留米藩の版籍奉還……三一九
第三十三 征討總督宮久留米本營……三二一
第三十四 大久留米市……三二九
索引

第一 筑紫の國

連絡 高小國史第一神代
尋小國史第一天照大神

郷土の誕生 我等の郷土九州は、(一)伊弉諾尊、伊弉册尊の生み給ひし所である。二尊は天神の命を受け、天瓊矛を以て海上を探り、おのころ島を得、八尋殿を作つて、こゝに住み給ひ次々に、(二)大八洲を生み給うた。九州も其の一である。此の島は身が一でありて面が四つ、面毎に名があつて、筑紫の國を白日別、(三)豊國を豊日別、(四)肥國、熊曾の國にも各名がある。是等國生みの神話は我國上古人の地理的知識の廣さを示すものであつて、九州及び其附近の島々を説くこと甚だ詳密であるのは、筑紫文化が如何に優秀であるかを物語るものであらう。

筑紫の名 筑後の國は上古筑前と合して單に、(五)筑紫の國と呼び後之を前後に分つたのである。成務天皇の御代、田道命始めて筑紫國造となつた。

筑紫の起り 筑紫の名に就ては昔は筑前筑後兩國の堺に(八)峻しい坂があつて往來の人の駕つてゐる鞍がすりへづつてしまつたといふ説や、兩國の堺に荒ぶる(九)神があつて往來の人を苦しめたといふ説や、(一〇)山の木を伐りつくしたからだといふ説や、(一一)筑紫は築石の義であらうといふ説などがある、然し其の何れが正しいかといふことは知り得ない。

筑後の名　始めて　筑後の名が見えるのは　(二)元明天皇の御代であるから奈良朝頃から用ひられたのであらう。

(一)於是、天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛言依賜也。（古事記上卷）

(二)生大日本豐秋津洲次生伊豫二名洲○次生筑紫洲○次双生隱岐洲與佐度洲○世人或有雙生者、象此也。次生越洲次生大洲次生吉備子洲由是始起大八洲國之號焉、即對馬島、壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣。

一書曰（前略）後然同宮共住而生兒號大日本豐秋津洲次淡路洲次伊豫二名洲次筑紫洲。次隱岐三子洲、次佐度洲、次越洲、次吉備子洲由此謂之大八洲國矣。（日本書紀卷一、五頁）

(三)肥國謂建日向日久士比泥別。（古事記上）

(四)熊曾謂建日別。（古事記上）

(五)即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐嶋矣、今在海北道中號曰道主貴此筑紫水沼君等祭神是也。（日本書紀卷一、二六頁）

（景行天皇）十八年春三月天皇將向京以巡狩筑紫國（日本書紀卷七、一三九頁）。十二年秋七月。熊襲反之、不朝貢八月幸筑紫（紀、卷三、七八頁）。天皇至玉杵名邑（紀、卷三、七八頁）。仲哀天皇八年春正月幸筑紫（紀、卷八、一五七頁）。生譽田天皇於筑紫（紀、卷九、一六五頁）。九年遣武內宿禰於筑紫以監察百姓。

四十一年、阿知使主等自吳至筑紫——高小國史上P.18に連絡。

時胆形大神乞工女等故以兒媛奉於胸形大神是則今在筑紫國御使君之祖也（應神天皇紀）。

其他筑紫の名の見えたるは「太宰管內志上卷」によれば

履仲天皇紀、雄略天皇紀、繼體天皇紀、宣化天皇紀、欽明天皇紀、崇峻天皇紀、推古天皇紀、皇極天皇紀、孝德天皇紀、齊明天皇紀、天智天皇紀、天武天皇紀等

(六)筑後の國は上古筑前と合して單に筑紫の國と呼べり。其の前後を分つに至りしは蓋し成務天皇の御時なりけん。

「景行天皇」秋七月。到筑紫後國御木居於高田行宮。（日本書紀卷七、一五三、一五四頁に詳し。（福岡縣三潴郡誌四一頁）

(七)國造につきては日本書紀卷七、一四〇頁）

成務天皇筑志國造、筑前國筑紫郡。（小學國史教師用書上卷二七頁）

膽臣、阿閇臣、狹狹城山君筑紫國造、越國造、伊賀臣凡七族之始祖也。（孝元天皇紀、一〇四頁）

筑紫國造志賀高穴穗朝御世、阿部臣同祖大彥命五世孫、田道命定賜國造、

（國造本紀、太宰管內志上卷、筑前之一、二頁）

(八)筑後國者本與筑前國合爲一國、昔此兩國之間、有峻狹之坂、往來之人所駕鞍轡被磨盡、土人曰鞍轡盡之坂。（筑後志之卷一）

(九)昔此堺上有鹿猛神、往來之人、半生半死其數極多、因曰人命盡神、于時筑紫君、肥君等占之、今筑紫君等之

祖甕依姫爲祝祭之、自レ爾以降行路之人不レ被二神害一、是以曰二筑紫神一。（筑後志卷之一）

(一〇)爲レ葬二其死者一伐二此山木一造二作棺槨一因レ玆山木欲レ盡因曰二筑紫國一後分二兩國一爲二前後一。（筑後志卷之一）

(一一)貝原篤信曰く古異賊屢々襲來せしかば是を防がん料に筑前の海濱に石垣を築き要害とす。つくしとは築石といへる義なるべし。昔の石垣近世まで有しとなり。菅相丞の歌に、箱崎や千代の松原石たゝみ崩れん世まで君はましませと讀み玉ひしも、上代より此邊の海濱に石垣の有しことをいへるなるべし。爰を以て此國をつくしと名つけしにや。弘安の頃博多石築地修補の催促狀あり。此の時蒙古襲來を防がんが爲なり。此の時始めて石壁を築きしにはあらず。上代よりありしを修復せよとの下知なり。（筑後志卷之一）

(一二)筑前に太宰府有て九州の政務を司りし故都て筑紫ともいへり大和に都ありしかば日本の總名を大和といふが如し。又九州の形狀が木兎に似てゐるからであらうともいふ。（筑後志卷之一）

ツクシはウツクシの意義にして云々。（耶馬臺國探見記一〇）

(一三)元明天皇和銅六年八月從五下位道君首爲二筑後守一。（續日本紀）

第二　神代の郷土

連絡　高小國史第二神代
尋小國史第一天照大神

（一）住吉三柱社

伊弉册尊は(一)火の神をお生みになつて、火傷してかくれ給ひ、(二)黄泉に赴かせられた。伊弉諾尊は、(三)さびしさのあまり後を慕うて黄泉に至り、(四)其の屍を御覽になつて逃れ歸り、(五)身汚れたりといつて(六)筑紫の日向橘小戸檍原で(七)禊祓をなさつた。此の時生れ給うた三柱の神を(八)住吉大神と申し上げる。(九)此の檍原は博多住吉邊であらうと說く者がある。官幣小社住吉神社は住吉三神を祀るのである。

(一)一書曰、次生二火神一軻遇突智一、時伊弉册尊爲二軻遇突智一所レ焦而終矣。（日本書紀卷一）

一書曰、伊弉册尊生二火産靈一時、爲レ子所レ焦而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村上焉。（同書）

(二)一書曰、伊弉册尊生二火神一時被レ灼而神退去矣。

然後伊弉諾尊追二伊弉册尊一入二於黄泉一。（同書）

(三)伊弉册尊見レ焦而化去、于レ時伊弉諾尊恨之曰、唯以二一兒一替二我愛之妹者一乎。則匍二匐頭邊一匍二匐脚邊一而哭泣流涕焉。（同書）

(四)共語時伊弉册尊曰吾夫君尊何來之晩也、吾已喰泉之竈矣、雖レ然吾當寢息、請勿視之、伊弉諾尊不レ聽、陰取二湯津爪櫛一牽二折其雄柱一以爲二秉炬一而見之則膿沸虫流。（同書）

（五）時伊弉諾尊大驚之曰吾不意到於不須也凶目汚穢之國矣。（同書）

（六）伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當除去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橘之檍原而禊祓焉。（同書）

（七）禊は身滌の約（一）ミソグこと、身に罪又は穢れあるとき河原に出でて水にて身を淨め祓ふこと。祓は穢を祓はしむること、これを善解除又きよばらひと云ふ。水邊に出でて水を身にそゝぎ清祓すること。（大言海）

（八）其底筒男命中筒男命表筒男命是即住吉大神也。（日本書紀卷一）

（九）修學旅行に連絡　檍原に下りて禊祓ひ給ふ時に海童神三柱住吉神三柱の神達生れませ給ふ。海童神三柱は即ち海童國の祖神にして其の統べ給ひし地方は博多灣一帶ならんと、官幣小社志賀島神社の祭神は海童神三柱なり。早良郡檍原亦今の博多住吉附近か或は又粕屋郡志賀島附近ならんと思はる。（福岡縣鄉土史七頁）

姪濱附近に小戸の濱と稱する海岸あり。（參考教師用福岡縣鄉土史六頁七頁）

（二）宗像三神

根の國　素戔嗚尊は父尊の御命令によつて（一）根の國を治め給ふ事になつた。其の前に一度（二）天照大神に告別せんと高天原に參られた。

天の安河の誓　尊は頗る勇健な御神性で山海爲に震動するといふ騷ぎであつたから、大神は高鞆を着け弓箭を握り靫を負ひ劍を帶びて天の安河を中にして相對せられた。

五男神　依て尊は必ず男兒を生みて淸き心を明にしやうと言つて（三）五男神を生み給うた。

三女神　此の時大神は必ず女神を生まんと誓つて生み給ひし神が（四）三女神即ち田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命である。大神はこゝで始めて疑解け三女神を（五）素戔嗚尊に賜ひ詔して「筑紫の國に居り（六）海北道中に在つて天孫を助け奉り天孫の爲に齋き祭られよ」と仰せられた。

海北道中と三女神　乃ち市杵島姫命は遠瀛に、田心姫命は中瀛に、湍津姫命は海濱に鎭座ましますのである。

此の三宮を北に連れば朝鮮に達する。此の線に沿うて上古は船の往來があつたのである。神代の昔に於て素戔嗚尊は（七）韓土に往來して彼地を統治せられたのであるが、其の航路の守護神として尊崇あつき宗像三神、住吉三神の神々が、我が筑紫の北岸にあるを見る時、今や朝鮮を併合し更に滿洲國獨立して日本海上船舶の來往、愈々頻繁を加へてゐる今日、海國男兒、九州男兒の意氣を鼓舞し、航路の安全を守護し給ふ是等の神々を拜するとき、吾等は言ひ知れざる愉悅と心强さを感ずるのである。

（一）故其父母二神勅素戔嗚尊曰、汝何故恒啼如此耶、對曰吾欲從母於根國一只爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰可以任情行矣、乃逐之。（同書）

一書曰、故伊弉諾尊問之曰、汝何故不ㇾ可ㇾ以君臨宇宙一固當遠適之於根國一矣、遂逐ㇾ之。（書紀卷一）

（二）素戔嗚尊請曰、吾今奉レ敎將就二根國一故欲下暫向二高天原一與レ姉相見而後永退上矣、勅レ許之、乃昇二詣之於天一也。（紀卷一）

（三）所生神號曰二正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊一次天穗日命、次天津彦根命、次活津彦根命、次熊野櫲樟日命、凡五男矣。（同書）

（四）所レ生神號、曰二田心姬一次湍津姬、次市杵島姬凡三女矣。（同書）

（五）故此三女神悉是爾兒、便授二之素戔嗚尊一此則筑紫胸肩君等所祭神是也。（同書）

（六）於是日神方知二素戔嗚尊固無二惡意一乃以二日神所生三女神一令レ降二於筑紫洲一因敎之曰、汝三神宜降二居道中一奉レ助二天孫一而爲二天孫一所祭也。（同書）

一書曰、即以二日神所生三女神一者、使レ降二居于葦原中國之宇佐嶋一矣、今在二海北道中一號曰二道主貴一此筑紫水沼君等祭神是也。（同書）

（七）一書曰、是時素戔嗚尊帥二其子五十猛神一降到於新羅國一居二曾尸茂梨之處一乃興言曰、此地吾不レ欲レ居遂二以埴土一作レ舟、乘之東渡、到二出雲國一。（日本書紀卷一、三七頁）

（八）一書曰、初五十猛神天降之時、多將二樹種一而下、然不下殖二韓地一盡上以持歸、遂始レ自二筑紫一凡大八洲國之內莫レ不二播殖而成二青山一焉、所以稱二五十猛命一爲二有功之神一。（同書）

（編者曰、基山の麓に荒穗神社あり五十猛命を祭神とす。）

一書曰、素戔嗚尊曰韓鄕之嶋是有二金銀一若使吾兒所御之國不レ有二浮寶一者未是佳也、（中略）眉毛是成二櫲樟一己而定二其當一用乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者可二以爲一浮寶一。（同書）

第三　景行天皇御巡幸　連絡　高小國史第四皇威の振興　尋小國史第三日本武尊

景行天皇の熊襲御親征　神武天皇が大和に都をお奠めになつてから七百五十年を經て、景行天皇の御代熊襲が叛いた。

筑後に於ける景行天皇　天皇は親ら之を征せんとして豐前・豐後より日向に向ひ、轉じて肥後に入り、更に筑後に出で高田行宮に居たまひ、次で八女郡に八女津媛を降し、高羅行宮にましまし、是より浮羽島の行宮を經て、豐前に出で都へ凱旋あらせられた。

水沼君　此の地御留蹕の間に御降誕ありしと傳へられてゐる御子國乳別皇子を水沼君として下し、今の三潴地方を本據として筑後を治めしめ給うた。

日本武尊の熊襲御征討　此の後又熊襲が叛いたので、天皇は皇子日本武尊を遣して之を討たしめ給うた。其の御征途は多分、御父景行天皇の塲合と殆んど、同一であつたであらう。

國造縣主　成務天皇の御代に國造・縣主の設置があつて、田道命が筑紫の國造となられた。山門・水沼・八女等は其の時の有名なる縣であつた。

（一）娑磨の佐婆津（三田尻）より周防灘を越え、長峽縣（京都郡）に上陸、御木川、兎狹川、速見邑を經て碩田國、來田見邑、禰疑野より日向國に入り、高屋宮より夷守を經て球磨川に沿ひて下り水島より乘船、不知海を渡つて玉杵名邑

に上陸、阿蘇國に到り轉じて高田宮に居たまふ。これより八女縣に入り前山、的邑より豐前に出で凱旋し給ふ。

（新編日本讀史地圖第二圖）

（二）肥後に幸し陸路筑後に出で、女酋葛築目（その本據を山門郡東山村邊りか。大塚村權現塚はその墳墓なりとも云ふ）を誅した。（福岡縣郷土史一八頁）。傳説にして日本書紀にも古事記にも記事なし。（編者曰）

（三）秋七月辛卯朔甲午、到二筑紫後國御木一居二於高田行宮一。時有二僵樹一。長九百七十丈焉。百寮蹈二其樹一而往來、時人歌曰、

朝霜の、御木の小橋、群臣、い渡らすも、みけのさをはし。爰天皇問之曰、是何樹也、有二一老夫一曰、是樹者歴木也、嘗未レ僵之先、當二朝日暉一則隱二杵島山一、當二夕日暉一覆二阿蘇山一也。天皇曰。是樹者神木。故是國宜レ號二御木國一。

（日本書紀卷七、百四十頁）

（四）丁酉到二八女縣一、則超二前山一以南望二粟岬一、詔曰、其山峯岫重疊、且美麗之甚、若神有レ其山一乎、時水沼縣主猿大海奏言、有二女神一名曰二八女津媛一、常居二山中一、故八女國之名由レ此起也、（同書百四十一頁）

（五）肥前風土記云、基肄郡、郷陸所、里十七、驛壹所小路、昔者纒向日代宮御宇（景行）天皇巡狩之時、御二筑紫國御井郡高羅之行宮一、遊二覽國内一、霧覆二基肄之山一、天皇勅曰、彼國可レ謂二霧之國一、後人改號二基肄國一、今以爲二郡名一。

（大日本地名辭書一五五〇頁）

養父郡、昔者日代宮御宇天皇、巡狩之時、此郡佰姓、擧部參集、御狗出而吠之、於此有一產婦臨見、御狗即吠止、因曰犬聲止國、於レ此誤謂二養父郡一。（同書一五五二頁）

神埼郡、風土記云、昔者此郡有荒神、往來之人、多被殺害、日代宮御宇天皇、巡狩之時、此神和平、自爾以來、無更有悚因曰神埼郡。（同書一五五四頁）

肥前風土記の中「養父郡亘理郷」の件に「昔は筑後國御井川の渡瀬甚だ廣く人畜渡り難し、茲に於て纒向日代宮の御宇の天皇、巡狩の時、生葉山に就き船山となし高羅山に就き梶山となし給ふ」と記されてゐる。御井川は筑後川、生葉山は水縄山、高羅は即ち高良山で、梶山は高良山の東北方の山に倚其の名を殘してゐると、以て高良山が既に景行天皇と關係あることは明らかであるが、尚前項地名辭書の三項及、肥前風土記中の基肄郡の件に「昔は纒向日代宮の御宇の天皇、巡狩の時、筑後國御井郡高良の行宮に御し國内を巡覽なし給ふ」とあり、次で同書長岡神社の件に「天皇高羅の行宮より還幸し給ひ、酒殿泉の邊に在し給ふ」と。酒殿泉とは今の佐賀縣三養基郡基里村酒井の附近にあつた泉であると云ふのを見れば、天皇は高良の行宮から三養基郡の方へ行幸あそばした事が窺はれる。（高良山物語一四頁）

（六）八月到二的邑一而進食。是日膳夫等、遺レ盞。故時人、號二其忘レ盞處一曰二浮羽一、今謂レ的者訛也。昔筑紫俗號レ盞曰二浮羽一。

（日本書紀卷七、百四十一頁）

景行天皇十八年戊子春三月、天皇、將に京に向はんとして筑紫國を巡狩し夷守に到る（中略）秋七月四日甲午御木國に至り、高田の行宮に至る、七月丁酉八女縣に至り、八月浮羽邑に至る。（大日本史）

的邑は今の生葉郡なり、郡内新川村に御座の石、鉾建の大石あり、景行天皇矢部より生葉郡へ越玉ふ時、御腰をかけ玉ふ所なりと云ふ。今御坐の石越と云、御坐の石長一丈七尺横一丈餘鉾建の石長九尺横一尺五寸餘なり、豐後風土記に筑後國生葉行宮とあるも蓋し此處ならん歟。又同郡溝尻村に生葉島とて田の中に十間四方ほとの間地ありて杉木あり、

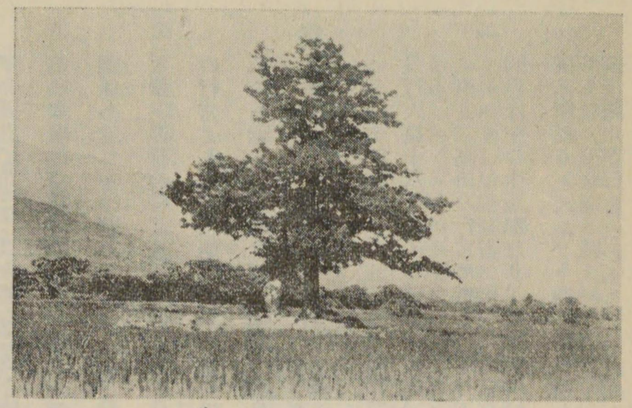

浮羽島

此其行宮の跡也と、又同郡若宮八幡宮の祠有、鎭西八郎爲朝の造立と云へり、此處亦行宮の跡なりと云傳、此間相去僅十丁許、此あたり皆行宮の蹟なるべしと云り。（筑後誌略）

（七）筑後國三潴郡高三潴村に鎭座ます弓頭大神は纒向日代宮御宇天皇（景行天皇）の皇子國乳別皇子にそ坐々ける。天皇熊襲親征の御時、筑後地方に留蹕ましますこと數年なりき。本國にては三池郡高田行宮、御井郡高羅行宮、生葉郡生葉行宮に遷幸ありしこと日本書紀及び風土記殘闕等に詳かに記されたり。此際にぞ此皇子は降誕ましたりけん。其は如何にと云ふに其生母は日向襲武媛にて彼國より召上給ひぬれば、留蹕の中に降誕ましけんこと云まくも更なり。さてこそ後に水沼別となりて本國には降誕ませれば土人の其德化を慕ひ奉れることも他の皇子よりは一層深かるべければ、御西下の後に即（ヤガテ）郡號起原の地なる此高三潴に御所を定められ數十世筑紫國造として下土を鎭め給ひたりける。（弓頭神社原由）

景行の五十五皇子（中略）日向の髮長田根、日向襲津彥皇子を生み、襲武媛國乳別皇子（○舊事記に國凝別皇子あり蓋し重出也）國背別皇子（○本書の註に一說に宮道別皇子に代れり）豐戸別皇子を生み云々（大日本史）

（八）筑後國三潴郡大善寺村字宮本御塚（矢野一貞翁の諸社拾實鈔に御塚或は鬼塚又王塚とも云ふとあり）權現塚の二大古塚あり。大正六年二月宮內省諸陵寮考證課長增田于信氏實地を踏査し如此雄大なる古塚は帝王の山陵と雖も稀に見る所なり。是ぞ水沼別の君の御墓なるべしと內定せられたりき。本郡由來古き歷史に富めり。日本書紀景行天皇紀に次妃襲武媛生ミ國乳別皇子與ニ國背別皇子豐戸別皇子一其兄國乳別皇子是水沼別之始祖也とありて、國乳別皇子ぞ本國に封せられ水沼別の祖先と仰かれ給ひたりき。皇族の我筑紫に封せられ給ひし始めにて今より約千八百年前のことなりき。然して水沼別は日本紀神代紀に筑紫水沼君、同書雄略天皇紀に水間君とあるに同じ。其御封土の廣狹今知るべからずと雖も、弟豐戸別皇子の火國に封せられ給ひしより推考する時は兄國乳別皇子の封土區域も右に淮し廣かりしことを知るに足れり。（火國とは肥前肥後を云ひ、兩國の未だ前後なき時代なり。筑後筑前も當時筑紫國と云ひて之亦前後なき時なり。水沼別と云へば現今の三潴一郡を統治せられし如くなれども、御在所水沼にありしによりての御名なるべし、假令福岡縣は二筑一豐を統轄せるも廳舍所在の地名を以て一縣の名とせるに同じ。されば皇子は本郡は勿論我筑後開國の始祖と仰ぎ奉るべきにこそ。）

御在所は本郡高三潴村の地なりしとこそ思はるゝ其は如何と云ふに、同地は郡號起原の地にして同村に鄕社あり弓頭神社といふ。祭神九座あり。蓋し水沼別の君御歷代の神靈を祭れるにやあらん。

又先年國寶となりし宮本玉垂神社の畫像緣起中高三潴廟院に於て皇子と武內大臣と軍議の圖あり、此緣起五百年以前のものにして無稽の說多しと雖も中には取るべきものあり、其頃までは皇子の同地に御座ありし古傳說ありて畫きしものならんか。元來、高三潴、犬塚、夜明、大善寺一帶の地は上古海邊にして筑後地方の主府たりしは疑なかるべし。今尙此邊嚴然たる古塚の多きを以ても、往昔貴人等の多かりし都邑たりしことを證するに足れり。

皇子の御子孫水沼別として幾代御座ありしか明ならざるも、雄略天皇紀十年に水間君の名見ゆれば、始祖國乳別皇子より數代繼承三百數十年は嚴として此地方を統治ましましたること明らかなり。（水沼別御墓考）

矢野一貞氏曰く、今の夜明村前大農長河原氏は、古來弓頭神社の前横溝といふ地に住し後に三潴の地頭職となりしなり、正元元年北條氏の補任狀に横溝五郎地頭守先例御沙汰所仰如件とあり、又嘉元三年横溝三郎に與ふる狀に弘安四年横溝馬次郎蒙古合戰勳功賞配分事あり、是即水沼君の後胤にして上古より祖宗の祀典を掌り、郡縣の時は郡領なとに任せし舊族にして、家の子郎黨なども多かりしを以て、弘安の役にも從事して戰功を立てたるなるべし。

水沼別君は此の後田油津媛並に征韓の役に御從軍ありて御功績多かりしことは古傳說等によりて略知らるゝなり。

前に云ひし如く宮本玉垂宮緣起に皇子と武内大臣と軍議の圖あり（景行天皇四年より山門縣田油津媛御征討まで二百年餘なれば水沼別第二代三代頃の事なるべし。）又社傳に弓頭神社の祭神は征韓の役弓矢の將として出征せられしより弓頭と稱すと。

高良神社藏天慶七年四月の神名帳三潴郡五十三前中弓頭と云へる神名なし、因て考ふるに本國は南北朝以後兵亂打續き神社佛閣の兵燹に罹らざりしは稀なり、同社も其災害にかゝり古き神名を失ひ、後人其荒廢せし御社を再興し弓矢の將として御功績ありし傳說などにより弓頭の神號を奉りしには非るか、由來同社は古社なれば天慶年代の本郡神名に漏るべき御社に非ず、必ず四十三年前中に神名あるべき筈なるも今容易に知るべからず、現今の弓頭と云へる神名は古きものと思はれざれば後世に奉りしものなるべくぞ思はるゝ。兎もあれ由緒ある古社たるに疑なかるべし。

日本書紀神代卷上に即以二日神所レ生女神一者使レ降二居于葦原中國之宇佐島一矣。今在二海北道中一號曰二道主貴一此筑紫水沼君等祭神是也云々征韓役に三女神（贏津島姫命、津姫命、田霧姫命）（伏敵原緣曰此大神を筑紫國の北の海の中に降し西北方の外敵を壓へ皇祚の安泰を守護爲さしめ給ふ所以なれば云々）少童命（底箇津男命、中箇津男命、表箇津男命是即住吉大神なり）二神の如き最も同役に幽契の因緣ありし神明なれば、水沼君も其神助を蒙り凱旋の後同神を祭らせ玉ひしか此例多くありて、胸肩君は三女神を阿曇連は少童命を吾貴磯良丸は（酒見氏の祖神功紀の吾貴鳥麻呂ならんか）少童命を（現今の風浪宮即住吉大神と同神なり）磯鹿海人名草は志賀神社を奉祭せしと同一なるべし、因て水沼君の征韓役にいかに御功績ありしか推察するに足れり。

（天慶神名帳に三潴郡宗形神記載あれど其所在を詳にせず、船曳翁は弓頭神社九座中の三座を同神なるべしといへり）

大善寺村附近一帶の地四五十年前まではイロハ塚と稱し、原野中四十餘の墳塚ありしも今は御塚、權現塚、銚子塚を除くの外は耕地整理の爲めに水田となれり。

水沼縣主猿大海と水沼別との關係に就ては往年より疑あり。そは景行天皇十八年筑紫御巡狩の時、既に水沼縣主猿大海あり、縣主は當時の職名にして本土を統治せし官人なりしは言をまたず、其の猿大海の封土に更に水沼別君を封せられしは當時の事情解し難かりしに增田氏曰く、古昔の豪族朝廷に奏請して皇子を申下し、自家の女等を奉り自ら外戚となり、其勢力によりて人民を統御せし者もありしと聞けば、猿大海も其類には非ざりしかと其說或は然らん。

（水沼別御墓考）

（九）庄島の白角（シラトリ）折大明神は社傳によれば祭る所の神日本武尊なり。蓋し尊は景行天皇第六の皇子、武勇俊傑にして西戎を

伐ち東夷を平げ終歳三十にして薨ず。其屍忽ち白鳥と化して天に昇り西に飛びて此地に止ると。今按ずるに日本書紀景行紀に曰く、

既而崩二于能褒野一時年三十（中略）即詔二群卿一命二百僚一仍葬二於伊勢國能褒野陵一時日本武尊化二白鳥一從レ陵出之、指二倭國一而飛之、群臣等因以開二其棺槨一而視レ之、明衣空留、而屍骨無之、於レ是遣二使者一追二尋白鳥一、則停二於倭琴彈原一仍於二其處一造レ陵焉、白鳥更飛至二河内一留二舊市邑一、亦其處作レ陵、故時人號二是三陵一曰二白鳥陵一、然遂高翔上レ天、（下略）

尚按ずるに白鳥此の地に停る說未だ詳ならず、然れども往古の社記寶物等天正の兵火に灰燼となりて今考索に據なし。尚按ずるに日本武尊の陵墓の地は各地に其傳說を有す。是れ尊が廣く敬慕せられ給ふことを知るべきなり。庄島邑白角折大明神は此地三潴郡大善寺村御塚なる水沼別の陵墓傳說地を去る一里許なれば、此の土の民、尊の德を慕ひて祭りしものなるべきか。（筑後志卷之二、一五〇頁）

(一〇)古事記、日本書紀共に其の道程を載せず、景行天皇紀百四十二頁に冬十月熊襲征討の命ありて十二月熊襲國に到るとあれば、前に親征ありし時の將師の案內ありしものか或は密に御征討ありしを以て、其の道程を載せざるものならんか。

景行天皇、二十七年丁酉（中略）秋八月熊襲又叛く。冬十月十三日己酉、皇子日本武尊をして、熊襲を討たしむ。

○舊事記に、二十年に係けたるは、蓋誤なり。十一月、日本武尊、川上梟帥を誅し、餘悉く平ぐ。（大日本史）

第四　神功皇后

連絡　高小國史第五朝鮮半島の服屬と文物の傳來
尋小國史第四神功皇后

橿日大本營　熊襲は景行天皇の御代、日本武尊が御討伐になつた後も叛服常なき有樣であつたので、仲哀天皇は之を平定しやうと思召し、神功皇后と共に(一)九州に行幸し給ひ、大本營を(二)橿日に定め給うたが天皇忽ちになやみたまふことありて不幸、行宮に(三)崩じ給うた。

神功皇后田油津媛御征討　皇后は(四)後顧の患を絶つて新羅を討たうと思召し、別將鴨別を派して熊襲にあたらせ、親ら山門縣(五)タブラツヒメなる土蜘蛛田油津媛を誅し給うた。

傳說　此の時筑前安より筑後川を渡り御井郡を過ぎて、三潴地方へも巡啓し給うたのであらうか、此の地方には皇后に關する(六)傳說が數多く遺つてゐる。

韓土御經營　是より(七)松浦に到り、(八)玉嶋河で釣して細鱗(アユ)魚を得、(九)橿日に還つて(一〇)髮を解いて髻になし、(一一)群臣を集めて「若し事ならば群臣共に功あり、事ならずば獨り罪あらん」と告げ給うた。(一二)對馬の和珥津より船出し給うたが、飛廉起風、忽ち新羅に到つて、(一三)之を降し八十船の調を約せしめて目出たく御凱旋あつて、應神天皇を筑紫に生み給うた。(一四)

八幡宮　應神天皇御降誕の地を宇瀰(一五)といつて八幡宮があり(一六)箱崎宮は天皇をまつり筑後にも仲哀天皇・神功皇后及び應神天皇をおまつり申した神社が多數ある。

(一)八年春正月己卯朔壬午幸二筑紫一。時岡縣主祖熊鰐聞二　天皇車駕一。豫拔二取百枝賢木一。以立二九尋船之舳一。而上枝掛二白銅鏡一。中枝掛二十握劍一。下枝掛二八尺瓊一。參二迎于周芳沙麾之沖一。而獻二鳥鹽地一。因以奏言。自二穴門一至二向津野大濟一。爲二東門一以二名籠屋大濟一爲二西門一。限二沒利島一爲二御苫一。割二柴島一爲二御廐一。以二逆見海一爲二鹽地一。既而導二海路一。自二山鹿岬一。廻之入二岡浦一。到二水門一。御船不レ得レ進。則問二熊鰐一曰。朕聞。汝熊鰐者、有二明心一。以參來。何船不レ進。熊鰐奏之曰。御船所レ以不レ得レ進者非二臣罪一。是浦口有二男女二神一。男神曰二大倉主一。女神曰二菟夫羅媛一。必是神之心歟。時熊鰐更還之、自レ洞奉レ迎二皇后一。則見二御船不レ進惶懼之。忽作二魚沼鳥池一。悉聚二魚鳥一。皇后　看二　是魚鳥之遊一而忘心稍解、及二潮滿一。即泊二于岡津一。

又筑紫伊覩縣主祖五十迹手。聞二　天皇之行一。拔取　五百枝賢木一。立二于船之舳艫一。上枝掛二八尺瓊一。中枝掛二白銅鏡一。下枝掛二十握劍一。參迎于穴門引嶋一而獻之。因以奏言。臣敢所二以獻一是物一者。天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙　御宇一。且如二白銅鏡一以分明　看二　行山川海原一。乃　提二　是十握一平二天下一矣。天皇即美二　五十迹手一曰二伊蘇志一。故時人號二五十迹手之本土一曰二伊蘇國一。今謂二伊覩一者訛也。（日本書紀卷八仲哀天皇紀一五七頁）

(二)(1)巳亥到二儛縣一。因以居二橿日宮一。（同書一五八頁）

(2)官幣大社香椎宮　祭神　仲哀天皇、神功皇后　配祀　左應神天皇　右住吉大神

沿革、仲哀天皇、九年二月橿日宮に崩御の後神功皇后躬ら其の地に祠を建て天皇の御靈を奉齋し給ふ。最初の香椎廟是れなり。之を當宮の創立となす。其後傍に皇后の祠を建て香椎廟大成す。神龜元年朝廷九州に詔して課役を興し大に神廟を造營せられ廟範亦備る。（社傳此の時を以て當宮の創立とす）。詔して神境の四限を定め神領を賜ふこと、八百四十三町又征韓功臣の裔四人を神司と定め、爾來其の子孫奉仕して維新に至る。伊勢神宮に亞ぎて朝廷の尊崇深く御炎上あれば五ケ日廢朝あらせらる。（飛廉起風一二頁）

(3)仲哀天皇の神廟古宮址

古宮は仲哀天皇の神廟にして、其址本殿の東一町許の丘陵にあり。

天皇橿日宮にて崩御の後、神功皇后躬ら祠を建て天皇の神靈を奉崇し給ひし神廟にして、最初の香椎廟是なり、故に宮廟も壯嚴にして古香椎廟と稱するは、此古宮と皇后の御宮と一所二宮の稱にて、朝廷の御崇敬は兩宮共に甲乙なかりき（飛廉起風一三頁）。

(三)時年五十二、一云、天皇親伐二熊襲一。中二賊矢一而崩也。（日本書紀卷八　一五九頁）

(四)(1)時得二神語一。隨レ敎而祭。然後遣二吉備臣祖鴨別一令レ擊二熊襲國一。未レ經二浹辰一而自服焉。且荷持田村有二羽白熊鷲者一。其爲レ人強健亦身有レ翼。能飛以高翔。是以不レ從二皇命一。每レ略二盜人民一。戊子皇后欲レ擊二熊鷲一。而自二橿日宮一還二于松峽宮一。時颯風忽起。御笠隨レ風。故時人號二其所一曰二御笠一也。辛卯至二層增岐野一。即擧レ兵擊二羽白熊鷲一。而滅之。謂二左右一曰。取二得熊鷲一。我心則安。故號二其處一曰レ安也。（日本書紀卷第九神功皇后一六一頁）

(2)夜須郡野鳥村あり其村の上に古處山あり羽白熊鷲が住みし所と云傳へたり（太宰管內志筑前之二十　五六三頁）

(3)御笠杜。　續風土記云、山田（今大野村）の境內にて雜餉隈の東北にあたり、大道より二町程へだてたり。此森昔大木多く有て茂れる林なりしが、今は昔の森のしるしとて楠二株殘れり。神功皇后羽白熊鷲を討んとて、橿日の宮より松の峽の安に移玉ふ道に

て、御笠を颯風のために吹落され玉ひ、此の森にかゝりける故、御笠の森と名つくといふ。昔は此の森の下に社ありしとぞ。（大日本地名辭書、一四八二頁）

(4)層增岐野は夜須の舊名なり。（大日本地名辭書上、一五二一頁）

(五)(1)丙申轉(ウツリマシテ)至山門縣。則誅土蜘蛛田油津媛。時田油津媛兄夏羽。興軍而迎來。然聞其妹被誅而逃之。（日本書紀巻九、神功皇后一六一頁）

(2)神功皇后の御座石（山門郡大和村鷹尾）

神功皇后攝政元年、皇后は土蜘蛛田油津媛を征討なされた。その時の大本營の地として、清和天皇の貞觀十一年に勅して正八幡宮を勸請されたのが、縣社鷹尾神社である。此の宮の境内に、神功皇后の腰掛石と稱する石があつて、子安の神として崇められ、毎月廿五日には産婦の參詣が甚だ多い。又此の宮の雅なる神事である「風流」の起りについて、此の様に語つてゐる。神功皇后が筑前の香椎の宮より、筑後の高良の宮に移らるゝ時、時の漁人は皇后を海上にお迎へ申し、鰤魚を獻上して舞曲を奏した。これが今日傳はる當社の反耶舞である。と。尙皇后の御上陸地は當社から四五町の道祖の御瀨といふ處であるとして、そこには猿田彦神と海龍神を祀る小祠がある。（郷土研究筑後第二巻第四號一三頁。筑後傳說集）

(3)女山(ヲナヤマ)の神籠石（山門郡東山村）

山門郡の女山の神籠石は山を繞ること千五百三十八間（現在はもつと新しく發掘してゐる）外觀石質ともに高良山のそれと同じである。この神籠石に就て、神功皇后の功を物語る傳說がある。

神功皇后は、肥後の熊襲を討たんため、山門郡大和村の高尾の地に上陸された。當時土蜘蛛の田油津媛は女山に籠り肥後の熊襲と提携して、南筑一帶の良民を苦しめ勢ひ甚だ盛んであつた。皇后は先づ之を血祭りに擧げんと考へ給ひ、高尾より車駕を東方に進められ、現今の東山村の藤尾に車駕を駐められた。今日、藤尾に車塚といふ塚があつて、先き頃、古錢が之より出土したといふ。車駕を駐められた所の意で車塚の名又の名を車坂といふ地名も起きたのである。

一方田油津媛は、いち早く皇軍の來るを知つて、大軍を提げて、今日の東山村の草場に於て、皇軍を迎へ戰ひ、勝敗定らず、日は西山に沒せんとする頃になつた。於是、田油津媛は使を送つて明朝一番雞の鳴くまで休戰しやうと申入れ、皇軍も之に應じられた。

さて翌日も曉近くなると、今まで何の用意もなかつた賊軍の根據地の女山には、高さ丈餘になる石の城壁が繞らされてゐて、今は西南隅の一部に間隙を殘すのみで、その工事も竣工せんとしてゐた。賊は、多人數を賴んで今の三池郡飯江（ハエ）村から堅固なる巨石を運んできて、一夜にしてこの城壁を作りあげんとしてゐるのであつた。皇軍では今の内に何とかせねば勝算覺束ないと、時の參謀格である軍神の武内宿禰は策を練つた。終に一計を案じ出し、武内宿禰は二箇の竹皮笠を兩手に持ち、これを叩き合せて雞の羽ばたきの眞似をし、巧妙に雞の鳴きごゑのまねをした。この一聲に、附近一帶の雞は夙や夜あけかと聲を合せて鳴き立てたので、女山の賊軍は期せざる雞の鳴聲に驚き慌てふためいて、防備の陣を敷いた時は最早おそく、皇軍はひし〳〵と山に攻め入り、田油津媛は戰死してしまつた。（郷土研究筑後第二巻第四號一三頁、筑後傳說集）

(4)草場（山門郡東山村）

女山の田油津媛を神功皇后が討たれた時、今日の草場の森で會戰せられたので此の地をイクサバと稱した。後、訛つて草場と稱した。（郷土研究筑後第二巻第四號一三頁、筑後傳說集）

(5)松峽宮の跡は夜須郡栗田村にあり其山中に、今も松峽と云ふ所あり。此處に皇后の社もあり。其岡の上を目くばり山といふ。又其所に皇后の御陣所と傳ふる所あり。此の岡の上の山を目くばり山といふ皇后此山に登りて四方を見めぐらし給ひし故に此名ありと

いふ。（太宰管内志筑前之二十　五六四頁）

（六）高良山に就て

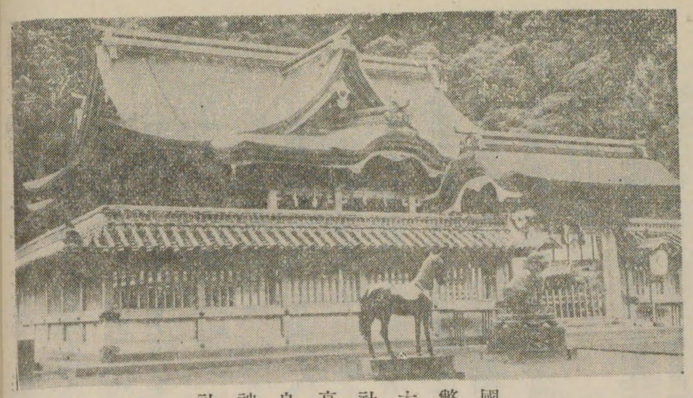

國幣大社高良神社

(1)當山は本州の中央に在りて、本州は又九州の中間に當れり。山勢孤峰、土石肥潤、竹樹茂密、其佳勝特に海西に甲たり。山徑盤曲して嶺に登ること拾五町、即ち明神の廣、巍然として建てり。西面東背、背て三韓叛襲の不虞を護る所にして實に國鎭藩屏の奇蹤なり。云々。（筑後志二四頁）

(2)武内公歴仕于五朝、躬統台輔之重、使天下又安（ガイ）、四民樂業又遠行三韓、而燿武于海外、其功盛哉。云々（樺島石梁遺文六、題良山來由記）

(3)我良山之巔、祀武内宿禰之靈、曰玉垂宮。云々。（同書、永世和平碑）

(4)熟當社祭ル所ノ神名ヲ考ヘ奉ルニ、延喜式神名帳頭註曰筑後三井郡高良玉垂ハ武内宿禰也。

當山、石鳥居ヨリ西六丁餘、朝妻ト云處ニ神功皇后ノ社アリシトカトモ、今湮轉セリ。當山ノ中ニ、神功皇后錦ノ御旗ヲ建玉フ古跡アリト、貝原好古カ八幡本記ニ載セタレハ、予往年ヨリ山中ノ人ニ尋テ、其古跡ヲ探リシニ、今東光寺城ノ北ハツレニ旗崎ト云所アリ。此所、錦ノ御旗ヲ建玉フ跡ナリト云ヘリ。又去ル頃、高隆寺ノ晩鐘ノアル所ニ尋行テ、寂源僧正ノ鐘銘ノ序ヲ讀テ此處即チ神功皇后陣營ノ地ナル事ヲ知リヌ。不圖モ古跡ヲ探索シテ、夙志ヲ達スル事ヲ珍重シテ、右ノ鐘銘ノ序ヲ爰ニ記シテ予カ

同志ノ人ニ知ラシム。高隆寺者往昔、神功皇后西征之營地而隆慶上人草創之梵刹也（下略）當山中、毘沙門谷ト云所ニ古墳アリ何人ノ古墳ト云フ事詳ナラズ、里人ノ說ニハ武内宿禰ノ墓ナリト云ヘトモ左祖ナリ難シ。（筑後志略。高良山事蹟考並式考）

(5)御祭神。高良玉垂命。相殿八幡大神。住吉大神。（高良玉垂神社由緒概要昭和二年）

(6)高良玉垂宮祭神考として其の重なもの十說を揭げて見た。初めは直接玉垂宮に關係ある緣起を三種載せて次に地方の學者によつて物されたものを採錄したが、それ等の多くは例の緣起によつた物であることは明であつた。終りに近づいて船曳翁や栗田博士の說を紹介したが、それ等が從來の武内宿禰說から轉換して彦火々出見尊と豐玉姬命になつてゐる事を注意したい。殊に博士の說中にある彦火々出見尊と我が鄕土御開拓の考證などに至つては非常な重大な暗示が與へられてゐる樣な感がしてならない。云云

（鄕土研究筑後第一號より第六號に亘つて高良玉垂宮祭神考）

(7)昭和三年十一月御大禮の大典の砌、大嘗會主基地方の風俗舞歌に神籠石が題材として

千早ふる高良の山の神籠石　かけじくづれじ御代にならひて

と詠進せられたので、筑後史談會は此の不朽の光榮を記念するために高良神社參道神籠石の側に此の歌を刻んだ記念碑を建て高良神社に寄進した。

（主基地方風俗舞歌）

(8)鬼の石運び

大昔、高良山に澤山の鬼が住んでゐて、人々を惱ましてゐた。武内宿禰は何とかして鬼共をこの山から立ち退かせたいと考へられた。或日鬼共が集つてゐる所に行つて、「夜のうちに、お前達が三人で抱き廻す位の大石で、ぐるりとこの山を圍んでしまつたら、この山はお前たちに與へやう。然し曉に雞が鳴くまでにその仕事が成就しない時は、お前たちの命は貰つてしまふぞ」と

約束された。その夜のうちに鬼共は一生懸命に岩石を運んで來て山の圍にならべ、もう一息でその仕事も出來上るばかりになつた。之を見られた武内宿禰は驚いて一羽の眞白な雞になつてしまひ、その鳴聲は深夜の高良山にひゞき渡つた。鬼共は最早夜が明けたかと驚き、仕事はそのまゝに何所かに逃げて行つてしまつた。この鬼共の運んで來た巨石が今殘つて神籠石と呼ばれてゐる。（郷土研究筑後第二巻第四號）

神籠石に就ては、史蹟名勝天然記念物調査報告書第五輯參照

(9)旗崎　高良山中東光寺古城跡の邊に在り。此の地は神功皇后西征の時、錦の御旗を建て玉ひし古蹟なり。高隆寺鐘銘の序僧寂源作に曰く高隆寺者、往昔神功皇后西征之營地、而隆慶上人草創之梵刹也。と云云。（筑後志巻之三、二〇四頁）

(10)舟塚、國分町大字野中字舟塚。

山林二十歩は元、舟の形狀をなし是を舟塚と稱せり。往昔、神功皇后新羅を征し、凱旋せらるゝ時、武内宿禰の乘りし船此地に着けりと傳へたり。（筑後志巻之三、二〇四頁）

(11)縣社御勢大靈石神社。三國村大字大保。

祭神仲哀天皇、天照大神、吉富大明神、八幡大神、春日大明神、社記によれば神功皇后攝政二年鎭座の由、社前に二間四方ばかり石垣を造りあげたり。是を仲哀天皇御陵の跡なりと云ひ傳へたり。（太宰管内志筑後之二、四〇頁）

(12)千栗の土地の人々は「ほうぞうげ」を食べない。所謂は神功皇后三韓征伐の砌り、暴風雨にあはれ、今に船くつがへらんとした時澤山の蟇―ほうぞうげ―が、船にすがりつき、その危を救つた。千栗八幡宮の祭神の一柱なる神功皇后を敬して其の蟇の恩を知り、これを食はないと言ふのである。（郷土研究筑後第一號、一六頁。達足の栞）

(13)神功皇后の西巡。

三潴郡大善寺村玉垂神社の所藏にて、國寶となりし建徳元年の緣起に、神功皇后征韓の事を畫き、又縣社風浪神社の社傳にも、皇后の御船榎の津に着せしことを云へり。其他玉垂神社境内の古樟、及び高三潴村富松某が宅地の老樹は、皇后の御船を繫ぎしとの傳說あり。按ずるに、此等は、山門縣田油津媛、御征討の古事を征韓の役に混同して後世に誤り傳へしなるべく、同御征討の事とすれば、傳說と日本書紀の文と地理と符合し、一點の疑なきものゝ如し。紀に、二月安より山門縣に移りまして土蜘蛛田油津媛を誅し給ふとあり。然れば三潴は、筑前安より山門縣に至る御順路に當り、殊に仲哀天皇の叔父君に當らせらるゝ國乳別皇子の御領地たりし所にて、筑後地方の首府なれば、此地方に暫時御駐蹕ありて、敵狀を探り、又は軍議などありしならん。玉垂神社の緣起に武内大臣高三潴の廟院にて皇子（國乳別皇子の御子又は御孫ならん）と軍議し給へる圖あり。三潴は、山門に接近の地にして、皇子は、常に同地の地理人情も知悉し給ひしなるべければ、大臣の會談せられしは、決して無稽の說ならざるを信ず。皇軍海陸兩道より進みしと假定すれば、皇后は御船にて筑後川を下り給ひ、大善寺に御着船ありて、舵取等を召し、總ての御準備を了へ給ひ、同所より又御船にて現今の山門郡沖の端方面に向はせられ、好適地より御上陸の上、同郡車坂に御駐輦ありしならんか。斯に凶賊を平げ御歸營の時、再び大善寺に御着船ありしと覺しく、熊襲既に平ぎ田油津媛亦亡ぶ。皇軍大に振ひ三韓を併合するの意氣、既に此時に於て旺溢せしを知るに足れり。紀に、夏四月北火前國松浦縣に至るとあり、當時は大善寺以西佐賀地方かけて入海なりしかば、地勢上三潴より御船にて入海を渡り、火前國に御着船の上松浦縣に至りましゝなるべし。（福岡縣三潴郡誌四二頁三潴上代考）

(14)玉垂神社。大善寺村宮本にあり。高良玉垂命祭神。古は御舟山大善寺と稱す。此神は神功皇后征韓の役將として殊勳を奏し、凱

旋の時、船を此につなぎしより御舟山の名を得たりといふ。境内の古樟は、皇后お船を繋がせ給ひしものと傳ふ。樟樹につける

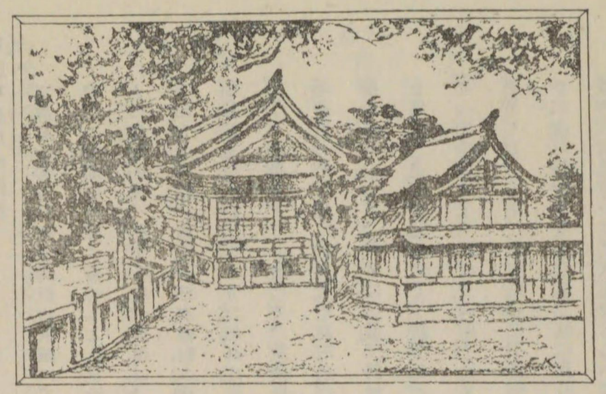

風浪神社

になな貝は神功皇后三韓を征して、彼國と海上に戰ひ、干珠を海中に投げ給ひし時、海面見る間に干潟となり、敵の船忽にころびて、無事御歸朝の時、御船を此所に乗り納め給へり。になな貝もなほ此樹に殘るといふ。（飛簾起風より抄出）

御船も亦ころばんとしたるを、不思議にも數多のになな貝御船をかこひ護り、かく

(15)縣社　風浪神社　祭神、住吉三神、八幡大神、玉垂神。大川宇酒見にあり。此神は風浪の將にして、神功皇后三韓征伐の時、皇后を援け、風波の難なきやう、守り給ふ。皇后歸朝の後、此地に鎭座す。後世渡船商船の難なきやう守護し給ふ。

(16)大川町の傳說。　榎津は神功皇后三韓より御凱旋の時、御船着せりといふ。皇后此神は思ふに磯良の靈なるべし。皇后征韓の時の舟師の長なり、今此の社の神官を安曇氏といふ。所謂磯良の遠孫なるべし。（飛簾起風より抄出）

此地に御上陸ありて其地の酒屋に御立ち寄りありしに、其の家の主人謹んで造酒用の飯を奉る、よつて此地は後世酒造業繁昌すと。現に舊十一月二十九日の祭禮に各家强飯を作りて其日を祝ふ。皇后は更に油屋に御立寄ありしに、其家の主人禮を缺きしかば、終に破產するに至ると。現今此の地に油製造所なきは之が爲なりと。（飛簾起風より抄出）

(17)筑前國背振山は早良郡板屋村の西南にあり。國中第一の高山なり。神社は尤高所にあり。此社は神功皇后三韓御征伐の時、新のために立場ひしより宴曲抄に見えたり。俗に辨才天と稱するは誤なり。（太宰管内志筑前之五、一一五）〔久留米市の西に屹立するを以て此に書す〕

(七)(八)夏四月、北到二火前國松浦縣一、而進二食於玉嶋里小河之側一。於レ是、皇后勾レ針爲レ鉤、取レ粒爲レ餌、抽二取裳糸一爲レ綸、登二河中石上一而投レ鉤祈之曰、朕西欲レ求二財國一、若有レ成レ事者河魚飲鉤、因以擧レ竿乃獲二細鱗魚一。（日本書紀卷九、一六二頁）

(九)(一〇)皇后還詣二橿日浦一、解レ髮臨レ海曰、吾被二神祇之教一、賴二皇祖之靈一、浮二渉滄海一、躬欲二西征一、是以今頭濕二海水一、若有レ驗者髮自分爲レ兩、即入レ海洗之、髮自分也、皇后便結二分髮一而爲レ鬟、（日本書紀卷九、一六二頁）

(一一)因以謂二群臣一曰、夫興レ師動レ衆、國之大事、安危成敗必在二於斯一、今有レ所二征伐一、以レ事付二群臣一、若事不レ成者、罪在二於群臣一、是其傷焉、吾婦女之加以不肖。然顰假二男貌一强起二雄略一、上蒙二神祇之靈一、下藉二群臣之助一、振二兵甲一而度二嶮浪一、整二艫船一、以求二財土一、若事就者群臣共有レ功、事不レ就者獨有レ罪、既有二此意一、共共議之、群臣皆曰、皇后爲二天下一計、所三以安二宗廟社稷一、且罪不レ及二于臣下一、頓首奉レ詔。（日本書紀卷九、一六二頁）

(一二)冬十月、從二和珥津一發之、時飛廉起レ風、陽侯擧レ浪、海中大魚悉浮挾レ船、則大風順吹、帆船隨レ波、不レ勞二櫂楫一、便利二新羅一。（日本書紀卷九、一六四頁）

(一三)時隨船潮浪遠逮二國中一、即知天神地祇悉助、歛二新羅王於是戰戰栗栗、厝身無所、則集二諸人一曰、新羅之建レ國以來、未三嘗聞二海水凌レ國一、若天運盡國爲レ海乎、是言未レ訖之間、船師滿レ海、旌旗耀レ日、皷吹起レ聲、山川悉振、新羅王遙望以爲三非二常之兵一、將レ滅二己國一、讐焉失レ志、乃今醒之曰、吾聞東有二神國一、謂二日本一、亦有二聖王一、謂二天皇一、又其國之神兵也、豈可二擧レ兵以拒一乎、即素旆而自服素組以面縛、封レ圖、籍、降二王船之前一、因以叩頭之

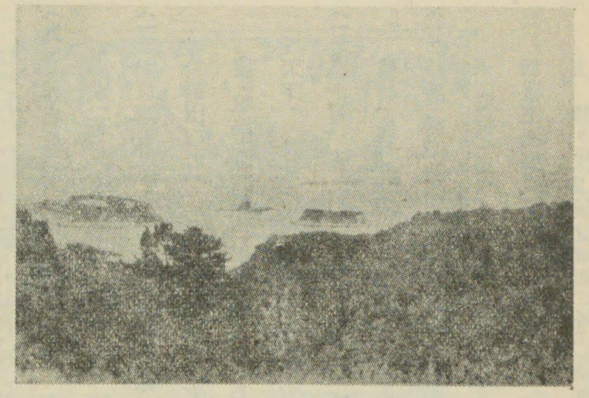

和珥の津

曰、從レ今以後、長與二乾坤一、伏爲二飼部一、其不レ乾二船柁一、而春秋獻二馬梳及馬鞭一、復不レ頓二海遠一、以毎レ年貢二男女之調一。（日本書紀卷九、一六四頁）

（一四）爰新羅王波沙寐錦、即以二微叱己知波珍干岐一爲レ質、仍賚二金銀彩色及綾羅縑絹一、載二于八十艘船一、令レ從二官軍一。是以、新羅王常以二八十船之調一貢二于日本國一、其是之緣也。（日本書紀卷九、一六五頁）

（一五）譽田天皇、足仲彦天皇第四子也、母曰二氣長足姫尊一。天皇以下皇后討二新羅一之年、歲次庚辰、冬十二月、生二於筑紫之蚊田一。幼而聰達、玄監深遠、動容進止、聖表有レ異焉。皇太后攝政之三年、立爲二皇太子一。時年三初天皇在孕而、天神地祇授二三韓一。既產之、宍生二腕上一、其形如レ鞆、是肖下皇太后爲二雄裝一之負上鞆、故稱二其名一、謂二譽田天皇一。

（日本書紀卷九、一七八頁）

（一六）皇后從二新羅一還之、十二月戊戌朔辛亥、生二譽田天皇於筑紫一。故時人號二其產處一曰二宇瀰一也。（日本書紀卷九、一六五頁）

（一六）縣社宇美八幡宮

宇美にあり祭神應神天皇　古事記に息長帶日賣命即爲鎭御腹、取石以纏御裳之腰、而渡筑紫國、其御子者阿禮坐、故號其御子生地謂宇美也　と書けるは、即此の神社の地なり。（飛廉起風二七頁）

（一七）官幣大社箱崎宮

箱崎町にあり、祭神、應神天皇神功皇后、玉依姫歷代朝廷の御尊崇厚く殊に文永弘安の役に際しては神威赫々として皇國を守護し給へり。

附近傳說地

箱松、神功皇后宇美にて應神天皇を生み給ひし時、胞衣を箱にして此處に埋めさせ給ひ、其印に松を植ゑ給へりと云ふ。

赤幡方、寺のめぐりに竹の林あり。旗竿に用ひたり。俗說に神功皇后異國退治の時、此處の竹を旗竿に用ひ給ひし故今に至るまで、此竹林の竹を旗竿に用ふと云ふ。（飛廉起風二五頁）

（一八）筑後に於ける仲哀天皇、神功皇后及應神天皇を祀る神社。（縣社以上）

郡名	神社名	祭神	社格
三井郡御井町	高良神社	高良玉垂命。八幡大神。住吉大神。	國幣社
三井郡三國村	御勢大靈石神社	仲哀天皇。	縣社
三瀦郡大川町	風浪神社	住吉三神。	縣社
三瀦郡大善寺村	玉垂神社	八幡大神。玉垂神。	縣社
浮羽郡千年村	若宮八幡宮	應神天皇。仲哀天皇。神功皇后	縣社

第五　久留米の名

連絡　高小國史第二神武天皇の創業第六佛教の傳來と美術工藝の發達
尋小國史第四神功皇后第六聖德太子

名　ものに名があるのは何か理由のあるものである。我等の鄉土久留米は、如何なる意味をもつてゐるであらうか。それには古來種々の說が行はれてゐるが、其の何れが正確であるかは不明に屬する。今其の二三を擧げて見やう。

くるくるめ　神武天皇佐命の元勳、(一)大久米命は巨眼大眼であつて、眼光炬の如く、「くるくるめ」であつた。命は或時天皇の御命令によつて、伊須氣餘理姬(イスケヨリヒメ)の許に使者として行かれた。姬は命を見て「汝(ナ)が裂ける利目(トメ)」と叫ばれた。此のくるくるめが即ちくるくるめであるといふのである。

八幡宮　又應神天皇の御代には學問、(二)技藝等大陸から優秀なる文物を傳來して、我が國運は著しく進展した。八幡神社として應神天皇を奉祭することの全國に最も多いのは武神としての御稜威と共に我が國文化を進め給ひしことを欣仰する國民至誠のあらはれである。我等の鄉土にも(三)高野八幡宮、(四)長門石八幡宮等(五)がある。

吳部　久留米は「くれべ」であらう。(六)吳部は又繰部であらう。上古地方に機織の工人があり、その業が盛であつたために、大陸から移住した工人即ち吳部の居住した地かと思はれる。

昔は津福村神(七)沈潭の地に木ノ實(八)神社があつて、伊勢明神を祭り、機織の神として尊崇されてゐた。伊勢(九)明神は諸國にも其例がある如く吳部の民の機織の神として祭つたので、久留米の名は「吳部」「繰女」からきたのであらうといふ說がある。

來目皇子　又第三十三代推古天皇は聖德太子を立てゝ皇太子となし萬機を政せしめ給うた。太子は御聰明なる御生れつきで其の攝政中、十七條の憲法をお定めになつたこと、佛教を興隆なさつたこと、支那と對等の交際をお始めになつたことは其の御功業の大なるものである。久留米の名は此の聖德太子の御弟來目(一〇)皇子の御名から、取つてゐるのであらうといふ說がある。

推古天皇の九年に來目皇子を擊新羅將軍とて軍衆二萬五千人を率ゐて筑紫に遣はされることになり、皇子は進んで島郡に屯し船舶をおあつめになつたが、不幸、病魔におかされ給ひ翌年薨ぜられた。

天皇は之をお聞きになつて大に驚き給ひ皇太子を召して曰く「擊新羅將軍來目皇子薨ず。その大事に臨みて遂げず。甚だ悲しきかな。」と仰せられた。

來目皇子の御領地　今の糸島郡野北村に(一一)久米の地字(ホノケ)があるのは皇子の名に因んだのである。二萬五千の軍兵に要する軍需品、糧米等も尠少ではないと思はれるが、我が鄉土の地は當時久米皇子の所領として奉仕したので、久留米の名は來目皇子の御名を傳へたのであらうといふのである。

（一）神武天皇二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定レ功行レ賞。賜二道臣命宅地一居二于築坂邑一以寵異之、亦使下二大來目一居中于畝傍山以西川邊之地上。今號二來目邑一。此其緣也。（日本書紀卷三、九二頁）

我居常私に思へり。神武帝の建國に當り、佐命の元勳たる大久米命は恐らく州の久留米と大關係を有し給はんと。扨を如何といふに命の御名に大久米を負ひ給ひしは其巨眼大眼にして眼光炬の如きくる〳〵目におはしゝに由りてなり。其雄相は命が帝の欽命を承たまはりて、皇后冊立の御使に赴かれたる時、伊須氣餘理姫驚かせられて「汝が裂ける利目」と叫ばせ給ひしにても知らる可し。流石に我國は古國なり。命の雄相を贊嘆せられし當時の辭は二千餘年の今日まで遺り、久米又斗米は今も往々國人の名に取りて命ずる習例を傳へ何時の頃よりか久米の二字を密着し粂てふ國字さへ造り出すに至れり。其久米の原義はくるくる目なり。此語筑後に獨り殘りて久留米あり。其地は必ず命の身を立て給ひしか、領しておはしましゝかの蹟なる可し。建國佐命の元勳を若し此の地方より出しゝとすれば土地の名譽も今更ならん。是れ亦學者の考定を待つ。（校訂筑後志後書）

（二）（1）抑々上古村落住民集團の原始的狀態に就ては、其の精確なることは素より知るを得ざれども、或血族團體の頭領が其族人若くは部民を率ゐ一地方を占居し一部落を作りて牧畜耕種又は漁獵に從事し、村民は其首長及後繼者に服從し、以て共同生活を爲すに當り、彼等は祖先崇拜の念よりして、其團體の祖神を祀れる神社を營み、之を中心として永く村民の團結を堅くし、これより漸次其氏族部曲の名が、やがて其の家の姓となり、又移りて村名となるに至れるもの多かるべし。秦漢、百濟內附之民、各以レ萬計、足レ可二褒賞一、皆有二其祠一未レ預二幣例一也（古語拾遺）かくて血族を中心として立體的に延長せるもの、次第に地域中心と爲りて平面的に擴張し血族關係古き者の氏神が地域關係新しき氏子をも包含せる產土神と仰がるゝに至れるなり。されば今も各地に服部、土師、綾部、來見等の姓を有する者あり。又和名抄に海部、土師、物部、忌部、漆部、錦部、服部、錦織等の郡鄉名あり又神社に服部神社、吳服神社、麻績神社、錦織神社、久留眞神社、漆部神社、忌部神社、物部神社、美麻奈比古神社等あるが如き其證なり。

應神天皇以來、支那朝鮮より我國に歸化せる者頗る多く、又我より支那に使を遣して縫織の工人を招きしことあり。而して此等の部民は、近畿地方は勿論、全國中特に肥沃なる平野に住せしめたることは日本書紀及古語拾遺等に詳なり。（久留米市誌上編三〇三頁）

（2）二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率二己之黨類十七縣一而來歸焉（マヰケリ）（日本書紀卷十、一八五頁）

（3）三十七年春二月戊午朔、遣二阿知使主都加使主於吳一、令レ求二縫工女一。爰阿知使主等、渡二高麗國一、欲レ達二于吳一、則至高麗一更不レ知二道路一。乞二知レ道者於高麗一。高麗王乃副二久禮波一、久禮志二人一爲二導者一、由レ是得レ通レ吳、吳王於レ是與二工女兄媛、弟媛、吳織、穴織、四婦女一。（同書、一八八頁）

（4）是則今在二筑紫國一御使君之祖也。既而率二其三婦女一以至二津國一及二于武庫一。（中略）是女人等之後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也。（同書、一八九頁）

（5）十四年春正月丙寅朔、戊寅、身狹村主青等共二吳國使一將二吳所レ獻手末才伎（デヒト）漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等一泊二於住吉津一。是月爲二吳客道一通二磯齒津路一。名二吳坂一。三月命二臣進二迎二吳使一。即安二置吳人於檜隈野一。因名二吳原一。以二衣縫兄媛一奉二大三輪神一。以二弟媛一爲二漢衣縫部一也。漢織、吳織、衣縫是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫之先也。（同書、一二五三頁）

（6）十六年秋七月。詔宜レ桑國縣殖レ桑。又散二遷秦民一使レ献二庸調一。冬十月詔聚二漢部一定二其伴造者賜レ姓曰レ直。（同書二五五頁）

（三）（1）御井郡高野村にあり、朱雀帝承平二年、一品兼基親王建立神田十二町（筑後志巻之七、三九九頁）

（2）八幡神社、高野町字宮脇に鎮座す。祭神應神天皇由緒詳ならず。或は曰く、往古朱雀帝承平二年、一品兼基親王の建立にて、久留米舊城廓内に在り。舊城の鬼門神社として代々藩主の信仰厚く、寛永二丑年有馬豐氏公社殿を再建し白米三石、銀百八十文、神器悉皆寄附せらる。以下略（久留米市誌上編、五六一頁）

（四）（1）八幡宮　同郡長門石村にあり。（筑後志巻之七、四一〇頁）

（2）八幡神社、長門石字宮の前に鎮座、應神天皇由緒詳ならず。以下略（久留米市誌上編、五六六頁）

（五）（1）八幡宮　三潴郡津福村にあり。（筑後志巻七、四一一頁）

（2）八幡神社、津福町字宮ノ後鎮座。祭神應神天皇由緒詳ならず。以下略（久留米市誌上編、五六五頁）

（六）四十一年春二月（中略）是月。阿知使主等自レ吳至二筑紫一。時智形大神乞二工女等一。故以二兄媛一奉二於胸形大神一。是則今在筑紫國一（中略）今吳衣縫、蚊屋衣縫是也（日本書紀巻十、一八九頁）

（七）市の南部を東西に貫ける小渠に苧扱川あり。其の末流の沿岸にカンチンタン（韓人谷？）あり。（久留米市誌上編、三〇七頁）

（八）（1）八幡神社（前略）木實靈神（後略）あり＝津福町。（久留米市誌上編五六五頁）

（2）このみ堂、村東にこのみ山と申候山之内に、一間四面萱葺このみ宮と申傳へ、二躰御座候。開基年號相知不申候といへる「このみ」ぞやがて「玖留見」の轉訛ならむ。故老の談に舊落時代に騎して此社前を過ぐる者は必ず馬を下りて敬意を表したりといへば、由緒ある神社なりしならん。此玖留見神社こそ伊勢の久留眞神社と同じく吳羽若くは吳部の民が集團中心として祀る社ならめ、村岡櫟齋は地名小言に左の如く言へり。筑後の久留米も繰女即ち紡績婦の義に聞ゆ。神名帳に伊勢の久留眞神社、服部伊刀麻神社あり即ち繰女糸目の義なるべし（中略）久留米の名は我が筑後河畔に占居したる績織部民の祖神を祀れる神祠の社號より轉訛せるものにして其名稱の發現地は所謂「このみ宮」の所在地附近、即ち今の津福本町を中心として元の東久留米、西久留米方面へ擴大せられたるならん。（同書上編三〇五頁）

（九）（1）久留眞神社、久留眞は吳羽の訛にて服部と相因むものに非ずや。久留眞は吳津女の義ならん。即雄略紀にいふ、伊勢衣縫の祖なる弟媛を祭るなるべし。（大日本地名辭書上巻、六六五頁伊勢河藝郡）

（2）伊勢壹志郡吳部鄉全文略（同書、六五三頁）

（3）延喜式に津名郡伊勢久留麻神社は今大字久留麻に在り。土俗伊勢明神と曰ふ。按に伊勢の奄藝郡に久留眞神社ありて服部吳部の徒の氏神なりしと思はる此なども其部民の移住して更に伊勢神と稱へたるならん。（同書、七六八頁淡路國津名郡來馬鄉）

（一〇）十年春二月酉朔。來目皇子爲二擊新羅將軍一授二諸神部及國造伴造等一、並、單衆二萬五千人一。夏四月戊申朔、來目皇子到于筑紫一、及進屯二嶋郡一而聚二船舶一運二軍粮一。（中略）是時來目皇子臥病以不レ果二征討一。（後略）十一年春二月癸酉朔、丙子、來目皇子薨二於筑紫一。仍驛使以奏上、爰天皇聞之大驚。則召二皇太子蘇我大臣一、謂之曰、擊

新羅大將軍來目皇子薨之、其臨三大事一而不レ遂矣。甚悲乎。（後略）（日本書紀卷二十二推古天皇、三七五頁）

（二）久米郷。和名抄、志摩郡久米郷。今小富士村、即船越などの郷名にや、續風土記に、芥屋の邊を今日は久米郷と云ふと呼ぶ。船越は芥屋の南邊なり。（中略）今の可也船越の邊は當時の屯營地と思はるれば、此の郷邑も來目皇子の名代（ナシロ）にあらずや。（大日本地名辭書筑前糸島郡、一五一九頁）

第六　（一）上古の遺蹟　連絡　高小國史　第三皇大神宮の創立

耶馬臺國　我が筑後國は、(一)土地廣く地味肥え、先史時代既に多數の(二)生民が生活し大陸と交通して高度の文化を形成し、上古の筑後は日本文化の一大中心地であつたといふ。近時魏史倭人傳所載の(五)耶馬臺國の所在地を筑後山門(六)郡であらうと推定する學者もある。

三潴・八女地方の出土品　三潴郡三潴村・大善寺村地方には貝塚や古墳(八)が散在して各種の石器(九)及び土器(一〇)・埴輪土偶(一一)及銅劍(一二)・銅鉾其他を出し、八女郡にも藤田(一四)村からは、數個の銅劍土中より發見せられ、吉田(一五)、一條(一六)の塚上には石人石馬が遺り、三井郡高良山(一七)、山門郡女山(一九)の神籠石(二〇)も亦巨石文化の記念物である。

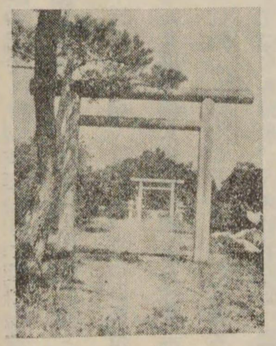
權現塚

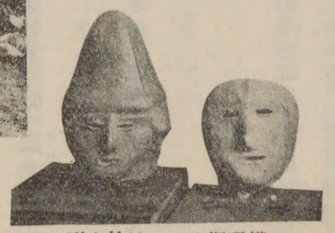
權現塚出土の埴輪人形

甕棺埋沒狀態

甕棺　(二一)三井郡・(二二)浮羽郡・(二三)八女郡の或地方では、甕棺の發堀されることがあるが、久留米でも(二四)東櫛原町の北部高地と大石町字南崎地方の土中には多數の甕棺を包含してゐる。又正源寺山隈山よりは、霖雨の候には時として、勾玉金環齋部土器等を露出することがある。

古代の住民　大善寺村より、市内津福本町・國分町及三井郡御井町を經て、水縄山脈の北麓に至る古墳地帶中より、時に青磁碗を堀出す等のことあるによつて、此の地方に占居してゐた古代の住民が支那・朝鮮と交通してゐた蹤を偲ぶことが出來る。

日輪寺及浦山古墳　我が久留米附近に於ても(二五)京町日輪寺・(二六)上津荒木浦山古墳には、紋様彫刻の墳塚殘存し、三井郡高良内村及上津荒木村一帶の地方、石鏃石斧等が散在し、又大小幾多の古墳群がある。或は

郊外の散策に、或は學校の遠足に是等遺蹟をたづね、遺物を採取して、遠く思を上古に走するときは一木一石にも無限の興趣を覺えるであらう。

(一)主として久留米誌上編三七六頁以下による。

(二)由來我が筑後の州たる東南には、山岳連亙し、北には千歳の巨川を繞らし、南には矢部の江流を帶び、西南隅には有明の洪海を湛へ、此間に形成せる沖積土には先史時代既に多數の生民棲息して、大陸と交通せしこと明なり。(市誌上編三七六頁)

日輪寺古墳

(三)鳥居龍藏博士講演概要(於日吉校)

筑後には、完全な風土記が殘されてゐない。從つて當地の人達が知つてゐることは、畿内の人が間接に傳へたものを知つてゐたに過ぎない。然るに諸君の祖先が殘した遺蹟遺物の學術上研究により、玆にお話をして見たいと思ふ。從て氏族制度が滅亡して出來た大化新政以前の史實について、お話することゝなるのであるが、太宰府の設立は、筑後の豪族に向つての統御であつたから、大化後が氏族制度の滅亡した時で私の話はそれ以前の先史時代に就てゞある。先史時代とは有史以前のこと即ちプレヒストリーのことで、先史人類學先史考古學に依るものである。この時代は所謂石器の時代で農業の皆無の時代であつて、石器を利器として海及山の生物を以て生活してゐた。此の石器時代の筑後、矢部雨川の平野に、石器を使つてゐたとは歴史にはないのであるが、その多數に遺された石器の遺物によつて、當時の民族を知ることが出來る。當時は鹿を捕へて食し紡錘車や石斧石刀を使用してゐたことが分る。紡錘車

在は簡單な織物が行はれてゐたことが想像される。(福日紙による)

(四)筑後上古の文化

大化の改新によつて縣部の制度を改め、私有武器の沒收防人の戒嚴其の他方法により豪族を制肘して、畿内大和が中央集權の實を擧げ、九州の總監督を第一義とする太宰府を設けられた前後は、九州文化の興廢について大に考ふべき時代である。此筑後地方は、先進の支那大陸と接近し、筑後矢部の二大河と、風波穩かな筑紫内海と、廣漠たる沿海平野や沼澤及び之を圍繞せる山岳を有してゐるから、逸早く大陸の文化を引入れて畿内地方よりも遙かに勝れた武器及び武備と文化と富を有し、盛んに土木を起して、巨石文化を象徴する神籠石や、古墳など造營し、それが久しい年月を風雨に曝されても、今猶殘存して、無意義に看過してゐる子孫を笑つてゐる。恰も巴里の進歩せる文化と、紐育の發達せる經濟とを併有するやうな筑後地方の上代は、天險、武力、富力、の三要素が揃うて非常な勢力を有し、朝鮮や支那と貿易の權をも握り、又進んで同盟も出來る程の勢力を有してゐたから、當時の大和朝廷にとりて一大脅威であつた。九州より廣い本島の中心にある畿内地方は、未開人の有する勇猛武烈な力と豐富な資源によつて、後日大に繁榮隆興すべく運命づけられてゐたけれども、當時の文化は、九州より非常に後れてゐたことは爭はれない。故に畿内地方を中心とする文化を標準として、九州古代の文化を律するのは誤つてゐると思ふ。(鳥居文學博士講演、福日紙による)

(五)魏志倭人傳　倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國、從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國、七千餘里、始度一海千餘里、至對馬國、其大官曰卑狗、副曰卑奴母離、所居絶島、方可四百餘里、土地山險、多深林道路如禽鹿徑、有千餘戸、無良田食海物、自活、乘船南北市糴、又南渡一海千餘里、名曰瀚海、至一大國、官亦曰卑狗、副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林、有三千許家、差有田地耕田猶不足食、亦南北市糴、又渡一海千餘里、至末盧國、有四千餘戸、濱山海居、草木茂盛、行不見前人、好捕魚鰒、水無深淺、皆沈沒取之、東南陸行五百里、到伊都國官曰爾支、

副曰泄謨觚柄渠觚、有千餘戶、世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐、東南至奴國百里、官曰兕馬觚副曰卑奴母離有二萬餘戶、東行至不彌國百里、官曰多模副曰卑奴母離、有千餘家、南至投馬國、水行二十日、官曰彌彌、副曰彌彌那利、可五萬餘戶、南至耶馬臺國、女王之所都、水行十日陸行一月、官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮、可七萬餘戶、自女王國以北、其戶數道里可略載、其餘旁國、遠絕不可得詳、次有斯馬國、次有已百支國、次有伊邪國、次有郡支國、次有彌奴國、次有好古都國、次有不呼國、次有姐奴國、次有對蘇國、次有蘇奴國、次有呼邑國、次有華奴蘇奴國、次有鬼國、次有爲吾國、次有鬼奴國、次有邪馬國、次有躬臣國、次有巴利國、次有支惟國、次有烏奴國、次有奴國、此女王境界所盡、其南有狗奴國、男子爲王、其官有狗古智卑奴、不屬女王、自郡至女王國萬二千餘里、男子無大小、皆黥面文身、自古以來、其使詣中國皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭水人好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾、諸國文身各異、或左或右或大或小、尊卑有差、計其道里當在會稽東冶之東、其風俗不淫、男子皆露紒、以木緜招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈紒、作衣如單被穿其中央貫頭衣之、種禾稻紵麻蠶桑緝績、出細紵縑緜、其地無牛馬虎豹羊鵲、兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃、所有無與儋耳朱崖同、倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣、有屋室、父母兄弟臥息異處、以朱丹塗其身体、如中國用粉也、食飲用籩豆手食、其死有棺無槨、封土作冢、始死停喪十餘日、當時不食肉喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬舉家詣水中澡浴、以如練沐、其行來渡海詣中國、恒使一人不梳頭、不去蟣蝨、衣服垢汚、不食肉、不近婦人、如喪人名之爲持衰、若行者吉善、共顧其生口財物若有疾病遭暴害便欲殺之、謂其持衰不謹、出眞珠青玉、其山有丹、其木有柟杼豫樟・楺櫪・投橿・烏號楓香・其竹篠簳桃支有薑橘椒襄荷、不知以爲滋味、有獮猴黑雉、其俗舉事行來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶先告所卜、其辭如令、龜法視火坼占兆、其會同坐起、父子男女無別、人性嗜酒（魏略曰、其俗不知正歲四節、但記春耕秋收、爲年紀）見大人所敬、但搏手以當跪拜、其人壽考、或百年、或八九十年、其俗國大人皆四五婦、下戶或二三婦、婦人不淫不妒忌、不盜竊少諍訟、其犯法輕者沒其妻、重者滅其門戶及親族、尊卑各有差序、足相臣服、收租賦、有邸閣、國國有市交易有無、使大倭監之、自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國、於國中有如刺史、王遣使京師帶方郡諸韓國及郡使倭國、皆臨津搜露傳送文書賜遺之物、詣女王、不得差錯、下戶與大人相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、對應聲曰噫、比如然諾、其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐、歷年乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、事鬼道能惑衆、年已長大、無夫壻有男弟佐治國、自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、唯有男子一人給飲食、傳辭出入、居處宮室樓觀城柵嚴設、常有人持兵守衛、女王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種、又有侏儒國、在其南人長三四尺、去女王國四千餘里、又有裸國黑齒國、復在其東南船行一年可至、參問倭地絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里、景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將、送詣京都、其年十二月、詔書報倭女王、曰制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈以到、汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守假授、汝其綏撫種人勉爲孝順、汝來使難升米、牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬引見勞賜遣還、今以絳地交龍錦五匹（臣松之以爲地應爲綈漢文帝著皁衣謂之弋綈是也此字不體非魏朝之失則傳寫者誤也）絳地縐粟罽十張蒨絳五十匹紺青五十匹答汝所獻貢直、又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米・牛利、還到錄受、悉可以示汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也、正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王並齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物、倭王因使上表、答謝詔恩、其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻生口倭錦絳青縑緜衣帛布、丹木拊短弓矢、掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬、其六年、詔賜倭難升米黃幢、付郡假授、其八年、太守王頒到官、倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書黃幢、拜假難升米爲檄告喻之、卑彌呼以死、大作冢徑百餘步、徇葬者奴婢百餘人、更立男王、國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與年十三爲王、國中遂定、政等以檄告喻壹與、壹與遣倭大夫率善中郎將旅邪

句等二十人送政等還、因詣臺獻上男女生口三十人、貢白珠五千孔、青大句珠二枚異文雜錦二十匹、（耶馬臺國探見記附錄一六）

（六）耶馬臺國所在に就ての四說、凡そ左の四說あり。

第一、畿内の大和となすもの

古人の論多くは是れなり。今人には文學博士内藤虎次郎外二三氏あり。内藤氏は明治四十三年五月發行の「藝文」に卑彌呼考あり、三回に渉りて詳記せらる。

第二、大隅地方となすもの

古人本居宣長翁初めて九州の地たることを唱へられ今人には文學博士吉田東伍外二三氏あり。吉田氏は其著書「日韓古史談」に詳記せらる。菅政友及び吉田氏は大隈國噌唹郡の地とせらる。

第三、肥後國となすもの

古人には鶴峰戊申氏あり。同氏は肥の襲國の僭稱となす說なり。今人には近藤芳樹藤井甚太郎二氏あり。近藤氏は「征韓起源に菊池郡山門郷と爲し、藤井氏は明治四十三年發行「歷史地理」に耶馬臺國の所在に就ての論あり。而して氏は推定里數に據りて阿蘇郡となす。

第四、筑後國山門郡となすもの

白鳥庫吉・星野恒・久米邦武の三博士・谷井濟一・橋本增吉・福本日南諸氏を始め近世の大家學士多くは此論なり。星野博士は明治廿五年五月發行の史學雜誌第三十號及三十一號に「日本國語考」の下に詳論せらる。白鳥博士は明治四十三年六月「東亞之光」第五卷第六號、第七號に倭女王卑彌呼考の發表あり。橋本氏は明治四十三年十月發行の史學雜誌第二十一編第十號より第十二號に渉り耶馬臺國及卑彌呼に就て、論述し他說を駁撃して遺憾なし、今日に於ては殆んど此說に確定せるもの、如し。

（耶馬臺國探見記附錄一頁）

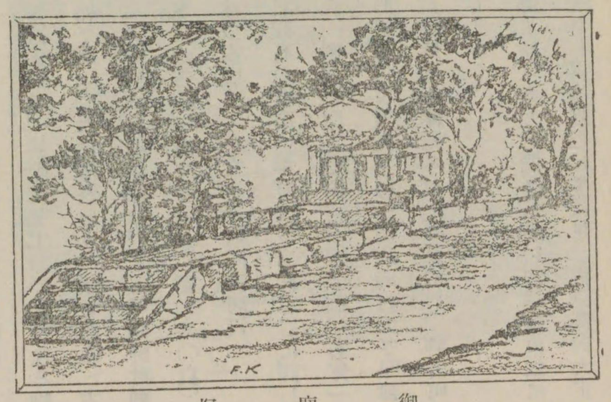

御廟塚

（七）御廟塚（塚崎貝塚）―三潴村ガソリンカーを「つかざき」に降りて北西に少し歩むと瀧病院の前面一隅に

史蹟、塚崎貝塚

先住民族の生活せし遺蹟にして、多數の貝殻を殘留す。現狀を永く保存せんことを要す。

昭和四年四月　　福岡縣

の標示板を仰ぐことが出來て、附近に遊んでゐる子供に御廟塚はと尋ねて見給へ嬉々として子供は小走りに先に立つて案内する。すぐ向ふには麥の畑を越して筑後川堤防の杉並木が見え、何となく昔なつかしい場所――元文五年の銘をもち、高良廟を彫つた石額をかゝぐる石華表をくぐると高さ五六尺の圓形古墳、頂には石の玉垣めぐらす一株の老松があつて、颯々の松籟をあげてゐる。里人は高良玉垂命の御墓だと言つて神聖視してゐる。傍に佇むと古墳の封土中に白い色の貝殻が堆々と光つて所々に彌生式土器の破片も見える、曾ては此の附近より石斧・石鏃・銅劍を發見したと云ふのである。

何はあれ、此の處こそ先住民族の生活様式をうかゞひ知る事の出來る石器時代の遺蹟、世に名高い塚崎貝塚である。此の御廟塚より古は東西八十三丈、南北三十三丈高さ一丈餘、周圍二百三十五丈餘、これを繞る池湟さへあつた、大古墳と傳へられる「烏帽子塚」へと歩いて見ると、あちらこちらの畑や丘に露出する白い貝殻、赤い彌生式土器の破片、黒く光る黒耀石の破片、折よ

ければ合せ甕の堀り出されてゐるのを見、激しく雨降つた後ならば、石斧、石鏃の石器類を拾ふことが出來て、旅人の心はいつ

しか古代の夢を追ふのである。（三瀦柳河めぐり二六頁）

（八）御塚、權現塚（本書景行天皇御巡幸の（八））（三瀦郡誌一五六頁）

銚子塚　大善寺村大字宮本字北烏にあり、前方後圓の瓢形古墳にして高さ四間周圍百八十間、實測反別三反七畝六歩を占め、二重濠を繞らしたる形跡あり、塚上には雜樹生茂りたりしも大正元年の頃耕地整理の爲周圍を削り拓きて田圃とせり、其際祝部土器の完全なる物及び埴輪の破片等多數を發見せり、云々。（同書一五九頁）

烏帽子塚（（七）に概略あり、依て前略）古老の言に當村は國乳別皇子御座所なりしを以て、薨去の後、尊體を本社西北三町の地塚崎に納む、之を弓頭神社御廟塚と唱ふと同村水圖帳に記載せり。（同書同頁）

犬塚村の古墳　全文略。（同書一六〇頁）

下林の古墳　全文略。（同書同頁）

道君音名の墳墓（本書筑後國府（一一）に詳し）（三瀦郡誌一六〇頁）

（九）石鉾一個、石庖丁一個、石鑿二個、石斧一個高三瀦村字塚崎にて發見。（三瀦郡誌一七〇頁）

寺村御塚にて發見。同一個三瀦村大字早津崎にて發見。

次頁挿繪は上津荒木村、高良内村、御井町、合川村等にて竹下工氏の採集せしもの、該地方には今でも多數發見されるであらう。

（一〇）祝部土器（甕）一個高三瀦村字塚崎東畑にて。（筑後（鄉土研究）第三卷第十一號一六頁）青磁（菓子器）大正二年春大善寺村御塚附近にて發見。青磁茶碗大正二年大善寺村字伽羅田に於て發掘。（三瀦郡誌一七一頁）

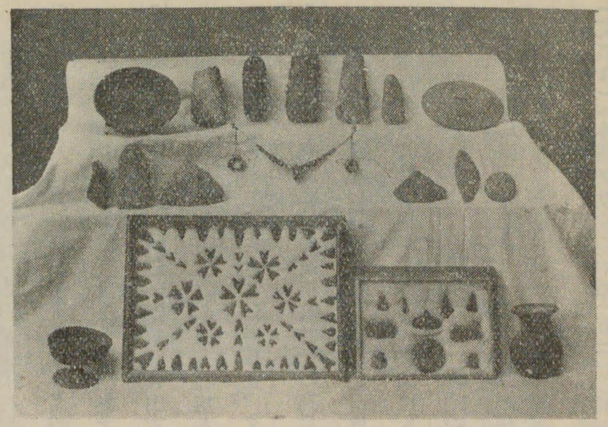

石器土器

（一一）埴輪人形及埴輪動物大正五年大善寺村權現塚外濠にて發見、完全にして最優秀。又同所には埴輪圓筒の石片今も現存す。（三瀦郡誌一七一頁）

（一二）（一三）（1）銅鉾　寬延二年十一月廿六日高三瀦善兵衞ト云フモノ同地西畑御苗塚ヲ發掘シ石棺上ニテ二口發見、其一ハ同年十二月五日同地妙覺院ニ納メシガ（筑後將士軍談）嘉永頃久留米藩士戸田佐伯ノ藏トナリ（筑後古墳遺物縮圖）今同地弓頭神社ノ社寶タリ、長一尺二寸九分五厘ノ背ニ節狀ノ線アリ、兩双ニ彎入セル部分ナク關以下葦ノ手法ニ至リテハ著ルシク他ノ諸劍ト異リ扁平ナル葦アリ尋常ノ葦部缺損セルヲ以テ磨キ上ゲテ造リ出シタル如ク見エ、背ノ兩側兩樋ノ關ニ近キ所ニ一双ノ小孔アリ葦端ヨリ四分ノ所ニモ同釘孔ト思ハルヽ孔アリ。其二ハ同郡大善寺村大字宮本玉垂神社藏ニシテ發掘後幾モナクコヽニ納マリシナリ（筑後將士軍談）長九寸五分五厘餘最普通ノ樣式ナリ。（筑後鄉土研究第三卷第十一號一五頁）

（2）右の銅鉾二口發見の遺跡は丘陵の尾山にある圓形古墳にして畑地の間にあり筑後志に玉垂命の墳域と傳ふるもの即是なり、此邊は石器時代の遺跡にして貝塚及土器石器の破片を包含す。（三瀦郡誌一七三頁）

(一四)家勤記得集曰、元祿十年正月、於二藤田村天神浦一築堤時、得二銅矛十三於土中一、小川筆記云、享保七年四月、藤田村農夫等、浚二池塘一時、獲二銅矛五果於池中一、今聞此物所レ出則元祿享保所レ獲之物也、此有二彫刻一者、或從二他所一所レ出也歟、又聞、御井郡野口村之東邊、有二一圓丘一、號二大島一、里老云、往年掘レ地得二銅矛一長七八寸、今不レ知二其所レ在也、又往年自二三原郡乙隈一所レ出者、與二藤田及山隈村胡麻野ヨリ（嘉永ノ初）掘出ス者亦同制ナリ。（筑後將士軍談卷之第五十二）

(一五)(一六)尚石人に就ては(1)大日本地名辭書上卷一五四二人形原の條、(2)參考教師用福岡縣鄉土史一八頁楠田の石人及び古墳につき、(3)筑後將士軍談卷之第五十一（本書磐井の叛の章參照）

(一七)史蹟假指定　下廣川村一條に石人山古墳あり石人及獅子面裝飾あり。

同　福島町公園に石人石馬あり。

福島町正福寺に裝具せる石馬あり、又石人首一個あり兜を被り鎧を表現す、學界の稀珍なり。

(一八)投馬國（トウバ）　思ふに彼の投馬國は今の高良山地方ならん歟。何となれば(一)山を負ひ川に臨み四通八達の要所なる事、後筑紫の國府を此地に設けしも之が爲ならん。(二)當時諸國王の居所に神籠石あり即ち恰土の雷山、本郡（山門郡）の女山に於けるが如く、高良山にも此の遺跡ある事。(三)五萬餘戸の都邑となれば二十六七萬の人口也。斯様なる都邑をなすは、山間の八女。新開の三瀦に得難き事。(四)往昔の古墳、高良山附近に今尚多きこと。(五)耶馬臺國は投馬の南方とあり。左すれば高良山より山門は正しく南方なる事故に斯く定めし所以なり。（耶馬臺國探見記四頁）

(一九)(1)（本書神功皇后の章(五)二〇頁の條）

(2)邪馬臺國　投馬より邪馬臺に到るには、筑後川沿岸傳へに下り內海に出で、黑崎より矢部川を溯り、渡瀨、中島鷹尾、瀨高を經て、本鄉に至りしならん。今より三百年前、筑後國主田中吉政が、矢部川改修前は黑崎より七潮かゝりて、漸く瀨高に達せりと。左すれば、往古、高良山より十日の水行は甚しき誇張にもあらざる如し。高良山より山門は正しく南方なる事故に斯く定めし所以なり。（耶馬臺國探見記四頁）

神籠石

534
1231

使者の船、本鄉地方に着せば、是より女王の都邑、即ち女山迄は一日程なり。魏志に陸行一月とあるは、日の誤字たること疑なきか如し。（耶馬臺國探見記五頁）

(二〇)(1)（本書神功皇后の章(六)二二頁の條參照）

(2)A一、位置　高良山は福岡縣筑後國御井町に在り。

二、傳說　古來鬼の築城なりと傳稱す。

三、文獻　筑後志、高良玉垂宮緣記、八葉記、太宰管內志、人類學雜誌、考古學雜誌、歷史地理、史學雜誌「人類學上より見たる我が上代の文化」等は高良山神籠石に關する文獻の主要なるものなり。

四、實測　長さ　過半は八〇糎以上のものにして、二米以上十八石三米以上のものは僅に一個なり。

高さ　七〇糎以上のもの最も多く一米以上のものは僅に三石

厚さ　大部分は多少埋沒して厚さ不明、中には數米の覆土あり、平均七六糎にして最厚は一・二六米なり、列石は全部他より運搬し來れりなど傳說あれども事實は之に反し、全部高良山中及附近の產なる秩父古生岩、若しくは附近に產する滑石竝に安山岩にして、運搬路及山中に石を採取せる遺跡は神籠石列線に向ひ來れるは注目すべき件とす。而も此の道路附近は、何れも大石を配列し、道路を遠隔するに從ひ列石は次第に小となる。

神籠石築造の形式、朝鮮山城に類似することは、大體に於て諸家の意見一致せるか如し。隨て其の築造に韓人を使役したること、白鳥博士の如くならんには、山中諸所に出土する石鍋類の破片、亦神籠石研究の一資料ならずとせず。

水門　昭和五年三月新に發掘研究したるに、十度乃至二十度の傾斜を以て南行したる列石は、谷底の三石水平の位置に在り、且つ南岸の自然岩頂は北岸の列石と同高を保つものあり、或は水門阯なるべきか。（史蹟名勝天然紀念物調査報告書第五輯（抄））

B一般に神籠築石造の由來として唱へられたる諸說左の如し。

一、鬼の窟又は鬼の築きたるものとせるもの。　二、防人を置き又烽火臺を設けし場所とせるもの。　三、牧場を設けたる一區域を取卷けるものとせるもの。　四、上代に於ける古墳兆域の石垣とせるもの。　五、水城の類又は城廓の故墟とせるもの。　六、磯城、磐境の類とせるもの。七、有力なる豪族の宅址とせるもの。八、或權力者の神靈の宿れる靈域とせるもの。（久留米市誌上編四六三頁）

（二二）（二三）（二三）筑後川及矢部川に近き三井―小郡村地方、浮羽―船越、大石村地方、八女―水田村地方の村落開墾の際、甕棺の埋沒せるを見ること屢々なり。（久留米市誌上編三七七頁）

（二四）筑後川と寶滿川との合流する南方の丘陵にも、甕棺埋沒地を見、久留米市の北部即ち東櫛原町、櫛原町、篠山町及國分町、國分の東北、高良川北岸の諸遺跡が散在し、東方は浮羽郡の物と連絡し、南は三潴郡荒木、高三潴の遺跡とつながつてゐる。今東櫛原町大字石丸の中島鱗太郎氏宅地に屬するものを發掘することゝした。久留米市は、筑後川の放水路に面する丘陵上に存在するもので、其北部一帶は、最も適する地勢であることは、多くの彌生式土器の散布あり、又甕棺の埋沒を見てゐる。されば前記中島氏宅地は、その一局所に當り既に多くの甕棺が、出土してゐることが知られてゐる。今次發掘せるものは、上半除去せられて居り、下半約四尺を殘存するのみである。主軸をほゞ南北に し三十度の傾斜をなしてゐる。其口部接合部の外部に於て、碧玉製小管玉を發見した。管玉は長さ二分、直徑一分强の小形であるが、其穿孔は比較的大きい。管玉の製作として所謂古式に屬するものと認められる。而して從來、甕棺と共存する事實のなかに石製遺物を出すものとして新例を提供するものである。其管玉の形成は、筑紫即須玖發見の管玉に著しく類似してゐる。（同書三八四頁）（人類學雜誌第四十三卷第十號）

（二五）標示板曰、本古墳ハモト西面セル前方後圓型ノ古墳ナリシモ、前方部ヲ壞滅シ後圓部亦原形ヲ失ヒタルモ殘存セル封土ノ內部ニハ橫口式石室ノ主室ヲ遺存ス其ノ石室ニハ羨道ニ至ニハ梯障アリテ、之ニ重卷紋ト直線及ヒ圓孤ヨリ成ル紋模ヲ線彫シアリ。學術上重要ナルモノナリ。

現狀　本墳は南向の前方後圓型にして、尙瓢形の舊形を想像すべし、上部は均されたるが尙高さは二間乃至二間半に

達し、主軸の長さ約十五間、前方の幅約八間後圓部に於て、十二間あり、盛土なることを認めらる。埴輪圓筒の破片を藏す。

發掘　明治四十五年三月三十日、兼務住職關無庵の時發掘せり。當時本縣保安課員高川鐵馬の記述書によれば　觀音堂暴風雨に吹き倒されたる際、礎石の直下より發掘して地下約二尺六寸の場所に幅二尺、長三尺の平面切石一個あり、又約二尺を掘下げて前同樣の石を發見す。次で周圍に約七尺の長方形の石室あるを發見し、尙掘下げて地下四尺八寸の位置に凝灰岩より成る石棺の方形に切組されあるを目擊せり。棺の高さは一尺七寸三分、厚五寸五分、長は南側に於て六尺六寸五分、北側五尺七寸五分、東側五尺七寸、長は南側に於て六尺六寸五分、北側五尺七寸五分、東側五尺七寸、兩側は（中略）通路設けられしものゝ如く、二個の柱石並立し（甲ハ五尺五寸、乙ハ五尺七寸）北より續くべき棺石と北側の西の棺石と接合すべき棺石とは、共に欠けてあらざりし。棺の內面は土砂堆積せるを以て注意を拂ひ採掘したるに、棺の上部四周には楕圓形の礫石朱に染りたるもの多數發見せられ、漸次土砂中より、勾玉、管玉、圓環、小玉類、素燒甕の破片、小皿、大小刀、鏃、金具類續出し、次で棺の東北隅に當る部より凝灰岩にて作られたる石枕發見せられ、尙棺の內側には、彫刻彩色せられたる裝飾あるを發見せり。されど、朱丹粘土と共に此彫刻を埋めたれば、全部の彫刻は判明に至らず。棺底には綠泥片岩を敷き合せ、其空隙には朱に染りたる小石を並べたり。（下略）（久留米市誌上編三七八頁―八二頁（抄））

（三六）上津荒木浦山古墳　俗に二軒茶屋古墳と稱す。三井郡上津荒木村大字上津荒木字浦山俗稱茶坊主山の上にあり。附近にも古墳多し。

元來此の古塚は前方後圓型なりしといへど、一見すれば圓墳に異ならず。丘陵の頂上方八間餘の平坦部の西南に偏して石室あり。石室の附近に小松數本を生せる外禿山となれり。本墳は蓋石の一部除かれて上部より壙內を見ることを得、石室は長方形をなし割石を橫積にして長さ約八尺幅五尺あり。上層は漸次相迫りて、上端は大なる平石二枚を以て天井とせり。石棺は石室の內部を塡めて空隙の餘地少く、棺は凝灰岩にて精巧に構へられ、稍完全に其形態を保存せり。蓋の全長五尺六寸、幅約三尺六寸一石より成り、外部は四注の屋根形をなし兩側に各二ケの突起を有す。棺身は底面に於て長六尺二寸、幅二尺七寸、高さ三尺五寸四壁內面は平滑にして其上に紋樣の彫刻を施せり。底には二片に破壞せる石枕ありて、中央は頭形に刳取らる。棺の前壁には、大なる窓口を繰取りて窓口より太き蓋石を以て外部より開塞し得る樣閂仕掛の仕構をなせり。棺身の左右と後壁の三部は三段となし中帶には重圈紋を並列し、上帶は稍廣く之に對角線を作りて、直弧紋を收め、下帶は最も廣くして同じく對角線上に直弧紋を置く。凡そ此等の紋樣は我上代の遺物に特殊の樣にして、其起原を紐狀のものを編み合せたる形に發せるものなり。石棺の前壁の外面及內面と閂石の外部に向へる一側には、直弧紋と同系統にして、簡單なる手法に出る一種の沓形紋を並行線中に收みたるものを以て裝飾せり。

石棺內部の直弧紋上には、丹を以て其各部を彩色せり。石枕及窓蓋石にも亦朱塗の痕あり。本古墳附近は、軍隊の演習頻繁に實施せらるゝを以て破壞の憂あるか故に、大正十三年三月內務省の照會により本縣知事より假指定を行ひ適當の保存法の講せらるゝまで之を閉鎖せるを以て、目下は之を觀覽するを得す。（同書三八二頁）

久留米市京町	日輪寺古墳	前方後圓型　幾何學的文様
八女郡川崎村	童男山古墳	巨墳
仝　長峰村	乘場古墳	前方後圓型
仝　仝	岩八山古墳	石人　朱白絲の文様
仝　下廣川村	石人山古墳	前方後圓型　石人
三潴郡大善寺村	御塚古墳	圓型　埴・埴輪
仝　仝	權現塚古墳	圓型　石棺破片
仝　仝	銚子塚古墳	圓型
三井郡上津荒木村	浦山古墳	圓型　幾何學的文様
仝　草野町	吉木下馬場古墳	仝　繪畫裝飾
仝　仝	藥師下古墳	仝
仝　高良山	鷺尾嶽古墳	仝
浮羽郡竹野村	知德古墳	
仝　御幸村	西山田古墳群	前方後圓型　裝飾
仝　仝	楠名重定古墳	仝　武器出土
仝　仝	塚花塚古墳	圓型　朱色文様
仝　水繩村	水繩古墳群、	圓型　顏料文様
仝　千年村	日ノ岡・月ノ岡古墳	仝
仝　吉井町	竹重古塚	前方後圓型
山門郡東山村	坂田權現塚	圓型
三池郡高田村	楠田石人山古墳	圓型　石人
仝　八角目峠	八角目古墳	
仝　二川村	萩尾辨天山古墳	

第七　水間の君の贖罪

連絡　高小國史第五朝鮮半島の服屬と文物の傳來
尋小國史第三日本武尊　第五仁德天皇

二羽の鵝　雄略天皇の十年秋九月に(一)身狹村主青（ムサノスクリアヲ）が吳より我が朝廷に献上した二羽の鵝を携へて、筑紫に到つた時に、此の鵝を(二)水間の君の犬が咬み殺してしまつた。

贖罪　水間の君は恐れ心配して自ら默することが出來ず、鴻十羽と鳥養人とを献上して罪を贖はんことを請うたので、天皇は之をお許しになつた。

鳥飼　水間の君は即ち水沼（三潴）の君である。久留米市に(二)鳥飼があり、(三)又取替川があるのは、此の時の話に因んだのであらうと云はれてゐる。

(一)別本に云ふ、是の鵝、筑紫嶺の縣主泥麻呂（ヒヂマロ）の犬のたゆに嚙まれて死すと。

八年春二月、遣二身狹村主青、檜隈民使博德一、使二於吳國一。（日本書紀卷十四、二四五頁）

十年秋九月乙酉朔戊子、身狹村主青將二吳所献二鵝一到二於筑紫一是鵝爲二水間君犬一所レ嚙死。（別本云、是鵝爲二筑紫嶺縣主泥麻呂犬一所嚙死、由レ是水間君恐怖憂愁不レ能二自默一献二鴻十隻與養鳥人一請二以贖レ罪、天皇許焉。冬十月乙卯朔、辛酉、以二水間君所レ献養鳥人等一安二置於輕村謦余村一所。（同書二五〇頁）

十年丙午秋九月水間君得レ罪獻レ物贖。（筑後國史下卷一三二頁）

(二)(1)鳥養、登利加比にして元の鳥飼村即ち現今の久留米市津福今・津福・梅滿・白山・大石・長門石より本郡安武村

大字安武本、武島等の諸村は其區域なりしならん。此郷の名義は雄略天皇の頃鳥飼部の古居せしより起れるなるべし。（三潴郡誌五九頁）

（2）梅満村に鳥養の小字尚存す。（久留米市誌上編一五九頁）

（三）古　取替川と稱せしは今の池町川にて鳥養、節原兩郡の間を流れて筑後川の一支流なりしことは、地勢の證明する所なり。（久留米市誌上編二九九頁）（右の三潴郡誌に殆んど同文）

第八　磐井の叛

連絡　高小國史第九東北地方の開拓と朝鮮半島の雛反
尋小國史第四神功皇后第八天智天皇と藤原鎌足

磐井叛く　(一)繼體天皇廿一年に近江毛野は六萬の衆を率ゐて任那に往き、さきに新羅に侵略せられた地を復して任那に合せやうとした。此の時(二)筑紫國造磐井といふ者ひそかに、叛逆をはかつて間隙を窺つた。(三)之を知つた新羅はひそかに賂を磐井にやつて毛野の軍を中途で防ぎ支へるやうにと勸めたので、磐井は(四)火豐二國に據つて叛いた。惡んでも餘ある賣國奴といふべきである。

物部麁鹿火討伐す　天皇は正直仁勇にして兵事に通ずる(五)物部麁鹿火に勅して之を(六)討伐せしめ給うた。(七)翌二十二年大將軍麁鹿火は親ら筑紫の三井郡今の御井町の地に於て磐井と戰ひ、激戰の後磐井を誅したのである。

磐井の墓　生前磐井は勢にまかせて、己れが墓を(八)今の八女郡の地につくり、數百千の石人石馬を其の周りに並べ立てた。官軍は之を見て石人石馬を投捨てたので、後世此の地を人形原と稱へるやうになつた。

石人石馬　八女郡長峯村の古墳は、磐井の墓と傳へられて居て今も石人石馬があり、同郡一條村の古墳にも石人數個を有して居る。石人石馬は、上古の服裝武具等を知るに最も好き參考品として、學者の來訪が絶えない。殊に一條石窟に彫刻せる奇獸は(九)ライオンであらうといふが、斯る遼遠の古に於てライオンを墓の裝飾とするといふことは一面我が筑後が朝鮮及び支那に近くて往來が頻繁であり、よほど高い文化を有してゐたことが知り得られる。

（一）（1）二十一年夏六月壬辰朔、甲午、近江毛野臣率二衆六萬一、欲下往二任那一、爲復二興建新羅所レ破　南　加羅喙己呑一、合中任那上。

（日本書紀卷十七、二九三頁）

（2）二十一年近江毛野臣將に任那に赴き、其の新羅に侵されたる地を復せんとするに、筑紫國造磐井叛きて火豐の二國に據りたれば毛野、進むことを得ず、詔して大伴金村、及び麁鹿火、許勢臣男人等に問ふ、誰か將たるべきと、金村等奏すらく正直仁勇にして、兵事に曉暢せるもの、今能く麁鹿火が右に出づるものなからんと。帝親ら斧鉞を操りて之に授けて曰く、長門以東は朕之を征せん、筑紫以西は汝之を征せよ、賞罰を專行して奏請を煩はすこと勿れと。明年十一月麁鹿火、磐井と筑紫三井郡に戰ひて之を斬り、餘衆悉く平ぐ。古事記に麁鹿火、金村兵を率る宣化帝の元年官に薨ずて之を討つとなして此と異なり。（譯文大日本史）

（二）筑紫國造磐井陰謀二叛逆一猶豫經レ年恐二事難一レ成、恒伺二間隙一。（日本書紀卷十九、二九三頁）

(三)新羅知レ是、密行ニ貨賂于磐井所一、而勸レ防ニ遏毛野臣軍一。(日本書紀卷十九、二九三頁)

(四)於レ是磐井掩ニ據火豐二國一、勿使修職。外邀ニ海路一誘ニ致高麗百濟新羅任那等國年貢職船一、內遮下遣ニ任那一毛野臣軍上。(日本書紀卷十九、二九三頁)

(五)是以毛野臣乃見ニ防遏一、中途淹滯。天皇詔ニ大伴大連金村、物部大連麁鹿火、許勢大臣男人等曰、筑紫磐井反掩ニ有西戎之地一、今誰可レ將者大伴大連等僉曰、正直仁勇通ニ於兵事一、今無レ出ニ於麁鹿火右一。天皇曰可。(日本書紀卷十九、二九四頁)

(六)秋八月辛卯朔、詔曰、咨大連、惟茲磐井弗レ率、汝徂征、物部麁鹿火大連再拜言、嗟夫磐井西戎之奸猾、負ニ川阻一而不レ庭、憑ニ山峻一而稱レ亂、敗德反レ道、侮慢自賢、在昔道臣爰及ニ室屋一助レ帝而罰ニ拯民塗炭一、彼此一時、唯天所贊、臣恒所レ重、能不ニ恭伐一、詔曰、良將之軍也、施レ思推レ惠、恕レ己治レ人、攻如ニ河快一、戰如ニ風發一、重詔曰、大將民之司命。社稷存亡於レ是乎在。勗哉。恭行ニ天罰一。天皇親操ニ斧鉞一、授ニ大連一曰、長門以東朕制レ之。筑紫以西汝制レ之。專ニ使賞罰一、勿ニ煩レ頻奏一。(日本書紀卷十九、二九四頁)

(七)(1)二十二年冬十一月甲寅朔、甲子、大將軍物部大連麁鹿火親與ニ賊帥磐井一交ニ戰於筑紫御井郡一。旗鼓相望埃塵相接。決ニ機兩陣之間一、不レ避ニ萬死之地一。遂斬ニ磐井一、果定ニ疆場一。十二月、筑紫君葛子恐ニ坐レ父誅一、獻ニ糟屋屯倉一、求レ贖ニ死罪一。(日本書紀卷十九、二九四頁)

(2)二十二年戊申、冬十一月十一日甲子大將軍物部麁鹿火、磐井を擊ちて之を破る。磐井誅に伏し、筑紫悉く定まる。十二月筑紫君葛子、父に坐して誅せられんことを恐れ糟屋屯倉を猶して其の罪を贖はんことを求む(譯文大日本史)

(3)斯くて繼體天皇の二十一年に兇奸なる筑紫國造磐井が叛逆を謀りて翌年終に官軍の爲三井郡にて敗戰せしを(日本書記)記せる外、本州國造、縣主等の事蹟史の徵すべきものなし。(市誌上編五八頁)

(4)彼の據りし地は明かならざれ共、高良山附近はその本據ならん。(福岡縣鄉土史二九頁)

(八)(1)名高き八女郡長峰村人形原の宏大なる古墳は彼の墓なりと傳へられ石人石馬あり。(福岡縣鄉土史三〇頁)

(2)翌年之を御井に誅した。岩戸山はその墳墓の地と云はる。(參考教師用福岡縣鄉土史三四頁)

(3)岩戸山(人形原)と石人……(筑後志、卷首挿圖)

(4)(前略)されば其の偶々殘存するものは、百襲しても珍藏したき心地ぞする。此点に於て筑紫の誇とす可き者の一つは、上妻なる一條村の人形原に在る磐井が墓なり。磐井が叛きたるは繼體帝の二十一年にして、(中略)當時磐井が勢力の如何に雄大なりしかは繼體帝の詔に「磐井反、掩有西戒之地」と宣りたまひしのみか、物部麁鹿火を征討大將軍に拜して「長門以東朕制之、筑紫以西、汝制之、專行賞罰勿煩頻奏」とまで宣られたまひしにても知らるべし、扨其戰狀はと顧みれば「(七)に同文略」といへば遠くは熊襲、近くは西鄉の亂と相匹するものありしならん。

扨此磐井が墓の狀は和銅古風土記の斷簡に由りて詳かなり。曰く「上妻縣南二里。有筑紫君磐井之墓墳。高七丈。周六丈。墓田南北各六十丈。東西各四十丈。石人石盾各六十枚。交陣成行。周匝四面。當東北角。有一別區。號曰衙頭(衙頭致政所也)其中有一石人。假容立地。號曰解部。前有一人。腴形伏地。曰偸人(生爲偸猪仍擬決罪)側有石猪四頭號賊物(賊物盜物)彼處亦有石馬三匹、石殿三間、石藏二間」と云云と、(後略)

云云は、古老傳云、當雄大述天皇之世。筑紫君磐井。豪强暴虐。不偃皇風。生平之時。預造此墓、俄而官軍動發。欲襲之間。知勢不勝獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤。士怒未泄。擊折石人之手、打墮石馬之頭。古老傳云、上妻縣。多有篤疾蓋由茲歟。記傳云。書紀竟宴歌、阿羅賀比羽、都久志野伊者井、多裨良氣弖、古許呂由賀須曾、於毛布倍留

奈留(ナル)。

何等の木强漢ぞ。田中吉政、關ケ原の戰功に由りて、此州に守たりし時、福島城を築かんとて、採る可き石材に事を缺げばとて上の磐井が墓に在る石人・石馬・石猪の類までを運びて、大分は石疊の裏に疊み込みたりとぞ。千古の悠倘此上やはある（後略）（校訂）筑後志の後に書す。二頁、三頁、四頁、五頁、）

（九）（1）磐井は千四百年前、繼體天皇の時滅亡してゐる。磐井の墳墓を岩戸山或は人形ケ原に當てあるが傳說には伊勢大神宮として岩戸山の古事が遺つてゐる。これを磐井の墳墓とされたのは德川時代に入つてからである、それは確かに卓見であつた。磐井の墳墓が岩戸山か人形ケ原かは問題である。岩戸山には墳論が多く人形ケ原には僅に一個より外にない。然し此の墳輪は意外なるものでこれより堆して磐井の墳墓は人形ケ原ではないかと思はれる。岩戸山には陪塚が無數にある。而して人形ケ原の石棺には、獅子の浮彫がある点から見てこれが磐井の墳墓ではないかと思はれる。岩戸山のは、これより古く磐井の父時代より石人があつたのではあるまいかと思はれるが何れにしても、磐井の研究によつて筑後川流域時代の新しさが知られて來る。その獅子の彫物は半肉彫で浮出され如何にも進歩したハイカラである。これは三國即ち吳蜀魏時代西域ペルシヤの文化が先づ魏に入り、その新樣式文化が磐井の墳墓を通じて見らるゝのである。茲に磐井の墳墓の研究の面白さがある。その獅子の浮彫は決して在來の日本にあつたものでなく、此の外にホニーサークル（唐草模樣）ハート形鏡板等の彫物は、何れも西域文化の賚物で、その影響を受けたものである。それは唯磐井のみでなく、浮羽郡の古墳にも發見した。（後略）（鳥居博士講演（於日吉校）筑後新聞所載より抄。）

（2）昔景行天皇の朝、筑紫の國造磐井なるなるものありて大に勢をきはめ唐國にまねて已が壽墓を築き石人石馬等を造りて墳輪としたり。繼體天皇の朝、磐井陰に叛逆を謀り間隙を窺ひ新羅國と通じ火豐二國によりて我が征新羅軍を中途に防遏せり。物部大連麁鹿火勅を奉して磐井を討ち終に之を斬りたり。此時官軍憤慨して彼が石人石馬を破壞せりといふ。之れより吉田山以西、一條山に石人石馬の破片散在せるなり。土人呼んで人形原とぞ云ひ傳へたる。此處にまつれる石人は靈元天皇の貞享元年郡司吉田孫之丞、古賀組の大庄屋稻員孫右衞門に命じて堂を建てしめたるなりいつの頃より云ひ傳へけん此の石人を打てば手足腰などの痛む人耳遠き人も直に癒えて不思議の驗ありと、それ故にや詣る人毎に瓦石にて打つにりあたら上古の遺物を損するを憾とし時の郡長郡會にはかり、又土地の人にも相談してかく修理せしめたるなり。

これは珍しとして宮內省よりも大學よりも其他幾多の學者など訪ひ來る程のものなれば、大切に後世に保存せんことこそ願はしけれ。

大正元年八月

（一條石人山に揭示せるもの）

（3）筑後國上妻一條村立物由來記右と略ゝ同文同意なれば略す。南薰校遠足地点の研究にあり。

（4）十一月十一日午後零時四十分、還御、中央審判官長奧保鞏御先導す、天皇御車寄まで、玉步を運ばせらる。宮內大臣渡邊千秋、御道の傍に陳列しある、石人石馬の事を奏上し、御覽あるに由りて、簡略に奉說す。福岡縣知事寺原長輝代りて奉對し、大要を云ふ、此石物は、今より凡千四百年前、繼體天皇の御宇、筑紫の國造磐井が、自己の勢威を示すため是等の石人石馬を、邸宅の周圍に飾りたるものなる旨を、說明奏上せしに、天皇頗る御感興を惹かせ給ひ、長輝の顏と石人石馬とを交々熟視あらせられ、御熱心に御聽取ありける。千秋後方に鞠躬して、實に珍希の物品なりと奏上すれば、天皇亦珍希の物なりと御聲高く笑ませ給へり。（翌十二日侍從一名長峰村岩戶山の石人を視察あり、蓋し御命に出でしなるべし。）（稿本八女郡史二一頁）

第九　橘廣庭宮

連絡　高小國史第九東北地方の開拓と朝鮮半島の離反
尋小國史第八天智天皇と藤原鎌足

百濟救援の師　齊明天皇の御代(一)新羅は唐と力をあはせ、百濟を攻めて、(二)王を唐の國に連れ去つた。そこで我が國では、當時來朝してゐた王子を以て國を嗣がしめやうと、(三)百濟救援の師をおこした。

娜の大津と磐瀨行宮　七年の春正月、天皇は中大兄皇子と共に西征を決行され、海路瀨戸内海を通つて三月御船は娜(六)の大津に至り磐瀨(七)の行宮に入らせられた。娜の大津は今の博多で、此の時長津と改められた。

橘廣庭宮　此の地は餘りに海近いので防備の都合上、五月朝倉の橘廣庭宮(八)に行幸あり、七月此の地に崩御遊ばされた。(九)

御還幸　皇太子中大兄皇子は天皇の喪を奉じて磐瀨宮に還りたまひ(十)十月海路御歸途につかせられた。

朝鮮經營の宸慮　一天萬乘の大君として我が九州に崩御まし〳〵たのは、曩に仲哀天皇あり、こゝにまた齊明天皇あり。御二方とも朝鮮統治のために宸慮を惱し給ひて神去りましゝことは誠に恐懼に堪えぬ次第である。

(一)齊明天皇の御代に至り不逞の新羅唐と通じて百濟を侵す。百濟援を吾に乞ふ。（福岡縣鄉土史三二頁）

(二)六年九月百濟遣二達率闕名沙彌覺從等一來奏曰、或本云逃來告レ難今年七月。新羅恃レ力作レ勢、不レ親二於隣一。引二搆唐人一傾二覆百濟一。君臣摠俘略無二噍類一（日本書紀卷二十六、四六七頁）

(三)冬十月、百濟佐平鬼室福信遣二佐平貴智等一。來獻二唐俘一百餘人一。今美濃國不破片縣二郡唐人等也、又乞レ師請レ救。幷乞二王子余豐璋一。曰唐人率二我蝥賊一來蕩二搖我疆場一。覆二我社稷一。俘二我君臣一。而百濟國遙頼二天皇護念一。更鳩集以成レ邦。方二今謹願一。迎下百濟國遣二侍天朝一王子豐璋上將レ爲二國主一云云。（日本書紀卷二十六、四六八頁）

(四)(1)詔曰。乞レ師請レ救聞二之古昔一。扶レ危繼レ絕。著レ自二恒典一。百濟國窮來。歸レ我以下本邦喪亂靡レ依靡レ告、枕レ戈嘗レ膽必存中拯救、遠來表啓志有レ難レ奪、可分二命將軍一百道俱前上雲會雷動、俱集二沙喙一翁二其鯨鯢一。梯二彼倒懸一。宜有司具爲與之、以レ禮發遣云云、送二王子豐璋及妻子一與二其叔父忠勝等一。（日本書紀二十六、四六八頁）

(2)齊明天皇の親征　齊明天皇七年正月十六日神功皇后以來久しく中絕した天皇親征の儀を用ひて、百濟救援の師を起して難波を發し、海路筑紫に向はせられた。當時六十八歳の御高齡で、殊に御女性であらせられたから、實際局に當らせられたのは皇太子中大兄皇子、即ち後の天智天皇であつた。書記の記載が甚だ簡單で、其の實情が判然しないけれども、此の行幸には皇太子が供奉せられたばかりでなく、間人皇后（齊明天皇の皇女で孝德天皇の皇后）中臣鎌足が夫人鏡王女を帶同して西下したことからも想像することが出來よう。仝月八日御船吉備の大伯（オホク）の海に着き偶〻太田皇女（天智天皇皇女太伯人皇子妃）を皇女をあげさせられた。それで大伯皇女と御命名された。（中略）

三月二十一日御船娜大津（博多）に到り、磐瀨行宮（三宅村高宮附近）に入らせられ、改めて長津と名つけらる。翌四月福信更に上表して、王子豐璋を迎へんことをお願ひした。

五月九日天皇更に朝倉橘廣庭宮（朝倉郡宮野村須州）に移らせられた。天智天皇の御製「朝倉や木丸殿に我居れば名告りをしつゝ行くは誰が

子ぞとは須川から程遠からぬ惠蘇の宿、名告關での御歌であらう。朝倉宮に行幸まし〳〵たる後は王體不豫にわたらせられ、七月二十七日遂に崩御あらせられた。（日本最初の大國難と基肄城趾）

（五）（1）伊豫越智郡朝倉鄕あり。別に齊明天皇のこと見えず。其の名朝倉に注意。（大日本地名辭書一二九四頁）

（2）御船到于大伯海（中略）御船泊于伊豫熟田津石湯行宮（日本書紀卷二十六。四六九頁）

（3）熟田津又萬葉集に柔田津にも作覺り齊明天武兩度行幸の時陪從の人の歌を載す。仙覺鈔云風土記曰美枳多頭後崗本宮御宇（齊明）天皇代　額田王歌　熟田津に舟乘せむと月待てば潮もかなひぬ今は漕てなむ　（大日本地名辭書伊豫溫泉郡一三〇八頁）

（六）（七）那津。齊明天皇紀。七年三月庚申御船還至于娜大津、居于磐瀨行宮、天皇改此名曰長津。また（伊吉連博德書）に同天皇齊明天皇を云ふ。之世、小錦下坂合部布連大山下津守吉祥連等二船奉使吳唐之路、以己未年七月三日發自難波三津之津、八月十一日發自筑紫大津之浦、なども見えたり。今の三宅村より仲村のあたりをいふと聞えたり。（太宰管內志筑前之八、二〇五頁）

（八）（1）漸やくにして朝倉（朝倉郡宮野村須川）に御造營中の皇居が出來たので五月九日（太陽曆六月十四日）新宮に遷らせ給ひ、朝倉橘廣庭宮と名づけ、大本營とし給うた。蓋し此の地は朝鮮への交通路たる娜の大津（博多地方）へ陸路十里、支那への交通路たる耶馬臺國へ（山門地方）も水行十里の要衝の地たるのみならず、西に刈萱の關（筑紫郡水城村）東に名乘の關（朝倉郡朝倉村）を置けば背面には山嶽重疊して自然の要害をなし然かもその山地を通じて間道により瀨戸內海へ通ずるの便があつたからである。（中略）今や一千二百七十餘年の星霜を重ね、舊態の尋ぬべきものはないが土壇の東南西三方は低い凹地をなして池湟を設け壇上の廳舍殿堂に威容を添へたこと太宰府都府樓址と同一型であり東南に當つて天子の森と稱する國有林地を存してゐる。（後略）

（2）橘廣庭は名義は橘樹のある處にて負せたるべし。廣庭は土地のさまに因て負せたるべし（太宰管內志筑前之二十。五五七・五七七頁）

（九）（1）五月乙未朔、癸卯、天皇遷居于朝倉橘廣庭。是時。斮除朝倉社木、而作此宮之故、神忿壞殿、亦見中。由是大舍人及諸近侍病死者衆。（中略）秋七月甲午朔、丁巳、天皇崩于朝倉宮。（日本書紀卷二十六、四七〇頁）

（2）七年辛酉、春正月六日寅、親ら舟師を師ゐて西征す。八日申辰大伯海に至る（中略）三月二十五日庚申、娜大津に遷りて磐瀨の行宮に居り、改めて長津と號す。夏四月白崎の佐平鬼室福信、上表して其の王子糺解を迎へんことを乞ふ。五月九日癸卯、天皇朝倉社の樹を伐り橘庭宮を造り之に居る。（中略）二十三日丁巳耽羅始めて其の王子阿津伎等をして來貢せしむ。秋七月二十四日丁巳天皇朝倉宮に崩す（略）八月皇太子梓宮を奉じて長津宮に遷る。云々（譯文大日本史）

（一〇）八月甲子朔。皇太子奉從天皇喪還至磐瀨宮。是夕。於朝倉山上有鬼著大笠臨視喪儀衆皆嗟恠。（日本書紀卷二十六、四七〇頁）

（一一）冬十月癸亥朔、己巳、天皇之喪歸就于海、於是、皇太子泊於一所哀慕天皇。乃口號曰。枳彌我梅能。姑褒之枳舸羅儞。娑底底威底。舸矩野姑悲武謀。枳彌我梅弘報梨。乙酉、天皇之喪還泊于難波。十一月壬辰朔。戊戌、以天皇喪殯于飛鳥川原自此發哀。至于九日（同書同頁）

第十　大伴部博麻

連絡　高小國史第九東北地方の開拓と朝鮮半島の離友
尋小國史第八天智天皇と藤原鎌足

木の丸殿　齊明天皇が朝倉宮に於て神去り給ひし後、皇太子（後の天智天皇）は(一)素服して大政をお統べになつだ。

(二)朝倉や木の丸殿に吾居れば名乘をしつゝ行くは誰が子ぞ

とは皇太子の御歌であつて、木の丸殿は今の朝倉郡朝倉村(三)惠蘇八幡宮境内であるといふ。

白村江の戦　やがて皇太子は韓土經營上最も便利のよい(四)長津宮にゐまして、力を盡して韓土經營にあたられ阿曇(五)比羅夫等を遣して王子(六)豐璋を奉じて王位に卽かしめ給うた。然るに我が軍は、唐新羅の聯合軍と白村江に戰つて敗れ百濟(八)遂に滅び、天皇は內外の形勢に顧み斷(九)然韓土經營を中止された。

此の大戰の大本營は今の高宮(十)附近であつたことを思ふとき 我が筑後方面は糧食其他軍需品の一大供給地であつたと共に又幾多の勇敢なる士を出したことゝ思はれる。

大伴部博麻　我が筑後八女郡の人、大伴部博麻(十一)は軍工(イクサヨボロ)として白村江の戰に從軍したが、虜はれて唐の都に連れて行かれた。唐都の軍狀を見て憂國の情に堪へず、如何にもして之を我が朝廷に報じたいと、遂に己が身を賣つて衣糧の資を得、之を軍友筑紫の君等に托し、辛うじて天朝に通ずることを得た。

天皇は水城(十二)をつくり、大野城(十三)及び基山(古四)城を築いて大宰府(十五)防備を嚴にせられた。

愛國の詔　彼れ博麻は、奴隸として驅使せらるゝこと三十年、持統天皇四年見出されて歸朝した。天皇は博麻に勅語を賜ひ

「朕厥の朝を尊び國を愛し己を賣りて忠を顯はすを嘉す」

と宣ひ大に賞賜し給うた。是れ愛國の語の史上に見ゆる始めである。

篠山神社境內及び八女郡北河內村虎尾山上に壯大なる碑があり毎年盛大なる式典を擧げて其の英靈を祀つてゐる。

(一)皇太子素服（キコシメス）稱（マヲリゴトヲ）制。（日本書紀卷二十七、四七二頁）

(二)(1)初め天皇齊明帝に從ひて西征し宮を朝倉山に造り、材木伐らず、務めて質樸に從へり、時人之を黑木御所と謂ひ又木丸殿と號せり、親ら朝倉木丸殿の歌を製す、後世以て神樂曲とせり。（譯文大日本史）

(2)又御集御鳥羽院　あさくらや木の丸殿にすむ月の光も名のるこゝろこそすれ

木の丸殿「奧儀抄」に筑前國朝倉といふ山中に黑木の屋根を作りておはしましけるを木のまるどのといふ。丸木にて作れる故なり。又（新□集）に信實

いたづらに浪にゆらるゝなのりその木の丸殿にいかでうゑまし

などあり廣庭宮を云なり（十訓抄一卷）に天智天皇世につゝしみ給ふ事ありて筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に黑木の屋を作りておはしけるを木丸殿といふ。丸木にて造る故なり。今大嘗會の時黑木の屋とて北野の齋場につくる彼時の例なり。民を煩はさず、宮造も儉約なるべきといふ由なり。さてかの木の丸殿は用心をし給ひければ入來る人かならずなのりをしけり。朝倉や木の

丸殿に我居れば名のりをしつゝゆくはだが子ぞ、是天智天皇の御歌なりこれを民どもきゝとゞめてうたひ初めたりけるなり（後略）（大宰管内志筑前の二十（上座部）

（三）（1）患蘇八幡宮は山田村（今は朝倉村）に在りて上座郡の總社とす。其社僧の寺をば朝倉山長安寺（一書に朝鞍寺につくる）といふ。長安寺とは朝闇寺なるべし。天台宗なり。（筑前國續風土記）

（2）社家説に惠蘇宮は應神天皇に齊明天皇、天智天皇を祭りて三座とせりと云。さて是を朝倉宮ならむと云わけは朝倉關の跡と云も山田村内、惠蘇宿にあり。又八幡宮の上なる山の傍に石塔有て黒人は齊明天皇の御陵なりと云（太宰管内志筑前之二十（上座郡）五七六）

（3）郷社惠蘇八幡宮、初め百濟救援の兵を起し給ふ時、新羅退治御祈禱のため宇佐八幡宮へ奉幣使を立て給ひ大本營では中大兄皇子自ら御親祭あらせられたが、折しも白幡降り、旗の中に八幡大神の文字が炳焉としてゐたので天降八幡と崇め給うたが、天武天皇の白鳳元年に社殿を立て齊明天皇、天智天皇を合祀し惠蘇八幡宮と稱へ給うたと傳へてゐる。（橘廣庭と木の丸殿）

（四）皇祖母尊即天皇位。七年七月丁巳崩。皇太子素服稱レ制。是月（中略）皇太子遷二居于長津宮一。稍聽二水表之軍政一。（日本書紀卷二十七、四七二頁）

（五）八月、遣二前將軍大華下阿曇比邏夫連一。小華下河邊百枝臣等一。後將軍大華下阿倍引田比邏夫臣、大山上物部連熊、大山上守君大石等一。救二於百濟一。仍送二兵杖五穀一。（日本書紀卷二十七、四七二頁（前の行よりつゞく））

（六）九月、皇太子御二長津宮一。以二織冠一授二於百濟王子豐璋一。復以二多臣蔣敷之妹一妻レ之焉。乃遣二大山下狹井連檳榔、小山下秦造田來津一。率二軍五千餘一。衞二送於本鄉一。於レ是、豐璋入國之時。福信迎來。稽首奉二國朝政一。皆悉委焉。（中略）元年天智天皇夏五月大將軍大錦中阿曇比邏夫連等。率二船師百七十艘一。送二豐璋等百濟國一。宣二勅以一レ繼二其位一。

（日本書紀卷二十七、四七二頁）

（七）天智天皇二年、秋八月、壬午朔。甲午。新羅以二百濟王斬一レ己良將一。謀二直入一レ國先取二州柔一。於是百濟知二賊所一レ計。謂二諸將一曰。今聞。大日本國之救將廬原君臣、率二健兒萬餘一。正當二越一レ海而至。願諸將軍等、愼預圖レ之。我欲二自往時一饗二白村一。戊戌賊將至二於州柔一。繞二其王城一。大唐軍將率二戰船一百七艘一。陣二烈於白村江一。戊申。日本船初至者。與二大唐船師一合戰。日本不レ利而退。大唐堅レ陣而守。己酉、日本諸將與二百濟王一。不レ觀二氣象一。而相謂之曰。我等爭レ先彼應下自退上。更率二日本亂レ伍中軍之卒一。進打二大唐軍一。大唐便自二左右一夾レ船繞戰。須臾之際、官軍敗績。赴レ水溺死者衆。艫舳不レ得二廻旋一。朴市田來津仰レ天而誓。切齒而嗔殺二數十人一。於焉戰死。（日本書紀卷二十七、四七五頁）

（八）是時。百濟王豐璋與二數人一乘レ船逃二去高麗一。（後略）（日本書紀卷二十七、四七五頁）

（九）（前略）皇太子皇位をつぎたまひて天智天皇と申したてまつる。半島にては百濟の君臣相和せず我の援軍も唐の水軍のために破られて將卒の忠勇なる働も遂に功を奏すること能はざりき。かくて百濟は遂に亡び、ついで高麗もまた唐のために滅され、新羅全く半島を統一するに至れり。されば今や我が國が半島を保有するの困難なる時機に際し我には內治の一日も忽にすべからざるものありて、永く海外のために國力を費すの不利なる情勢にあり、天皇はこれを察したまひて斷然半島との關係を斷ちたまへり。（小學國史教師用書上卷八四頁）

（一〇）（1）磐瀨の行宮（福岡市高宮あたりか）（福岡縣郷土史三二頁）

（2）磐瀨は名義は水邊にして石の多き處なるべし。今の岩戸郷とする時はよくかなへり。磐瀨宮の趾は那珂郡岩戸郷安德村の內御所カ原と云處ときこえたり。此處安德天皇の行宮の跡なるに因て、御所原と云由語傳へたれど、御所と云名は安德天皇のおましとなりし時よりも遙に古くよりいひつたへたるならん。

(二)(1)(持統天皇紀)四年大唐學問僧智宗、義德、淨願、軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻、從新羅送使大奈末金高訓等還至筑紫。(中略)乙丑、詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇(齊明)七年救百濟之役、汝爲唐軍見虜。洎天命開別天皇(天智)三年。土師連富杼、氷連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元寶兒四人。思欲奏聞唐人所計。緣無衣粮憂不能達。於是。博麻謂土師富杼等曰。我欲共汝還向本朝。緣無衣粮俱不能去、願賣我身以充衣食。富杼等任博麻計得通天朝。汝獨淹滯他界。於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛國賣己顯忠。故賜務大肆幷絁五匹。緜一十屯。布三十端。稻一千束。水田四町。其水田及至曾孫也。免三族課役。以顯其功。

(日本書紀卷三十、五五六頁。小學國史教師用書八八頁)

(2)二十三日丁酉(註持統天皇四年八月)新羅使を遣はし、遣唐學問僧及び軍丁筑紫の人大伴部博麻(類聚國史に博麻呂に作れり)を護送して筑紫に至らむ。(中略)二十二年大伴博麻の顯節を褒めて位務大肆を授く。(譯文大日本史)

(三)(1)天智天皇三年、是歲。於對馬島。壹岐島。筑紫國等、置防與烽。又於筑紫築大堤、貯水。名曰水城。(日本書紀卷二十七、四七七)

(2)韓土經營を中止せられし天智天皇は先づ西海の防備を嚴にするの要あるを認められ、天皇の三年防人烽臺を壹岐對島筑紫(殘島也良崎)に設け、大宰府の前衛として、儺津沿岸一帶に石城を築き警固所を今の城内附近に置きその南は水城の防壘ありて大野城、椽城(肥前基山城)に連りて太宰府を擁す。(福岡縣郷土歷史三四頁)

(3)大日本地名辭書筑前筑紫郡一四八二頁　全文略

(三)(1)(天智天皇紀)四年八月遣三達率憶禮福留達率比福夫筑紫國一築二大野及椽二城一。(日本書紀卷二十七、四七八頁)

(2)文武天皇二年五月甲申令二太宰府一繕治大野・基肄・鞠智の三城。(續紀一卷)

(2)太宰府言、於大野城鼓峯云云　鼓峯は「後紀十卷」に太宰府鼓峯四天王寺云々とも見えて　則四王寺山をいふなり　大城山よりは乾方にあたりて高き峯なり。鼓峯といふ名は青柳主の「太宰府志說」に「式部式」に凡太宰府鼓吹丁筑前國肥後國各七十二人、筑後肥前五十四人、豐前豐後各三十六人並免其傜役とあるは大鼓大角小角等を習練して軍事に備ふる丁なり此處則鼓吹を調習せし地なれば鼓峯といふなり。(類聚國史百八十卷)

(4)大日本地名辭書筑前筑紫郡一四八一頁(全文略)

(四)一、築城の起因　日本書紀　天智天皇四年秋八月遣二達率答炑春初築城於長門國一、遣二達率憶禮福留一、達率四比福夫於筑紫國一、築二大野及椽二城一。

達率は百濟國十六等の爵位中第三位の爵位にして即ち上階の貴族なり。之より先、此前年には大野、椽に關係ある水城の大堤を築き又對馬壹岐及び筑紫各國に於て防と烽とを設け尋で六年には對馬の金田城・讃岐の屋島城・大和の高安城等を築造せしめられたり。此等築城の配置及び兵器糧食の貯藏防備の狀況等より觀察するときは是れ決して單純なる防禦的のみの工事に非ず。各所連絡を有する進取的一大國防工事なることを窺知せらるゝなり。(中略)

我が椽及び大野城築城の一人、達率憶禮福留は實に此の百濟滅亡の最後まで其都城泗沘を死守せし義士の一人なり四比福夫亦福留等と同體の義士なるべし。(後略)

二、築城(要略)　築城は逼迫せる對外國狀の下に成れるもの故、歸化氏の指揮下に内外夥多の人手に依り比較的短日月を以て竣功せしものと、推測せらる。韓國式築城に二樣あり。一は邑城にて京城・大邱・晋州等是なり。一は山城にして北漢山城・南漢山城・南山城の如き都市所在地の山上に築きしもの主として戰時の防備、國難時の避難所に充つ。即大野及椽は太宰府に於る同模に他ならず、而して一部を石築とし大部は土築なり

三、憶禮福留と四比福夫(要略)　兩人共に高級の貴族なるのみならず憶禮福留の如きは百濟の王孫なり。兵法に詳かなる軍學者にし

て學識豐富特に亡國の後に至るまで最敵軍に抗し事休矣に及んでは斷然故國を去りて其の宗主國たる日本に化歸したる節義は大に後人の龜鑑となすに足る。

四、築城後の沿革
五、椽、基、基肄の語源と其の意義　（全部省略）
六、遺趾探古

（一五）太宰府　太宰府の創始が何時であつたかの正確な文獻はないが持統天皇紀に、五年正月筑紫の史益を褒賜された詔中、拜二筑紫太宰ノ府典一以來於レ今廿九年云々より逆算すれば、天智天皇の二年即ち白村江の會戰、我が軍百濟軍が朝鮮半島撤退の年次に相當するから、當時親しく長津の宮にまし〳〵て、軍國の要務に當らせられた天智天皇が、我が撤退軍の那津（博多）上陸と前後して現在の地點に後退せしめられたことは想像するに難くはない。（日本最初の國難と基肄城址）

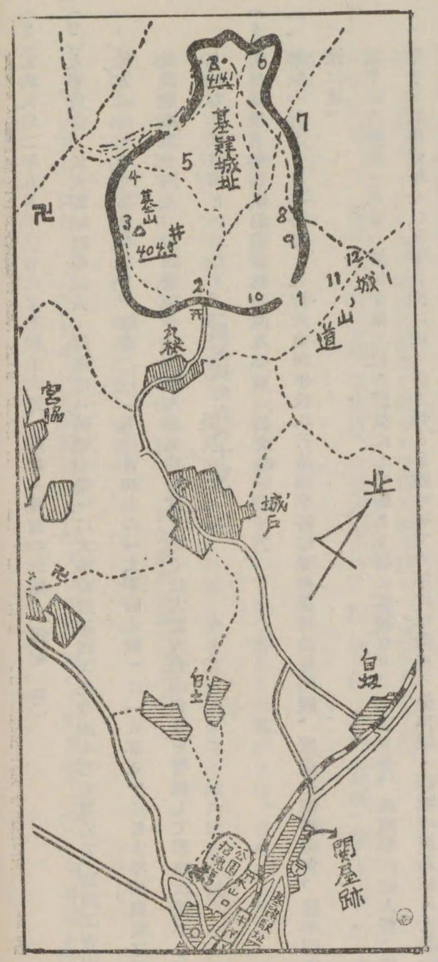

（筑紫椽城と其遺址）

第十一　筑後國府

連絡　高小國史第十律令の制定
尋小國史第八天智天皇と藤原鎌足　第九聖武天皇

大化の改新　孝德天皇が大化改新をお布きになつてから、國造を廢し始めて國・郡・里を定め、國司・郡司を置き國は郡を統べ、郡は里を統べることにし後に里を鄕と改められた。此の頃、我が筑後は上國に屬し十郡・七十鄕・百八十七里あつて守・介・椽・目各一人、史生三人を置いて政務を行ひ、郡には大領・少領・主政・主帳があつて事務を執つた。

筑後國府　筑後の國府は三井郡に設けられた。國府趾は三井郡合川村東南方枝光の南方フルコフの地に在る。此の邊から多くの古瓦を出してゐる。御井町は元、府中と稱した。こゝは府の東にあつて東の市であらう。西の市は府の西にある市上村であらう。又附近に古井がある。近年此所に筑後國府趾の標石を立てたが是は當時の官井であらうと言はれてゐる。

筑後國司　國司は其の國を治める人である。筑後國司の名が始めて國史に見えるのは元明天皇和銅六年從五位下道君首名である。

道君首名　道君首名は其の先は孝元天皇より出てゐる。文武天皇の御時、刑部親王、藤原不比等以下と

律令を選定して功があつた。元明天皇の御時新羅に使し、歸朝して筑後の守となり、國中の陂池を築き農業を勸めたので人々其の利を蒙り今に至つて給足してゐる。篠山神社には其の碑が立つてゐる。

(一)（久留米市誌上五八頁參照）

(二)改二天豐財重日足姫天皇四年一爲二大化元年一。（日本書紀卷二十五、四二六頁）

(三)大化元年八月丙申朔庚子、拜二東國等國司一仍詔二國司等一隨二天神之所奉寄一方今始將レ修二萬國一。（中略）皆作レ戸籍及校二田畝一其薗池水陸之利與二百姓一俱。（以下略）（同書同卷四二七頁）

(四)御原　生葉　竹野　山本　御井　三潴　上妻　下妻　山門　三毛（太宰管內志上卷目錄）

(五)（久留米及附近を抄出す）節原鄕、弓削鄕、大城鄕、神代鄕、鳥飼鄕、夜開鄕、三潴鄕、青木鄕、鹿待鄕等。（大日本地名辭書）

(六)(一)御井郡、明治二十九年、御原山本を本郡に併入し文字を三井に改む。（中略）繼體紀の御井郡云云、延喜式神名の部には三井郡に作り驛馬の部には御井驛あり。（以下略）（大日本地名辭書一五三〇頁）

府中、近年改めて御井町と云ふ。久留米の東一里、古城址、和名抄、筑後國府、在御井郡、行程一里。（同書一五三三頁）

國府址、

(2)筑後國府之推定圖、筑後鄕土通史にあり。

(七)(八)(九)　三八七頁に由緒ある地字あり。フルゴフ、コミカド、クリヤ、等。（久留米市誌上編三八六頁參照）

伊奈文學士曰、古ゴフは古鄕なるべし、即ち國府以前の住宅址なるべし、彌生土器の破片を多く出土す。

(一〇)伊奈文學士の談に、今の高良川、十三部、千本杉の道路を九條として北に大寶令による國衙を想定すれば、合川村役場附近にありしなるべく年と共に東漸せりと。古瓦最も多く出土するは此の附近なり、と。令によれば筑後國府の標石附近は當時の都市計畫にては邊隅に位し人家もなかりしなるべく廳舍の井とは考へがたし。又坂口が標石南西隣の畠地を一米位切下工事中に出會して搜したるに古瓦は一片をも發見せざりき。

(一一)廳舍の井、今八龍池といふ。

(一二)(1)四年六月、勅二淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等、直大貳粟田眞人（中略）道君首名（以下略）等一撰二定律令一賜レ祿各有レ差。（續日本紀卷一、文武天皇）

(2)大寶元年六月、壬寅朔、令下二正七位下道君首名一說中僧尼令于大安寺上。（同書卷二）

(3)五年乙酉以二從五位下道君首名一爲二遣新羅大使一。（同書卷五）

(4)六年八月從五位下道君首名爲二筑後守一。（同書卷六）

(5)十九日乙酉（和銅五年九月）從五位下道君首名を以て遣新羅大使となす。

八月十日辛丑（和銅六年）道君首名新羅より至る。（譯文大日本史）

(6)道君首名　位直大壹、文武の朝律令を撰ふに與り、大寶の初め勅を奉じて僧尼令を大安寺に說き、和銅中進みて從五位下に敍せられ、遣新羅大使となり、歸りて筑後守となり、養老二年正五位下に進み卒す、年五十六。懷風藻首名少くして律令を治め、吏職に曉習せり。其の筑後守となるや、肥後の事を攝し、生業を勸勵し、耕種を敎督し菜果を植ゑ、雞豚を養ふに至るまで、曲に事宜を盡し、時に自ら按行して、敎へに遵はざるものあれば輒ち之を

譴責せしかば、老少竊に之を怨み罵りなれども、收入に及び悅服せざるはなかりき。又陂池を興築し、以て灌漑を廣くせり。肥後の味生池及び筑後所在の陂池は皆是なり。人其の利を蒙り、今に至るまで給足せり。故に吏事を言ふもの咸以て稱首となせり、卒するに及びて百姓之を祠る。續日本紀　貞觀中詔して其事政績を追褒し、從四位下を贈る。三代實錄（譯文大日本史）

(5)（前略）卒す年五十六。首名少して律令を治め吏職に曉通し其筑後守たりしとき肥後の國の事を攝行し、民の生業を勸め耕種を敎督して菜果を植え雜豚を養ふに至るまで事宜を盡さずといふ事なし。時々躬自接行して敎導に從はざるものは忽ち譴責せしかば老少竊に怨み罵れり。されど秋收に至りて國中悅服せざるものなかりき。國内に多く陂池を興し築きて灌漑を廣くす。筑後所在の陂池を始め肥後國味生池など皆此時に起れり。百姓利澤を蒙りて長く遺愛をなせり。卒後に百姓遂に祀社を建て其の功德に報ず。この故に後吏事をいふもの首名を以て稱首とはなしたりしなり（以下略）久留米市誌下編一頁

(6)古老の言に云ふ。宮本村玉垂神社傘橋の柱礎は本村首名の墓標なり。寶曆年間玉垂神社神幸橋の破壞により久留米藩府より改め架せらるゝに當つて柱礎になすべき大石近傍に得ず。然るに首名家の碑石（大善寺村宇夜明）を以て告ぐる者あり之に因て藩吏藤吉村津留崎宗五郎、安武村野口善七役夫に命じ本村首名家の碑石を以て礎となす。今尙水中に存在し縱橫凡そ一間也。すぐ近くの夜明の印鑰神社境内に首名と傳へらるゝ塚（里人は乙名塚）がある。船曳鐵門オトナ殿は首名の轉訛ならんと考へ實地につきて調査せしに印鑰神社境内椎の老樹に石の玉垣を繞らせる四坪大の土地あり。これぞ首名の墓なるべしと推定し乃ち報本反始の大義を明にせんため年次の祭典を行ふべく藩廳に建白せしにより明治三、四年の頃には藩より祭典料金二千疋を下賜せられ又本郡七筋の村里より各筋米二俵宛の供米を寄進せり今も毎年四月二日、十一月二十三日の兩度祭典を行へり。（福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第六輯）

(一三)明治二十五年十一月久留米市の有志者、道君首名の碑を縣社篠山神社の社背に立つ。（久留米市誌下編一頁）

第十二　國分寺と名僧の巡錫

連絡　高小國史第十二奈良時代の佛教
　　尋小國史第九聖武天皇　第十三平安時代初期の發展
　　第十一桓武天皇

國分寺　聖武天皇は深く佛法を信仰國家鎭護のため、國毎に僧尼の二寺をお建てになつた。これがいはゆる國分寺で筑後に於ては久留米市國分町に其の遺趾(一)がある。

行基と鄕土　一代の名僧行基及び最澄空海も、我が鄕土を巡錫して、弘敎につとめ、池溝を堀り橋梁を架して民益を計つたと傳へられてゐる。八女郡福島町光明寺(二)・山門郡瀨高町本鄕には行基橋(三)等の名寺は行基の開基と言はれ、瀨高町本鄕には行基橋(五)等の名さへ殘つてゐる。山門郡清水寺(六)・三井郡橫隈村如意輪寺(七)には行基作と傳ふる佛像がある。

最澄空海と鄕土傳說　山門郡東山村橫尾寺(八)は最澄の開基、博多の東長寺(九)は空海の開基であると傳へられ又筑後川のえつ(一〇)、高良川を大根川(一一)と呼ぶ空海に關する面白い傳說もある。

(一)國分の地たるや東に高良山峙ち南東に明星嶽聳え、高良川其間を流れて終に筑後川に注ぐ。此地方一帶は上代の遺跡として石器類多く發見せられ、古墳亦少からず。奈良朝時代に於て此の形勝に富み交通至便なる地域を卜して國分寺の造營を見たるは蓋し其の所を得たるなり。國分寺は諸國に於ける勅願所にして民庶の參集に便なる地域を選びて之

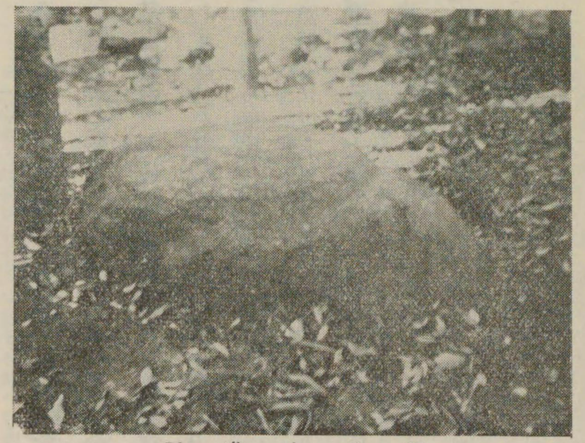

國分寺礎石

を建てしめたり。故に多くは國府を距ること程遠からず。我が筑後に於ては僧尼兩寺共に國府の南方にあり。筑後國府は三井郡合川村枝光小字古國府（フルコフ）にありしことは疑ふべからず。

筑後國分寺の創建年代並に其沿革明ならず。天平十三年及び天平十九年の詔勅等によりて國分寺の創建は聖武天皇天平十三年三月なりと斷ずべきが如くなれども萩野文學博士の考證せられたる天平十年秋冬の交となすを以て適切なりと信ぜらる。

國分寺の廢滅は其年代明かならざるも鎌倉時代より室町時代の中葉以後なるべし。國分僧寺。國分町小字谷及宮脇を其中心とす。船曳鐵門の著筑後國續風土記に曰く。

「國分寺遺跡今山王社の南畠中といへり。道の傍に老松ありて其の下に石を建て標とす此石その礎と土俗は云ひ傳ふ。（中略）今社內に小堂ありて木佛二像石佛一像あり甚古佛と見ゆ。また釋迦堂、毘沙門堂の跡とて標石二處にたてり。（中略）寺領今は御供田（ゴクデ）、しとき田、掃除田といふ下名のみ殘れり云云。」

礎石は原位置を保てるもの一個もなし。日吉神社境內に礎石と覺しきもの數個あり。此等の礎石には柱立用の輪形餅形の彫刻なし。其の二個に圓孔あるは明治初年境內より發掘して高良川の橋梁の礎石として利用したる際新に穿ちたるものにして近年史蹟保存の參考資料として再び運搬し來りて現位置に移したるなり。

國分尼寺址。國分町小字西村なるべし。同地寺屋敷は其中心なるべし。路傍に標石あり。「史蹟國分寺之跡」と刻し裏面には「養老年間ノ創建ナリト傳フ」とあり。西村はニシ（尼寺）の轉訛なるべし。今其の礎石を失ひ堂塔の位置を明かにする能はず、昭和十年十月十七日坂口の踏査したるとき當地の福田鶴吉氏の談に曰く「私の子供の時から此の地に七つの井戸がある。これは隨分古いものだと祖父から聞いてゐました。其の中の一つはまだあるはずです。今から見に行きませう。」史蹟石標南隣の店（名逸す）の南今石佛を祀る傍に至れば埋められて今なし。又東の築地の境界と思はるゝ竹藪今僅に一部分存す。

現在の國分寺は三井郡宮ノ陣村大字宮瀨字中町護國山舊國分寺あり。是れ國分寺衰頽の後此地に再興せられたるものか。（久留米市誌上編三九〇頁）

鄉土研究筑後昭和八年第十一號（十月）一二頁に倉富了一氏の國分寺繪卷物といふ論文あり。

（二）光明寺は上妻郡福島町にあり若泰山無量壽院と號す。聖武天皇の御宇天平年中上妻郡酒井田村に於て僧行基の開基なり。四百八十年を歷て後、建保年間、鎭西禪師、再興の時、淨土宗に歸す。（中略）本尊阿彌陀、觀世音、勢至共に行基の作なり。本朝に於て二拾五三昧の其一宇なり。天平より今玆安永丁酉にまで一千五十餘歲を經たる舊刹なり。

（筑後志卷之三、一七七頁）

（三）寶聚寺は山門郡瀨高町下庄にあり、元正天皇養老年中僧行基諸國巡行の時開基す。本尊不動明王は行基、土像辨才天は弘法大師作と傳へらる。勅願により廣大なる談議所（說敎所）を設けらる。因りて地名を談議所といふ。（山門郡

誌一四〇頁）

（四）觀音寺は竹野郡石垣村に在り、元明帝の御宇、和銅二年僧行基の開基にして台宗の徒これを守る。傳へいふ、當山の本尊十一面觀世音は赤梅檀一寸八分の立像、西域毘首羯磨（ビシュカツマ）が造る所にして、天皇の玉體守護の靈像たりしに天皇（天明帝也）靈夢の感によりて行基に勅して靈像を携へ九州に下向し當國宇地山の峻嶺に攀登り此地頗る妙境靈地なるを以て奏問を經て足代山の麓に於て荊棘を刈り石地を開き七堂伽藍を營造せり是即ち勅願に依りてなり。然るに宇地山の中央に椹の靈木一株ありき行基これを以て十一面觀世音の大像を全木作にして彼梅檀の小像を頭首の内に藏めて安置し石垣山觀音寺の勅號を賜はる。和銅二年より今茲安永丁酉に至る殆ど一千七十餘年の星霜を經たり。云云。（筑後志卷之三、一六九頁）

（五）下妻郡本郷村に在り。川あり大橋を架す。往昔行基法師諸國巡行の時萬人行路の難を救はんがため、此橋を造れりといふ。（同書卷之六、二六二頁）

（六）清水寺は山門郡本吉村にあり平城天皇の御宇、大同元年、慈覺大師の草創にして其規模洛東の清水寺に同じ、本尊千手觀音を安置す。天文の兵亂に罹りて破壞に及びけるに、立花宗茂再興あり、堂宇麗飾、遠望絶景の靈地なり供田五十石を寄す。（筑後志卷之六、三五六頁）

又、平城天皇大同元年僧行基、山門郡東山の古木香歡樹を以て千手觀音を刻むと之を清水寺の觀音となす。行基の逝去は天平二十一年（一四〇九年）二月にして、本寺の創建は大同元年（一四六六年）にして五十九年の時代の相違あり果して事實なりや疑なき能はず。（引用書名逸す）

（七）如意輪寺は御原郡横隈村に在り清景山と號す、孝謙帝の勅願によりて僧行基の開基なり。本尊如意輪觀音の佛像即ち行基の彫刻なり。中世殆ど退轉せんとしけるを先君瓊林公（忠賴）古蹟の廢絶するを歎惜ありて堂宇を再興ありける に寛文八年豫州豐範主に御原郡の内一萬石分地となり貞享元年豫州故有て改易に及ぶ。横隈邑公料と成りて寺堂復た破壞しけるを近世鄉民の助成に依りて再び堂舍を造立し眞言宗の徒これを守る。（筑後志卷之三、一八九頁）

（八）天台宗延曆寺派に屬す、弘仁年間の草創にして傳教大師の開基と傳ふ。（山門郡誌一三九頁）

（九）平安朝初期の名僧最澄、空海共に錫を鄉土に留め、粕屋郡立花村の獨鈷寺、田川郡中伊田村の成導寺、山門郡東山村横尾寺等は最澄の開基にして、博多の東長寺、宗像郡田島の鎭國寺等は空海の開基なりと傳ふ。（福岡縣鄉土史三九頁）

（一〇）惠津魚漢名鱭魚。筑後川の末流、三潴郡草場村の邊り、殊に多し、漁人の利少からず。此魚他州に產することを聞かず、其味輕脆にして甘美なり人皆珍味とす。乾魚となし遠境に送る。（筑後志卷之二、八三頁）

（一一）弘法大師が、地方巡錫の途中に此の高良川の畔にさしかゝられた。その時、大師は非常に空腹であつたので、川の中弘法大師が此の地方巡錫のとき渡料としてよしの葉を流しなのが此魚になつたといふ傳說がある。で大根を洗つてゐる男にその大根を乞はれた。然し强慾なその男は、乞食坊主なんどにやる大根は一本もないと手ひどく罵つた。これから、大師の怒に觸れて高良川の水は大根洗ふ頃になると水が涸れ勝ちで、雨でも降らなければ滿足な水を得ることは出來ないのである。（久留米めぐり、六〇頁）

第十三　天滿神社

連絡　高小國史第十四藤原氏の專横
尋小國史第十四藤原氏の專横

配流　菅原道眞父子廿三人は皆處を異にして流され、道眞と共に行くことを許されたのは味酒安行等數人のみ。道眞は難波に出て海を航して日を經て博多に着いた。

博多の遺跡　(一)綱敷天滿宮は船の綱を敷いて休み給ひし所であり(二)水鏡神社は水鏡に今昔を歎き給ひし地で一名姿見天神とも云ふのである。

榎寺　道眞は榎寺の配所に入つてより足一歩も家を出です。(三)都府樓は纔に瓦の色を見、(四)觀世音寺は唯鐘聲を聽くのみであつた。(五)白雲の去來を見ては、いつかは寃の晴れて京に歸り再び誠忠を致さんことを期待しつゝ遂に延喜三年二月二十五日五十九歲を以て薨ぜられた。

太宰府神社　味酒安行は遺骸を安樂寺に葬つた。今の官幣大社太宰府神社は其の墓所である。

鄕土の天滿宮　國民は到る處に天滿宮を建てゝ公を祭りその誠忠を景仰し文運を祈誓してゐる。我等の鄕土にも(六)多くの天滿宮を有してゐる。(七)櫛原天滿宮は菅公流遷の時から公の用度を獻じた地であると傳へられ　(八)北野及び(九)東林寺の天滿宮も亦有名である。

(一)綱敷天神社　(神社啓蒙六卷)に綱場天神在二筑前國博多一、所レ祭神一座、里諺曰昔菅家左遷之日先憩二此地一也海濱無レ席仍令レ座二船綱之上一所レ謂一夜白髮之天神是也とあり。此社は初沖濱との間の入海の側に在しを慶長元年移して博多綱

場町に有り。云云。(太宰管內志筑前之七、一七二頁)

(二)水鏡神社　水鏡の天神と云は福岡東橋口にあり。社家の傳說に菅公太宰府へ左遷の時御船舳ノ湊に著て舟より上らせ給ひ、御身の衰へを歎き給ひし處に後世社を建て水鏡ノ天神と云。又容見(スガタミ)ノ天神とも云。一說に菅公御容を此川にうつさせ給ひて船中の苦み堪へがたかりしに今此處に著て船中の苦みを忘れ、年も若やぎて四十ばかりに見ゆるなりとのたまひし由にて今此川を四十川といふ。此時菅公は五十七歲なり。云云。(同書同頁)

(三)都府纔看瓦色。

(四)觀音寺只聽鐘聲。

(五)山わたり飛び行く雲のかへりくる影見る時ぞ猶賴まるゝ。

(六)(1)天滿宮　三潴郡大隈邑に在り。草創の季年未だ詳ならず。俚俗傳へいふ、往古より近鄕の產神にして祭祀怠ることなし(以下略)(市誌上五五九頁。筑後志卷之二、一五三頁)

(2)日吉神社　小森野町字畑浦に鎭座。祭神は大山咋命・菅原神・天手力雄命・萬幡姬命・倉稻御魂命なり。由緒明ならず。(市誌上五六二頁)

(3)日吉神社　國分町字谷鎭座。祭神大山咋命・安德天皇・少彥名命・菅原神・仁德天皇・神功皇后。由緒明ならず(市誌上五六三頁)

(4)日吉神社　西町字鞍打ノ一に鎭座あり。祭神大山咋命・菅原神なり。(以下略)(市誌上五六四頁)

(5)天滿神社　梅滿町字南畑に鎭座あり。祭神菅原神。由緒詳ならず。(市誌上五六六頁)

(6)津福今神社　津福今町字新堀に鎭座あり。祭神は應神天皇・菅原道眞。由緒明ならず。(以下略)(市誌上五六六頁)

(7)天滿神社　南薫町字南薫。(市誌上五六七頁)

(8)天滿神社　長門石町字中今村。(市誌上五六七頁)

(9)府中天滿宮　御井郡府中町にあり。里老傳へいふ、菅公太宰府へ左遷の時、高良社へ參拜の爲め、此地にて官服を召され傍の石に天の一字を書し置かれけるを即ち刻んで今神體に安置すと。故に古より俗に袴着の天神と稱す。(筑後志卷之七、三九〇頁)

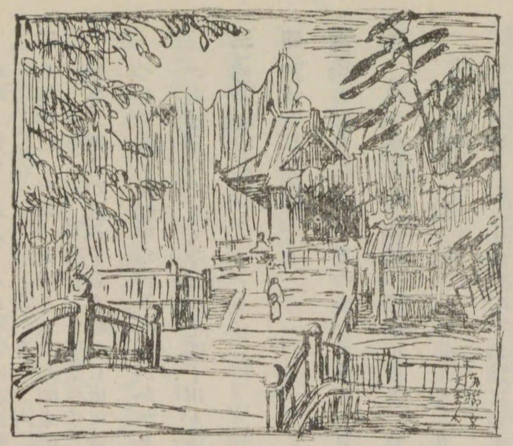

東櫛原天滿宮

(10)下妻郡水田村天滿宮筑後志卷之二、一四二頁(全文略)太宰管内志筑後之七二〇九頁(全文略)

(七)天滿神社　東櫛原町字石丸に鎭座す。祭神は菅原神、吉祥女、天忍穗耳命なり。本社は文治五年己酉九月太宰府の神靈を移す。天文年間の兵燹に舊記を燒滅す。

或は云ふ。源頼朝創立すと。或は云ふ。當時筑州刺史某創立、社領五十石餘を寄附すと。舊領主有馬氏に至り享保四年郡中四社の一に加へ天明二年より米三十苞を寄附せらる。明治六年五月鄉社に列せられ、大正十二年一月十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる、例祭は十一月廿九日なり。(市誌上五五八頁)

又里老傳へいふ。菅公太宰府に在遷の後、鄰州より用度の料を進獻せしに當州よりは每歲櫛原村より獻ぜし故、自ら菅公の所領の如く成れり。其ちなみに據りて、後年太宰府の菅神を玆に勸請せり。神像は源頼朝卿の尊信ありし靈像なり。今同郡南薫の地より、櫛原村に至る道路に小橋ありて、古名藍染橋と號す。是れ太宰府藍染川の名に依れるものなり。(筑後志卷七、三八九頁に合原餘僧の詞記あり)(筑後志卷七。三八八頁)

(八)天滿宮　御井郡北野村にあり。社傳によれば後冷泉帝の御宇、天喜二年二月廿五日、中の關白道隆の男、藤原中宮太夫の次男、眞仙僧正、始めて勸請し、源頼義・頼朝二卿より神領を寄附せり。草野太夫、重長再興し、慶長中、田中筑後守忠政、神田五十二石を附す。承應年中、先君瓊林公再興あり。明和年中、藩君羽林公殿門を潤色し池の橋を營み、頗る佳境となる。每歲九月廿五日祭禮神幸あり其行粧巍々として里民俳優をなす(俚俗是を風流と云)。還幸の後流鏑馬あり。(筑後地鑑上卷。筑後志二卷。以上全文略。

座主を林松院と號す。(筑後志卷之二、一四三頁)

太宰管内志筑後之四、一一三頁及び一一四頁。北野文書。

(九)天滿宮　靈松山東林寺にあり。東林寺の老僧、玄鏡疾ありて、筑前國武藏の溫泉に浴せんが爲め、旅亭に宿しけるに同所武藏寺に在ます、菅神の像を持して歸ることを得たり、と夢みければ、夙に起きて、武藏寺に詣で、住僧定應法印に語る。僧聞いて其夢の奇なるを感じ吾に累年天神の木像あり、傳へ云ふ菅公の御自作なりと、故ありて當寺に傳來すといへども邊鄙の村院にして世人普くこれを知らず、只徒に安置するのみ今幸に夢の告に任せ貴寺に納むべしと應諾して彼の老僧に屬せしめしもの、即ち此宮の神體なりといふ。(筑後志卷之七、三九〇頁)

(一〇)水田天滿宮　(寶永七年「太宰府大鳥居法眼言上書」)に筑後國下妻郡水田庄天神寶殿後堀河院御宇嘉祿二年長者家大藏卿菅原爲長奉レ勅建之、云云。(太宰管内志筑後之七、二〇九頁)

神鏡殿門の造營殆んど太宰府を模せり。神威在すが如く自他の崇敬尤も篤し。(筑後志卷之二、一四一頁)

第十四　若宮八幡宮

連絡　高小國史第十六武士の興起第十七院政武士の勢威
尋小國史第十七平氏の勃興

(一)若宮八幡宮　久留米市の東二十八町ばかり、水繩山の北に近衞天皇の御代鎭西八郎爲朝が創立した(二)八幡宮がある。

爲朝九州を平定す　爲朝は源爲義の子で、十三才の時には身體大きく力飽くまで強く勇猛比すべきものがなかつたので、爲義は之を西海に逐うた。爲朝は(三)豐州岡城に居て阿蘇忠國の援を得、自ら鎭西總追捕使と稱して、忠國を嚮導として四方の遠近險易を歷覽し、筑後國生葉(四)福富庄高林の地に於て戎衣を着兵を集め向ふ所を破り、三年の間に九州を悉く從へてしまつた。

高林に鶴岡八幡勸請　是に於て先祖の賴義が東征したとき、鎌倉鶴岡に石淸水八幡を勸請したことにならつて、爲朝は又鶴岡を此の高林に勸請して若宮八幡宮と號した。時に仁平三年九月廿九日であつた。

將軍巖　かくて久壽二年爲朝は、勅をうけて京都に歸つたが、其の附近の人は爲朝の像を木に刻んで巖穴の中に置いた。今の新川村の將軍巖が是れであるといふ。

(一)生葉郡若宮村に在り。祭る所の神、應神天皇、相殿の神左は仲哀天皇、右は神功皇后なり。社傳にいふ。六條判官爲義之八男、八郎爲朝鎭西に排斥せられ當郡菊富(一に福富に作る)の莊に播遷の時、近衞帝の御宇、久安六庚午、鎌倉鶴岡八幡宮を勸請し、神田三十五町を附す。壽永年中、兵火に罹りて燒亡し(中略)毎年九月廿九日祭禮神幸あり。

有馬右近文正の選べる社記あり其文に曰く

久留米城東七里、箕尾山の北、丘林の中八幡宮あり。近衞院の御宇に當て鎭西八郎爲朝創立する處也。久安六年、爲朝十三才、身大に力疆く勇猛を事とす。父爲義恐れてこれを海西に逐ふ。乃ち豐州岡城に居り、阿蘇三郎忠國が女を娶り、自ら鎭西總追補使と稱す。是時菊池・原田・松浦・緒方あり其外諸豪各州郡に割據す。爲朝家人僅を從へ、忠國を前導として方土・遠近・險易を歷覽し、筑後生葉に來り、福富庄高林の地にて戎衣を著、祈願を致し、自是兵を聚め師を出し向ふ所敗れ、攻る所陷り、三年にして九州咸く從へり。於是、先祖賴義東征して石淸水を鎌倉鶴ケ岡に勸請せしことを思ひ、鶴ケ岡を復たこの高林に勸請し、因て若宮八幡宮と號し社壇を南面に築き、社壇を鶴形に表し神殿・拜殿・樓門・廻廊・玉垣・鳥居・竈殿悉く備れり。仁平三年九月廿九日に遷し鎭め奉る。祭る所の神三座、中は應神天皇西は比咩神、東は神功皇后に仲哀天皇を合せ祭れり。攝社には天照大神・春日社・坂本兩社等を崇め神劒寶鏡を奉納し、社領數多寄附して祭禮の式日を定め、久壽二年に勅を承て歸洛しぬ。鄕民其影を木に刻み巖穴の中に置けり。今新川村將軍巖是なり。(以下略)

五　月　十　日

有　馬　文　正　謹　識　(筑後志卷之二、一二八頁)

(二)若宮八幡宮(千年村)吉井驛より六町、町の東郊にバスを捨てゝ石鳥居をくぐりて北へ歩むこと二町餘、老杉亭々着々と靈域を作る所が縣社若宮八幡宮である。

この地は景行天皇の聖蹟として里人は昔より帝を崇紀してゐたが、七百八十餘年前の仁平三年九月、當時福富の庄に舘を構へてゐた源爲朝が、鎭西統一の祈願成就の奉謝として、鶴岡八幡宮を勸請し、神祠を建て、祭田を寄附して苦宮八幡宮と稱してより本郡の宗祠と成つた。(以下略)(浮羽めぐり三六頁)

(三)「百練抄六卷」に久壽二年四月(三日)源爲朝居豐後國ニ騷ニ擾太宰府管內ニ仍可レ禁ニ遏與力ニ之由、賜ニ宣旨於太宰府ニ。(太宰管內志下卷豐後之一、一一頁)

「龜山抄」に直入郡岡城は其初筑紫御曹子爲朝城地とせんとてかつ〳〵其形を作れりしを其後緒方三郎惟義、九郎判官義經を入むとて是を修めて城となせり、故に是を義經設（ケノ）城と云傳へたり。（同書八四頁）

「軍記略」に鎭西八郎爲朝被レ配二流于鎭西一之時、居二豐後國球珠郡角牟禮山麓一。（同書七〇頁）

大日本地名辭書上卷一三九九頁に岡城の記事あれとも爲朝のことは見えず。

（四）若宮、今千年村と改む吉井の東に接す。八幡宮あり地名の名祠とす。云云。（大日本地名辭書上卷一五三八頁）

若宮八幡社（棟板銘文）に筑後州生葉郡若宮八幡社拜殿一宇厥以當社者鶴岡勸請久安二年草創□□相隔不レ知二濫觴委細一本地者今生後生能引尊地藏大菩薩也云云（以下略）（太宰管內志筑後之二、四八頁）

生葉郡若宮八幡當郡宗廟而有二三社一社祠、云云。嘗六條判官爲義、八男鎭西八郎爲朝豐州左遷之後播二迂當郡菊富庄一勸二請鎌倉鶴岡八幡宮一云云。（後略）（筑後地鑑上卷）

第十五　水　天　宮

連絡　高小國史第十八平氏の驕奢
尋小國史第十九武家政治の起り

祭神　祭神は（一）安德天皇（二）高倉平中宮（三）平二位時子（四）天御中主神の四座である。

壇の浦　壽永四年の春、壇の浦の一戰に平家の一族は痛ましくも、安德天皇を擁し奉り殆んど悉く荒波の底に消えてしまつた。

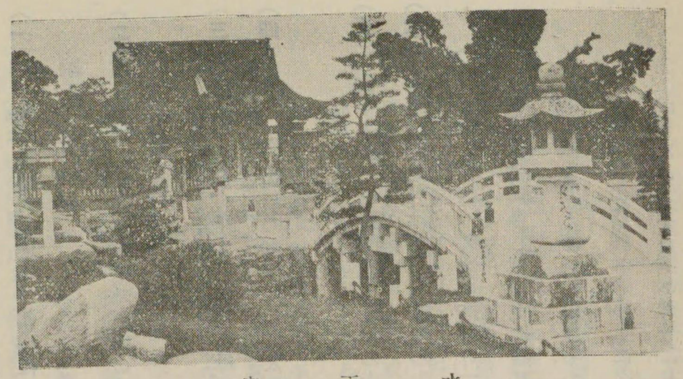

水　天　宮

官女伊勢　我が鄕土は平家（六）にゆかりが深い。水天宮は其の一つである。水天宮由來記によれば　官女（七）伊勢といふもの、壇浦の戰後、（八）鷺野原に遁れ來て　水天宮（九）の大神を祭つて住つた。鷺野原は筑後川の河原で、其頃は筑後肥前の堺も定まらず、荒漠たる所であつて、高き所を高野といひ森ある所を小森野といひ、川下にあるから下野（十）といふやうになつたといふ。

千代尼　伊勢は後、雜髮して尼となり名を　千代（十一）と改めた。そして尼御前と稱して世の人から慕はれたので宮の號を尼御前社といつた。

眞木家の先祖　其頃、平知盛（十二）の孫儕といふ人が肥後から來たのを千代尼は養つて後をつがしめた。是れが當宮の眞木家の先祖である。

水天宮の宮地　當宮は建久初年の創建であると傳へられてゐるが詳でない。後兵亂を避けて所々に移轉した。下野村、小森野村、江南山巖鼻頂、光勝寺村などは其の遺跡であると傳へられてゐる。慶長年間に今の久留米市新町一丁目に遷し慶安二年忠賴公新地を賜うて今の地に遷した。此處は古の鷺野原の一部である。

參詣者　宮は筑後川に臨み肥前の連山を望み景勝の地を占め、一年中遠近各地よりの賽者が絶えない。殊に五月五日の川祭、八月五日の千燈明には參拜者が大そう多い。

(一)瀬下町字濱町に鎭座す。祭神は安德天皇一座、高倉平中宮一座、平二位時子一座、天御中主神一座。（久留米市誌上編五四五頁）

(二)當宮祭神の光靈は安德天皇なり。安德天皇は卽ち人皇第八十一代の繼統の御門にして、御諱は言仁と申し上げ奉る。（水天宮由來記）

(三)和靈は平太后、平太后は其御母にして高倉院は天皇の中宮にまします。御諱は德子と申し建禮門院と稱し奉る。（同記）

(四)平淮后は平太后の御母にして太政大臣平淸盛公の配、中納言平時信卿の女、御諱を時子と申し奉る。所謂二位尼なり。（同記）

(五)天御中主神は宇宙開闢、最初の大元神なり。（同記）

(六)我鄕土附近に於ける平家傳說の主なるものを擧ぐれば左の如し。

(1)日輪寺古墳　久留米市京町六丁目、禪宗臨濟派日輪寺境內に古墳あり。古來安德天皇の御陵なりとの傳說ありて古記錄書類多し。墳上に觀音堂ありて天皇を祭れりと稱す。元來日輪寺は篠山城の東南にありて、天皇に緣故ある墳墓なりと傳へし由なるが、元和中久留米藩祖有馬氏入國の際篠山城域を擴張するため、換へ地を日輪寺に寄せて現地に移轉せしめしにより墳墓改葬の如何は不明なるも、此の古墳上に觀音像を安置して天皇を祭れりと稱せしため、本古墳が御陵なりとの傳說を生ぜしものならむ。（久留米市誌上編三七八頁）

(2)朝日寺　三潴郡夜明村に在り。夜明山と號す。後嵯峨帝の御宇、寬文三年、宋の無準和尙の弟子、神子榮尊和尙（榮尊は平判官康頼の男なり）康頼硫黃が島より歸洛の時、肥前筑後の間に徘徊して藤原氏の女を孌して一男子を儲く。成長して薙髮し禪學を研究し、遂に五岳に登り聖一國師を師として法を嗣ぎ肥前國水上山萬壽寺に住して當寺を創開して兼守る。今に神子が木像を安じて祭祠怠ることなし。（以下略）參照。大日本地名辭書一五四五頁。福岡縣三潴郡誌三二二頁。筑後地鑑（筑後地誌叢書四八頁）。（太宰管內志筑後之五。一六一頁）（筑後志卷之三。一九一頁）

(3)文治元年三月平家多くは壇浦に滅ぶ。然れ共殘黨九州各所に逃れ匿る。仝年殘黨筑前より筑後に入り追兵の爲め山門郡野町要川及其附近に於て斬殺せらる。或は民家に匿れて生存し一部落をなすものあり。

原町に平家の塔と稱するものあり、其の當時斬首せしものを埋めしといふ。

其の東約十町、七靈神社あり平家の落武者七騎飛濱に入水せしを祭ると。又平家黨の南飯江川を涉りて十八町障子が岳の中腹には平といふ部落あり、平家の殘黨也と。又坂梨と變稱するは平の意なりと。

柳河沖端川口漁業を營む者を六騎（キュウ）と稱す。是平家の落武者六人初めて漁業を生業とせしより之を漁民の祖とす。（山門郡志五一頁）

(4)謎の平家が筑後に入つた經路。五家庄傳說によれば筑後に入つた平家殘黨は二手に分れ、一つは筑後から更に對州に入り筑後に來たのは、二位尼、按察使局等の人々が安德天皇を守護し奉つたといふ。（1）太宰府から平宗盛の所領であつた田代に落ち一路水屋の筑後川を渡り小笹山（今の篠山町）に入つたといふ。（2）太宰府から朝倉郡甘木八町越を經て筑後原口（浮羽郡）に入り朝田村に一泊し川會村や草野を經て筑後川を下りて宮ノ地に休憩の上小森野に入つたといふ。そして其の一行中には二位尼、平宗盛、平知盛がゐたといふ。（福岡日日新聞（昭和八年七月廿九日より數日に亘つて發表）より抄錄。）

(5)小森野に於ける謎の平家。右の一行小森野上陸後西久留米なる松田某を召されたといふ。

(6)下野に於ける謎の平家。下野は肥前三養基郡旭村で小森野の對岸である。

1、御乘越、昔時西肥と北筑地方との通路にあたる。安德帝が此處より肥前に潛幸ありしといふ

2、大眞木。御乘越の南約半丁。按察使局が安德帝、建禮門院、二位尼の靈を祭り冥福を祈つた所で肥後から平儕が訪れて來た所で眞木姓の生れた地である。

3、最初の水天宮。大眞木から南へ半丁、宮屋敷といふ地域。千代尼が草庵を結んで日夕帝の冥福を祈つたといふ所である。

4、下野水天宮　之より又堤防を南下すること半丁御神體は五寸餘の傳安德帝の御立像と。

(7)長門石に於ける謎の平家。

1、長門石といふ石、始め寺園に在つたが明治二十二年堤防築造の時八幡社殿の背後に移されてある。

2。四王子と五格寺。四王子は男四王子、女四王子の二個所に分れてゐる。此所には五格寺或は五閣寺又は五家子と稱する寺があつたといふ。平重盛の建立といふ。

3、兩同院、江南山と号した、重盛建立と云ひ傳ふ。道場といふ所にあつた。平家の舊臣に長門石地方の豪族執行利左衞門尉藤原種繼なる者あり。平家の殘黨安德帝を擁して久留米地方に來るや種繼、主上を兩同院に迎へ奉つたと傳ふ。兩同院の趾には、玉ノ井地藏と云ふ石地藏尊がある。七木地藏とも云ふ。靈驗ありて參詣者が多い。

(8)久留米に於ける謎の平家。

1、藤吉種繼。安德帝が肥前田代から水屋の筑後川を渡り小篠山に入らせ給ふや久留米篠山の住人、藤原種繼之に奉仕したとの傳說。

2、皇子神子。三瀦郡大善寺村朝日寺の緣起に詳し。

3、尼御前社。もと梅林寺當山にあつたのを慶安三年瀨之下に移すと。

4、新町水天宮。小森野から新町一丁目に遷座したものといふ。

5、十三塚。國分町日吉神社境内に十三塚神社がある。平家落武者討死の塚といふ。

(9)三井浮羽に於ける謎の平家。知盛墓、浮羽郡(舊竹野郡平村)中尾字平の耳納山中腹に其墓標と云ふのがある。平家舘跡、舊竹野郡松門寺村東方に平家舘跡といふ所がある。平家の山越、平家の五人が石垣山を越えて山傳ひに肥後に入り五箇山に住すと。

(10)八女郡に於る謎の平家。

1、光明寺。

2、赤井寺。久留米にて宗盛は三本松原苧扱川、一條を經て敗走したといふ。

3、尾島古墳。淺山小次郎戰死の處といふ。

(七)平家沒落の時、官女按察使局伊勢、養和帝二位時子の命を奉じ、筑後國千年川の邊、鷺野原の地に住みて水天宮を勸請す。伊勢は元大和國石上布留神社祠官の女にして高倉平中宮に奉仕したる官女なり。後薙髮して尼となり名を千代と改む。(久留米市誌上編五四五頁)

(八)(六)の前半に同じ、水天宮を勸請す。(同書同頁)

(九)水天宮由來記　夫れ人の開闢思想は水に關聯し、大元神は水と密着の關係あることは、東西の古典に徵して明かなり。されば千年の大水洋々として流るゝ處、此に大元神の水に關する威德を崇拜する祠の起るに至りしは蓋し自然の事理に出づるものと謂ふべし。(市誌上五四七頁)

(一〇)今は佐賀縣旭村下野。

（二）境内に左の末社あり。一、水神社祭神罔象女命、一、千代松神社祭神建禮門院官女按察使局、一、秋葉社祭神火産靈神。（久留米市誌上編五四九頁）

（三）其頃新中納言平知盛卿の孫、儕と申す人肥後より來りければ千代尼之を養ひて其後を嗣がしむ、是れ當宮前大宮司贈正四位和泉守眞木保臣の先祖なり。尼逝去しければ後人其墓を瞥み松を植え表とし千代松明神と仰めけり。（同書五四八頁五行より）（淺野陽吉氏曰）儕は肥後に落ちた少將平知時（知盛の子）の末子である。因に千代尼は（中略）京町（古の京隈）に千代尼の古墳ありて老松二本鬱蒼としてあり其間に小社千代松神社ありしが明治四十三年五月社は水天宮境内に移し其地日本足袋會社の所有に歸するに及び昭和五年三月碑を立て千代尼の墓たることを標せり。（水天宮由來記

第十六　神代良忠と草野次郎

連絡　高小國史第二十一元寇
尋小國史第二十一北條時宗

（一）國難

國難來上下一心　文永、弘安の役は實に曠古の國難であつた。(一)蒙古來るとの報に接した國民は上下一心敢然として國難にあたつた。諸國の武士は命をすてゝ祖國の爲めに戰ひ、人々は或は糧食を運び、或は防壘の築造に懸命の勞を惜まなかつた。武士の中には(二)承久の亂以來北條氏に快からぬものがあつたが此の國難に際しては、宿怨など更に顧みる者はなかつた。

九州の殊勳者　此の戰で主として活動したのは(三)九州、四國、中國の武士であつたが、殊勳者として(四)太宰少貳經資景資を始め、(五)菊池隆泰武房、(六)大矢野十郎種保全種村、(九)竹崎季長、筑前の秋月九郎種家、(一〇)種宗、(一一)原田種光、(一二)伊豫の河野通有、(一三)通時、(一四)薩摩の島津久經長久、(一五)豐前の宇都宮貞綱、(一六)豐後の大友親時、肥前の(一七)龍造寺季時、等赫々たる武名を後世に傳へてゐる。此の戰に於て我が鄉士人も幾多の花々しき戰功を顯はしてゐるが、殊勳者中の殊勳者とも稱すべきは神代良忠と(一八)草野次郎とであらう。

（二）神代良忠

(一九)神代良忠は其祖代々高良山に居たが、曾祖父良光の時神代村（今の山川村神代）に移つた。文永十一年十月蒙古來襲の報は對島より壹岐より相踵いで到達した。

太宰府兵を徵した　太宰府は急を六波羅に告ぐると共に兵を徵するの令を各地に發した。諸國の兵は我も〳〵と博多津へと馳向つた。

筑後川の增水　我が(二〇)筑後川は九州第一の難所である。時しも增水の爲めに筑後を始め肥後薩摩大隅日向の軍勢は徒に堤防の上に拱手して水勢を見つめて氣をあせるばかりであつた。

架橋　良忠は「事急である一時も猶豫は出來ぬ」と多くの舟を集め、附近の木材を伐出して架橋にかかつた。不眠不休の活動は濁流を物ともせず、わづかに三日間を以て(二九)浮橋を架し十七日には南九州の人馬を悉く渡すことが出來た。

神風　かくて二十日、蒙古軍が博多に逼るや、我將士は未明より暮方に至るまで殊死して戰つたが、此の夜の大風雨に賊艦盡く碎けて溺死一万五千餘、生き殘れる賊は皆遁れ去つた。

時宗の感狀　良忠の此の處置は北條時宗の感歎するところとなり其の感狀(二六)は今も高良山に保存せられて良忠の忠功を物語つてゐる。

良忠は架橋を竣へると家の子郎黨を引具して戰場に馳付け(二七)尚建治二年三月には人夫を具して石壘(二八)普請に參加し弘安四年の合戰にも花々しき活動をなしてゐる。

(三)　草野次郎

草野經永(二九)　草野次郎經永は筑後國草野豪族太郎永平の孫で父を永種といひ永綱の弟である。肥前松浦鏡社大宮司として其の地に住じた。

防壘　弘安の役に於ては文永の役の實況に鑑みかねて築造しておいた防壘に據つて戰つた。是は高さ丈餘、筑前の沿岸數百町にわたつてゐる。外は絶壁にして登ることは出來ない。故に敵は海上に碇泊して敢て上陸しようとはしなかつた。

經永が敵艦を襲うた　是に於て勇氣勃々たる我が勇士は敢然逆襲して敵の膽を奪つた。其の先駈をなせるものが我が草野次郎經永である。經永は夜陰に乘じて小舟を以て敵船を襲ひ奮戰力鬪首級二千一を獲、敵船に火を放つて引上げた。火は隣船に燃えうつゝて四五隻を燒盡した。敵(三〇)は之に怖れて鐵鎖を以て互につなぎ合せ我が攻擊に備へるやうになつた。

我軍の士氣振ふ　經永の果敢の行動はいかに敵の膽を寒からしめ、いかに我が士氣を振作したことであらうか。今や全國津々浦々に至るまで其の名を知らざる者なき草野次郎は實に我が鄕士(三一)が生んだ勇士である。

(一)文永十一年十月三日高麗及元ノ諸將、軍ヲ率キテ合浦ヲ發ス。蒙漢軍一萬五千、高麗八千、梢工水手六千七百人、戰艦九百餘艘。五日、元ノ艦隊對馬佐須浦ニ來ル。土人急ヲ地頭所ニ告ク、守護代右馬允宗助國、八十餘騎ヲ率キテ至リ翌日出テ之ニ對シ其來由ヲ詰ル。賊答ヘズ、發射シテ陸ニ上ル。助國拒ギ戰ヒ其ノ二子馬次郎、彌次郎等ト之ニ死シ族人家士皆戰亡ス、賊火ヲ民舍ニ放テ去ル。家士小太郎、兵衞次郎等、博多ニ如キ急ヲ報ス。是ニ於テ太宰府馳驛シテ、變ヲ六波羅ニ告グ。（伏敵編卷之二、四頁）

十四日、賊轉シテ壹岐ヲ侵ス。守護代平内左衞門尉景隆、百餘騎ヲ率キ、出テ之ヲ拒ク。利アラズ、退テ城ニ據ル。翌日城陷リ、景隆自殺ス。賊既ニ二島ヲ破リ、人民多ク捕斬セラル。尋デ肥前沿海郡邑ニ寇ス。松浦黨ノ將士之ヲ拒ギ、或ハ陣亡シ或ハ俘ハル。（同書一〇頁）

十七日、鎭西ノ警六波羅ニ達ス。（同書一三頁）

(二)菊池氏七代隆定後鳥羽院に仕へて武者所となる。（太宰管内志下肥卷後之一、一二頁）

後鳥羽院御宇承久合戦之時、爲二大番役一菊池能隆隨二院宣一進戦畢。（菊池家譜）

幕府の爲に其本領を沒收せられたが、能隆の子隆泰、その子武房は承久の憤を忘れて擧國一致元寇の難に赴き戦功あり。

（三）九州ノ諸族、難ヲ聞キ兵ヲ率キ馳テ博多ニ赴ク者、前後數ヲ知ラズ。（伏敵編卷之二、一三頁）

（四）少貳經資、諸軍ヲ統帥シ（三）島津久經箱崎ヲ警衛シ。（同書同頁）

（四）（五）（六）—（一〇）此九國にてはかねて攻來へしと思ひし事なりければ、來ぬときくより、馳參る軍兵は太宰少貳、大友紀伊一類、臼杵、戸次、松浦黨、菊池、原田、大矢野、兒玉黨以下神社佛寺等の司等に至るまで。我も〳〵とはせあつまりけれは、たとひ異敵十萬に及ふとも何ほとの事あらんとて、いさましくそ見へにける。（同書八幡愚童記、一四頁）

その中に太宰少貳三郎左衛門尉景資殿を日ノ大將軍として待かけるところ十月二十日未朝より蒙古の一手陸地におしあかり馬にのりはたをあげて攻かゝる。（中略）（同書（右のつゞき））

（一一）（一）筑後鄉土通史九九頁より一〇二頁まで參照の事。

（2）弘安四年蒙古來襲の折、筑後人には田尻三郎種重、同弟次郎種光、討死し、西牟田彌次郎永家、閏七月二十二日（接閧恐誤）松浦鷹島に於て戰功を播す。（北肥戰誌）

（3）龍造寺六郎家益、弘安に蒙古來りしとき、壹岐の大瀨門、小瀨門、松島等の浦々に於て賊兵と打戰軍忠を抽てし故、筑前國比伊鄉（和名抄早良郡毗伊）筑後國荒木村を給はりぬ。（北肥戰誌）

（一二）筑後草野氏、藤原姓、草野系圖、三郎永經、長寛二年筑後國山本郡草野莊ニ居ル。又文治中次郎太夫永平、筑後國司押領使トナル、又松浦ノ草野四郎、唐津ニ住ス、此家代々鏡社大宮司トナル。（伏敵編卷之二、三二頁）

（一三）文治元年乙巳、神代良光カ時、吉見岳（高良山ノ事也）ヨリ初テ同國（筑後）神代村ニ移リ住ス。夫ヨリ四代ヲ過テ、同名民部少輔良忠カ代ニ、文永十一年甲戌、異國ノ蒙古攻來リシ時、折節一夜川ノ渡水增テ諸國ノ人馬渡ルコトヲ不得、難儀ナリシニ、彼良忠カ計ヒニテ、俄ニ假橋を掛、諸勢悉ク是ヲ渡シヌ、是京鎌倉ヘノ大忠也。（伏敵編卷之二、三十二頁。北肥戰誌。）

（一四）（一五）（1）肥後、薩摩、日向等の諸軍は襲來以前に到着しなければならないので迅風の如く博多指して上つた。彼等の取つた行軍路は殆んど筑後平野を通り太宰府を經て博多へ出た。此時彼等の行軍に多大の障害を與へたのは山岳であり河川であつた。が就中、筑後川は最も困難な所であつた。とにかく渡り得るにしても多大の時間を要するのであつた。此の時工兵として作業によつて殊功をあらはしたのが我が筑後の高良山下にゐる豪族神代氏氏であつた。如何なる工事をなしたのか今日不明であるがとにかく短時間に南九州の諸勢をして渡河せしめてゐる。（嬌々會雜誌第百參拾八號三六頁）

（2）既に假橋架渡し十月十有七日に最安々と諸軍勢苦もなく渡り濟しける。（星野家譜上卷）

（一六）（1）將軍家政所　於二博多津一去文永十一年蒙古襲來之刻、肥後薩摩、日州隅州之諸軍馳參之砌、筑後神代浮橋、九州第一之難處之處、神代良忠以二調略一諸軍輙打渡、蒙古退治之事、偏玉垂宮冥應、扶桑永代爲二安利一之由所レ仰如レ件

建治元年十月二十九日　　別當相模守平朝臣（判）（伏敵編卷之三、九頁にあり）「高良山文書」

（2）本紙肥前神代彈正家藏、寫在高良山鏡山氏、（筑後將士軍談卷三二）

（一七）建治二年三月幕府將ニ高麗ヲ征セントシ、鎭西ノ將士ニ築カシム。諸氏各其國ノ郡邑ニ命シ、徒ヲ發シ工事ニ任ス。八月ニ至テ略竣ル。（伏敵編卷之三、二六頁）

「田中文書」井芹秀重

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師法名西向謹注進言上所領田數並人勢以下乘馬弓箭兵杖事。（中略）

一、人勢弓箭兵杖乘馬事　西向年八十五、仍不レ能二行歩一　嫡子越前房永秀年六十五　在二弓矢兵杖一

同子息彌五郎經秀年三十八　弓箭兵杖腹卷一領乘馬一疋

親族又二郎秀南年十九　弓箭兵杖所從二人

一、孫二郎高秀滿四十　弓箭兵杖腹卷一領乘馬一疋所從一人

右任二御下知狀一可レ致二忠勤一也。仍粗注進狀言上如件。

建治二年壬三月七日　　沙彌西向（裏判）

「田中文書」北山室地頭直阿

建治二年三月廿五日御書下、昨日閏三月二日到來、畏拜見仕候了、抑被二仰下一候爲二異國征伐一人數交名並乘馬物具員數等事子息三郎光重、舅久保二郎公保、以レ夜繼レ日企二參上一候へば令二申上一候、以二此旨一且可レ有二御披露一候恐惶謹上。

閏三月三日　　北山室地頭尼眞阿（裏判）

異國警固ノタメ關東下知ヲ加ヘラレ、九州ノ武士ニ課役ヲ以テ建治二年三月ヨリ博多ノ津ニ石築地ヲ構ヘラル。其所博多冷泉津ヨリ北ノ方三四里カ間ヲ、高サ四五丈ニ大石ヲ疊ミ、屛風ヲ立タル如クニ事々敷、築レ之。太宰少貳資能兼テ太宰府ニ在テ此事ヲ奉行ス因玆鑛西ノ輩、各人夫ヲ具シテ博多ノ津ニ向ヒ、請取ノ役所ヲ定メ彼石築地ヲ普請ス。其ノ輩ニハ（中略）（筑後ノミヲ摘記ス）筑後ニ田尻三郎種重（三毛郡田尻村飛塚城）神代民部大輔良忠。黒木新藏人大夫（上妻郡猫尾城）、星野（生葉郡、上妻郡妙見城）、河崎（伊駒野）、西牟田彌次郎永家、草野筑後權守永綱（太郎

酒見菅太郎（教員末安右馬允兼光、（以下略）（同書二八頁（北肥戰誌）

筑後と元寇將士　伏敵編に記する所を見るに現在判明し得るものは筑前九人筑後九人肥後二十餘人である。（人名右に同じ）此等の將士は石壘中の何處を築造したやは不明であるが國内領土より分擔額を支出して建設に努めてゐる。（嬌々會雜誌百三十八、四一頁）

（二八）長沼賢海先生は元寇の時に於ける博多濱海岸に於る諸國將士の警備分擔區域の研究をせられて次の如き結論に到達してゐられる。即（箱崎博多島津氏等薩摩の諸氏。

前濱　筑前の諸氏

袖濱、冷泉津（後は不明、初め）肥前の諸氏　　庄濱　筑後の諸氏

姪濱、生松原（初め不明、後は）肥前の諸氏　　生松原　豊後（？）肥後（？）の諸氏

此によつて筑後の將士の博多警備に當れる者のあつたことが明瞭にせられたわけであるが其の青方文書（長崎縣立圖書館所藏）の全文を引用しやう。

筑後國役所、博多庄濱石□（築）地內、友淸內、柴段二丈分所課□（役カ）不日可被勤仕候、仍執達如件

弘安九年八月廿七日　　太宰少貳（花押）

友淸又次郎入道殿

庄濱は今福岡市庄、中庄等あり、姪濱と袖の濱、冷泉津地方との間に位する區域であつたかと思はる。

此の友淸又次郎入道は筑後の將士に相違なく又此の役所に於る筑後將士の弘安役當時の勳功も語らなくてはならないが、之に關しては全く史料なし。（以下略）（筑後と元寇將士補遺）

（二九）（1）舟に乘つて沖へ漕ぎゆく繪がある。鎧武者五人、旗持一人、船頭四人。くさのゝ次郎つねなかのひやうせんとあり。（竹崎季長繪詞一〇四、一〇五、一〇六頁）

（2）また弘安四年五月二十一日蒙古の賊船おそひ來たる。（中略）まつ一はんに草野ノ次郎二艘にて夜打して異國船にのりうつり首二十一、とりて船ともに火をつけてかへりけり。退て其火をかへり見れば四五艘にもえつきてあまたの船とも亡ひけんとそ見えし。（伏敵編巻之四、一四頁）

（3）永種　傳同二一本一善導寺境内二町餘及水田四十五町寄附云云。今按、弘安舊記云、蒙古賊船、云云、時草野次郎密乘二艘一向二志賀島一斬二賊廿一人一（中略）（筑後將士軍談中巻、七三頁）

（三〇）その後用心して船をくさり合せ、押廻らして守護し、もしよするものあれば大船より石弓をくたしけるに日本の小船たもちかたく、これがためにたび〳〵うたれにければ此事今は詮なし、夜打をやめてかせんすへしとて觸られける。されとも猶止まず。伊與國住人河野六郎通有。云云（以下略）（伏敵編巻之四、十五頁）

（三一）弘安四年閏七月五日、於二肥前國御厨子崎海上一、蒙古合戦、賊船三艘内、追二縣大船一致二合戦一乘二移敵船一、度景令二分取一、舍弟廣度從二異船一入二海中一、親類被レ疵、郎從或令二打死一或負レ手、令二分取一候、子細致二見知一候由、所二申二立證人一也、然者彼度景合戦之次第、任二實正一可レ致二起請文一候、

弘安七年四月十二日　　景　資　判（少貳）

神山四郎殿

（伏敵編巻之四、二八頁「五條文書」筑後國木屋地頭香西小太郎度景申。）

第十七　善導寺

善導寺　善導寺は三井郡善導寺村にある。此の地は元山本郡に屬し、井上と字したが、明治二十九年山本郡を廢して三井郡となり、又當山の寺號によつて、新に村名を立てたのである。(一)(二)

創建　當寺は建久二年、淨土宗第二祖鎮西正宗國師の草創である。(三)建暦二年三月宋朝渡來の善導大師像を奉安し、建保五年三月、順徳天皇勅額を「善導寺」と賜ふに及んで、井上山光明寺の舊號を廢し、新に終南山光明院善導寺と稱するやうになつた。(四)(五)

開山辨阿　開山辨阿は筑前香月の人、辨長とも云ひ、聖光と號す。始め天台を學び後、源空に歸依して念佛を修し師資兩々相合して、一器の水を一器にうつすが如く、淨土の深奥を悉く傳稱して竟に源空より「源空が所存は皆御邊に申畢んぬ」との證狀を得、遂に淨土宗第二祖と仰がれるに至つた。元久元年八月鎮西に歸り廣く淨土の要門を開き、嘉禎四年閏二月二十九日入滅した。歳七十七、文政十年仁孝天皇より大紹正宗國師の追號を賜つて、法門盛々隆盛を極めてゐる。(六)(七)(八)

寶物　境内一萬數千坪、空を蔽うて聳えてゐる天然記念物大樟は上人の御手植と傳へられ、三祖堂内の善導大師・大紹正宗國師の二坐像及び紺紙金泥觀普賢經は國寶に指定せられ、其他の寶物は枚擧に遑がない。(九)(一〇)(一一)

(一)山本郡飯田村に在り。（筑後志巻之三、一七〇頁）

(二)寺僧の傳説に曰く、古、此地曠野にて人行稀なりしかば、盜賊人を殺し、屍を野中の古井に投ず、辨阿深くこれを悲歎し、草廬を井上に結び、旦夕念佛を修して、以て彼の亡魂を弔ふ、今尚佛殿の床下少く地を掘て四にし、古意を存す。故に井上山と號ずと。（筑後志巻之三、一七〇頁）

(三)(1)「聖光上人傳」に山本郷建二一伽藍一號二善導寺一、（後嶺三光明寺一）堂塔雙レ甍僧徒成レ林長日ノ勤行恒例ノ大會繼レ日不レ懈遂レ年無レ怠地主要阿奇二進敷地一置二四九ノ本房一彼妻作阿施二入水田一擬二衆僧糧一夫婦同心銘二寄進ノ文於洪鐘腹一焉（要公は草野氏の事と

開ゆ）（太宰管内志筑後之二、七二頁）

（2）上人或日草野庄を遊行せられたるに、大河の邊に曠野あり、紫雲鬱蔚として聳ゆるを見て佛法有緣の地なる事を知り遂に精舍を營建す。今の善導寺即ち之なり。當時境内は東西七町、南北五町、境外は東飯田馬場道より西與田村に至る凡そ八町、南筑面山麓より北筑後川に亘る凡そ二十三町、悉く寺域に屬し、云云。（善導寺略緣起七頁、八頁）

（四）鎭西上人御年五十一才の時、建曆二年三月十三日、般舟道場に在られる時靈應あり、一人の氣高き僧現はれて曰く、「我は唐の善導なり。汝能く如法に自ら淨業を修し又他をして修せしむ。故に我今來つて證明す。疾く筑前博多の津に向はれたるに、途中松原に於て一僧に遇へり。然れ共未だ何人たるかを知らずひをなしたれど、兎に角行きて見むと翌朝博多の津に向はれたるに、途中松原に於て一僧に遇へり。然れ共未だ何人たるかを知らず既にして博多の津に至り諸人に尋ねしに、妙典と云へる船頭あり、上人に申して曰く、「吾纜を解きて將に宋國の港を出帆せんとするに當り一僧あり飄然と來り船に投ず、其風常人と異なる處あり。然るに其僧今上陸して彼の松原に往けり」と。依つて思ふに先に遣ひし僧は大師善導に在すべしと。急遽馳せて松原に至り見るに更に人影なく、大師善導の形像一軀、老松樹の下に坐踞合掌して儼然たり。（善導寺略緣起九頁）

（五）善導寺略緣起一頁による。

（六）應保二年五月六日筑前國遠賀郡香月の庄に生る。古月彈正左衛門尉則義入道順乘の子なり。（善導寺略緣起五頁）

（七）七才にして菩提寺に投じ、十四才にして剃髮す。二十二才の時比叡山に登り天台を學ぶ。在山八年にして建久元年鄉に歸る。（善導寺略緣起五頁）

（八）建久八年上洛して源空に歸依す。時に源空六十五才、聖光三十六才なり。

（九）丈三尺三寸、臺座一重高さ五寸、厨子高さ八尺六寸、作者不明。（鄉土研究筑後第二卷第十號）

（一〇）丈二尺四寸、臺座一重高さ五寸、厨子高さ七尺五寸、作者不詳。其手法より見て光慶の作と云ふ。（鄉土研究筑後第二卷第十號）

（一一）國寶觀普賢經奥書、承安二年酉癸三月　日權守散位行則。

箱書、後白河帝殿上中納言平兼則二男權守散位平則？行寫法花經納文珠院此卷蓋其一也。（鄉土研究筑後第二卷第十號）

（一二）（1）勅書「大紹正宗國師」紙地金襴緣大和綸表裝。竪四尺五寸二分、横二尺二寸一分。開山國師五百九十年の御遠忌に際し、仁孝天皇遙かに其德望を聞召し、文政十一年十一月二十二日勅書を知恩院主尊超法親王の室に下し、大紹正宗國師の徽號、宸翰を賜ふ。

（2）勅額「祈禱」木製彫刻、長さ四尺二寸、幅二尺四寸、後醍醐天皇より勅願所の綸名を受け、御願成就せしかば其功により「日域淨土最初梵天」の額と共に自ら宸筆を染めて下賜し給ひしものなり。（善導寺略緣起二六頁）

第十八　征西將軍宮懷良親王

絡連　高小國史第二十五吉野の朝廷
尋小國史第二十二後醍醐天皇
第二十六菊池武光　第二十三楠木正成

（一）尊氏の叛と九州

尊氏が九州に走つた　建武中興は尊氏の叛によつてやぶれ、世は再び暗雲にとざされるやうになつた。尊氏は延元元年二月京都の戰に敗れて海路九州に走つた。九州の豪族は之を迎へんとする者多く、中にも少貳賴尚は赤間關に之を迎へ、廿九日芦屋浦に上陸した。

菊池武敏が尊氏を討つた　菊池氏に於ては、統領武重は上洛し、肥後には弟武茂・武敏が留守居し常に武重と呼應して王事に勤めた。今や尊氏が九州に下るに及び、武敏は之を擊破せんとして阿蘇惟直と共に筑後に馬を進めた。

菊池武敏が少貳妙惠を有智山城に討つた　賴尚の父貞經は尊氏を迎へて菊池氏に對しやうとしたが、武敏が北上するのを知つて二月廿七日、筑後太田清水に要擊して敗れ、武敏は進んで高良山に陣した。廿八日武敏は貞經を筑後川水木渡に破り、次で有智山城に圍んで之を殺し、更に博多に於て軍容を整へ、多々良濱に陣して尊氏の軍と決戰した。

三原城　武敏は一時、足利勢を危地に陷れたが、官軍次第に不利に陷り、遂に敗れて筑後に退き三井郡

三原城に支へ次で黒木に退き、肥後に歸つた。(九)

天　山　阿蘇惟直は負傷して肥前小城に退き遂に弟惟成と共に天山に自殺した。

尊氏東上　尊氏は一色範氏等を博多に留めて九州を指揮せしめ、四月三日博多を發して、威風堂々として東上の途に上つた。(一〇)

(一)義貞顯家進みて園城寺にある賊兵を攻め之を破り、その北ぐるを逐ひて京都に入りぬ。尊氏直義之を三條河原に邀へ一月廿七日賀茂河原に、三十日糺河原に戰ひしが敗れて丹波に走れり。(征西將軍宮二五頁)

(二)尊氏丹波より播磨に出で、二月三日兵庫に到着せり。時に大內・厚東兩氏の周防・長門の兵船五百艘を率ゐて來るに會せしかば、また軍を旋らして、京都に逼らんとし、二月十日兵庫を出發して東上せしが、官軍の將楠木正成は之を西宮濱に、新田義貞等は之を豐島河原に破りしかば、十二日尊氏遂に海に航して九州に走れり。(中略)二十日赤間關に着せり。九州の豪族は之を迎へんが爲め來る者多く、二十五日少貳貞經の嫡子賴尙兄弟一族等五百餘騎を率ゐて之を迎へしが、二十九日には尊氏赤間關より海路筑前芦屋浦に至れり。(同書同頁)

(三)尊氏の鎌倉に叛くや、朝廷は綸旨を九州の諸豪族に傳へ、鎌倉に發向を命じたり。當時直に召に應じて來着せし者には、大友貞載・上島惟賴・阿蘇惟時・阿蘇品惟定・菊池武重等あり。共に義貞の軍に從ひて箱根・竹下の戰に出で、軍忠を抽んでき。就中武重は、松浦黨を初めとして國々の大名三十餘人と共に、三萬餘の兵を指揮して箱根に向ひ、その先鋒として奮鬪し、敵の先陣三千餘騎を擊退して勳功ありしが、(菊池槍は此の時從兵の短刀を竹柄に結びて急造せしものなり。)大友貞載は、佐々木高貞と共に中途叛意を起して、足利勢に投じ、爲に官軍の潰敗を來せり。ついで尊氏の京都を攻むるや、天皇東坂本に幸せられ、九州の諸族また力を王事に致したるが、就中阿蘇惟時は、その行幸に先だち內侍所を奉じて、之を東坂本彼岸所に奉安せしかば、その賞として直に豐後日田莊地頭職を賜ひ、以て勳功を賞せられたり。(同書二六頁)

(四)武重は弟武吉と共に上洛し、本據肥後菊池には弟武茂・武敏留守居し、常に武重と呼應して王事に勤めたり。而して武茂は內にありて內政を處理し、武敏は外に出でゝ主として軍務に從事し、威勢甚だ盛んなりき。(懷良親王と三井郡一一頁)

(五)貞經は、今や官軍の將武敏が大軍を率ゐて北上し、進みて太宰府を襲はんとすと聞き、まづ詫磨之親・同貞政等の諸將を遣して、二十七日直に之を筑後大田清水(或は寒水とも云ふ)に要擊せしめしが、敗れ退き、武敏は進みて高良山に陣せり。(征西將軍宮二九頁)

(六)廿八日、貞經自ら原田・畔倉を先鋒とし高良山を攻めんとせしが、武敏逆に攻め寄せ、筑前水木渡に戰ひて少貳の軍を破れり。(同書三〇頁)

北肥戰誌に曰く「其勢七千餘騎、八代を立ちて筑後に討つて出で、高良山に陣を取り將軍の下着を待懸けたり。少貳入道是を聞き、さらば菊池を討散すべしと、同廿八日、原田次郎と畔倉豐前守を先陣とし、筑後へ馳向ひ、三原三郎と一つになり、菊池が高良山の陣へ寄せんと議す。菊池は元來武勇無双の者なりしかば、少貳入道が寄來る由を聞いて、さらばこなたより逆寄せて戰ふべしと、水木の渡りへ討ち出づ。少貳が先陣畔倉豐前守寄懸の族を進めて、一番に水木の渡を驅渡し、菊池勢と亂合ふ。是を見て原田・三原續いて川を渡し、畔倉と一つになり、暫く戰ひしに、畔

倉・原田・三原の兵元より小勢にて、菊池に取籠められ、一人も殘らず討たれにけり。少貳が者共是を救はんとしけれども、川水深く船もあらず、味方の眼前に討たるゝを見ながら、阿容々々と引退き、云云と、いへるは要を得たり。（懐良親王と三井郡一三頁）

水木渡は、筑前下座郡三奈木のあたりなるべし。太平記に水城とあるも是なり。（太宰管内志筑前五七〇頁）貝原益軒の著筑前續風土記に「太平記に書せる水木渡は、下座郡長田村の内に水城といふ小村あり、町なり。いつの頃よりか、洪水にて水の流筋替りて、今は南數町に千歳川流る。そこの千歳川の渡を惠利渡といふ。惠利は川より南にありて筑後の内なり。其道筋より長田村ミツキといふ小村を通りて、甘木に行く道あり」と。當時肥後より水繩山脈を越えて、筑前方面に向ふものゝ筑後川渡渉點は、此方面なりしが如し。（懐良親王と三井郡一三頁）

（七）武敏は廿八日、少貳貞經を水木渡に擊破せしが、尊氏が太宰府に入るに先だちて、之を陷入れんとて、內山の城に押寄せたり。菊池・阿蘇・秋月・黒木及び草野・三原の兵急に之を攻圍せり。少貳は、城門を閉ぢて防戰せしが、城中に內應する者ありて、城陷り持佛堂に入り、腹掻切つて失せにけり。（懐良親王と三井郡一四頁及太平記十六巻）（太宰管内志筑前六九二頁）

二十九日、武敏は、尊氏の進入せざるに先だち太宰府を陷しいれんとし、直に之に逼りしかば、貞經已むなく有智山城に籠れり。菊池・阿蘇・秋月の兵急に之を攻圍せしかば、貞經一族は中村・詫磨等を督し、城門を閉ぢて防戰之をつとめ、菊池方も苦戰し、阿蘇氏の族惠良惟澄の如きも負傷せしが、城兵の中に內應する者あり、爲に城遂に支へ難く、貞經は後事を遙に賴尙に委し、自殺して城陷れり。（征西將軍宮三〇頁）

（八）太平記の多々良濱合戰の拔萃あり。（參考教師用福岡縣鄉土史一〇九頁）　梅松論の賴尙先陣を承つて多々良川に向ふの拔萃あり。（同書一一一頁）　宗像軍記の多々良川の戰況あり。（同書一一二頁）

こゝに多々良濱とて五十町の干潟あり。南端に小川流れたり、これに接し四方一里は松原にて中に箱崎八幡宮あり。箱崎の南は博多、東は二三里の間平野連り西は海に臨みて煙波縹渺たり。尊氏は香椎宮の御寶前を過り杉の枝を笠とし白砂青松の間に陣を取り、菊池氏は皆笹の葉を笠印につけて、小河を越え松原を背にして陣を布けり。尊氏は高師泰を先鋒とし、大友・島津・千葉・宇都宮等の軍を本軍とし、東には少貳賴尙を置き、足利直義は仁木義長等と正面より進みて菊池氏の陣頭に退れり。官軍は專ら賴尙の軍を攻めんとしてこゝに大血戰は開かれたり。而して官軍支へ難くて博多須濱まで退けり。されど武敏獨り北進して必死の戰をなし忽ち一變して足利勢危地に陷り、直義決死の軍をなしたるため官軍しだいに不利となり、加ふるに松浦黨敵に降伏せしため菊池の軍遂に敗れて筑後に退けり。阿蘇惟直は負傷して肥前天山に惟成と共に自害し、武敏は三井郡本鄉なる三原城に據りて防禦の方策を講ぜり。尊氏の將仁木義長之を攻め武敏敗れて黒木に退き更に肥後に逃れたり。（懐良親王と三井郡一六頁）（征西將軍宮三一頁、三二頁）

（九）三原種昭は元弘三年護良親王の令旨を奉じて義兵を擧げ王事に勤めたり。

「三原文書」　高時法師一族凶徒等、過分餘奉輕朝威條太以奇怪、仍可所被加征伐也早追討英時師賴以下之輩可馳參者、二品親王令旨如此、仍狀、如件

元弘三年二月七日

原田大夫種直跡人々中

第十八　征西將軍宮懐良親王

左少將隆貞

（懐良親王と三井郡一七頁より二五頁まで）

(一〇)多々良濱の戰に勝つた尊氏は一色範氏をして肥後黒鳥城を攻めしめて之を陷れた。九州全土を定めて、尊氏は範氏を博多に留めて全軍を指揮せしめ、大友・少貳等の兵を率ゐて東上した。

範氏と共に九州の軍務を總攬せしめたものに仁木義長がある。尊氏の命をうけて武敏を討たんとして延元元年四月二十八日肥前三根郡千栗に着し、五月一日筑後三井郡の床河に於て武敏の軍と戰つた。義長敗れて武敏は兵を筑前に進め下座郡に城を構へたが、義長と再び三奈木原、平塚原に戰つて武敏敗れ退いて三瀦郡鳥飼にまた敗れ遂に肥後に歸つた。

平塚原は朝倉郡にありて大堰村に近し。鳥飼は征西將軍宮譜には竹野郡とし、征西將軍宮には三瀦郡(久留米市)なりといへり。然れども地形大堰村鳥飼は平塚と遠からず、且同日に三箇所にて合戰ありたりとすれば、宮譜の竹野郡說即大堰村鳥飼なること疑なし

菊池武重歸國して武敏と力を合せ、且筑豐肥の官軍が興起したので、範氏一人の力では難しくなつた。そこで足利氏では少貳賴尙を歸國させて範氏を助けさせたが、却て範氏は之を喜ばなかつた。正平四年足利直冬が九州に來るや、賴尙は直に直冬に降附したので九州は、宮方と將軍方と直冬方との三分の有樣となつた。かくて親王は漁父の利を得て漸次勢力を增大してきた。そして正平六年八月頃に至るまで宮方と直冬方とは相接近する狀勢となつた。即ち直冬・賴尙は宮方と不和では刻下の目的たる一色範氏の攻擊につきて甚だ不得策であるから、宮方にはあくまで講和の意を示し後顧の患を絶ち、まづ範氏を平げ、然る後宮方に及ぶといふ順序を取らうと思つたのである。(征西將軍宮及懷良親王と三井郡)

(二)御降誕と御下向

御誕生　(一)征西將軍懷良親王は御醍醐天皇の(二)皇子にまし〳〵、元德元年二年晩くも元弘元年頃の(三)御降誕と思はれる。即ち後醍醐天皇の笠置行幸、ついで隱岐御遷幸の頃には、親王は既に襁褓の御身にあらせられた。

諸皇子の御差遣　延元元年五月湊川の戰後、後醍醐天皇は比叡山に行幸あり、此處で(四)諸親王を各地に御差遣あらせられ、諸道に官軍の勢力を扶植しやがて東西呼應して京師を恢復し給はんと叡慮を運らされたのである。

宮の御下向　九州は重要な地であるから、特に懷良親王を遣はし征西大將軍として鎭西を平定せしめんと延元元年九月十八日(五)綸旨を九州の官軍に下して近く御下向あるべきことが傳へられた。かくて(六)五條賴元以下十餘人を從へて御下向の途に就かせられたのは、御年纔に八歲前後であらせられた。

紀州湯淺の附近より(七)乘船して(八)讃岐に入られ、次で(九)伊豫の忽那島に入御あつて御滯在三年、此の間に御父天皇の崩御あらせられた(一〇)御通知に接し給うたのは殊に御感慨を察し奉るだに畏多き極みである。

興國元年九月十月の頃忽那島を發して九州に向はせ給うたのであらう。同年三年五月一日(一一)薩摩の津に着御あらせられ、此の地に六年の春秋を過させ給ひ、正平三年正月の頃に(一二)肥後菊池に入御あらせられた。

高良山御納經　法華經普門品を寫して筑後(一三)高良山玉垂宮に納め給うたのは正平三年の四月である。

(一)御母は中納言御子左爲道の女中宮宣旨(後に三位局と申す)なり。(征西將軍宮七頁)

(二)(1)親王の御兄弟を古本帝王系圖・本朝皇胤紹運圖及本朝皇胤紹運錄等に參照するに、御排列は異同あるも御兄宮と

して、尊良・世良・靜尊・護良・宗良・恒良・成良・義良（後村上天皇）・聖助・法仁・玄圓の諸親王のましましゝこと何れも殆ど一致せり。（征西將軍宮七頁）

（2）龜山天皇
- 後宇多天皇
  - 後二條天皇
  - 後醍醐天皇
    - 尊良親王
    - 世良親王
    - 恒良親王
    - 成良親王
    - 後村上天皇
      - 長慶天皇
      - 後龜山天皇（征西將軍宮七四〇頁）
      - 泰成親王（大日本人名辭書）
      - 良成親王（模範最新世界年表）
    - 護良親王
    - 宗良親王
    - 懷良親王
- 守良親王（五辻宮）

五條賴元筆（懷良親王の令旨）

（三）「阿蘇文書」御注進賜置候、忩可披露候、抑向州間事、兩條委細先日御使者に申候了、此間定被傳承候、宮御所、依御願事候、自去十二日、御參籠吾平山候き、其間如斯次第、不及御沙汰候。廿日菊池江還御候。側可參申之由用意候。兩條事、御使にも如令申、御成人之御事にて候間、每事伺申入候。（以下略）

正平三同廿六日申時刻來

六月廿三日　　賴元（花押）

惠良小二郎殿　返事

右は五條賴元が正平三年に惠良惟澄に與へし書にて、書中御成人とあるを二十歳と假定し、同年より二十歳を遡算すれば元德元年にあたる。また親王の鎭西御下向は延元元年なれば、元德元年より數へて八年を經たるなり。（征西將軍宮六〇七頁）

（四）義良親王を陸奥に、宗良親王を東國に、恒良・尊良兩親王を北國に差遣せられ。（征西將軍宮と五條氏六頁）

北畠親房もまたこの時同じく伊勢に向つて去りしなるべし。（征西將軍宮三九頁）

（五）「阿蘇文書」朝敵追討事、四方官軍等不一揆、或先驅而失其利或城守而似怠慢、就中九州士卒等、雖非無功績、各爭雄而及參洛之遲引云云、依之凶徒猶不退帝都、涉旬月之條、國家之弊、庶民之憂、宸襟無聊、故爲進官軍整軍陣、無品親王爲征西大將軍、所有御下向也、方々官軍急速應催促、可被參洛、恩賞々罰等事、併所被委將軍御成敗、存其旨殊可令致忠節者、天氣如此、委之以狀。

九月十八日　　右中辨（花押）

阿蘇大宮司殿　　（征西將軍宮五六九頁）

（六）當時宮に扈從せし者は、正確なること詳かならざれども、この後伊豫忽那島に着せられし時の記錄に御手人十二人とあれば、五條賴元以下良民・良遠・中院義定・同持房等の御一行なりしなるべし。而して勅命により主としてこの稚き宮を奉じ、かゝる重大なる任務を果さんとして畫策せる者は實に五條勘解由次官賴元眞人其人なりとす。

賴元、姓は淸原、明經家にして船橋氏と祖を同じくす。後醍醐天皇の時、淸原良枝眞人出でゝ二代の侍讀となり、七旬の耆老となりてロづから六經の說を授け奉り、特に優遇を受けて昇殿を聽されたり。賴元は實に良枝の子にして後二條天皇の時、權少外記兼音博士たり、後醍醐天皇正平二年に大外記に任ず。建武二年鑄錢司の置かるゝや、其の次官となり、且昇殿を聽され、記錄所の寄人たりき。三年少納言より勘解由次官に轉ぜり。其官餘りに高からざるも、

天皇が中興の政を行はるゝに當り、頻に之を任用せられしを以て見れば、尋常の外記の局務のみに終る人ならざることを知るべく、今やかゝる幼稚の宮を奉じて、鎭西に赴かしめんとせられしは蓋し大に見る所あらせられしによらずんばあらず、果して賴元は正平二十二年その卒去に至るまで、約三十餘年間殆んど一日の如く、宮を守護して匪躬の節を盡し、謀を帷幄の中に廻らして、宮の九州御經營を輔佐し奉れり、その子良氏・良遠・孫賴治等またよく父祖の意を受けて宮の爲に永く獻替する所ありき。（征西將軍宮四六頁）

七）今の和歌山以南熊野に至る間にて、船を泊するに足るべき港灣數所あり、田邊を以てその第一とす、湯淺・御坊之につぐ。（中略）宮は當時無二の勤王家たる湯淺孫六入道定佛に賴られ、この地にて熊野及び沼島の海賊等の迎を受けそれより出船せられしことを想像し得べきが如し。（征西將軍宮四四頁）

（**八**）宮は延元元年の末、讃岐に著御し、行く行く沿岸を辿らせられて伊豫に入らせ給へり。（征西將軍宮四八頁）

（**九**）伊豫本國は敵陣近くして旅情を慰め給ふこと難ければ、寧ろ寂寞たる孤島に敵の鋭鋒を避けらるゝの勝れるものあるを以て、土居氏・得能氏等の勸めにより、忽那島の靜寂なる天地に暫く御滯留ましましゝなるべし。史料の今傳はれるもの少く、委曲を知ること能はざるも、たゞその入御はまさに延元二年の春夏の交なりしならんと察せらるゝのみなり。（征西將軍宮五六頁）

（一〇）思ふに、親王が延元二年の春當島に入御せられて以來、同三年を經、同四年に至りて、まさに三ケ年の星霜をこの別天地に費し、徐に九州征途の準備をなし給ひ、忽那氏は專ら北方安藝・備後地方の敵を拒ぎ、土居氏は南方伊豫本土にある强敵を支へ、親王の御一行をして安穩に休養せしめ奉りたり。されど親王御西征第一の御目的地たる九州も、

漸く多事ならんとすれば、かく途上に永く淹留せらるゝは、もとより御本意にもあらざれば、一日も早く忽那島を出發して西下の御途に就かれんことを企てられたり。（征西將軍宮六一頁）

（一一）八月十五日御讓位の日、賴元に宛て遺勅は下り、日來の軍忠を褒せられ、深く汝に依賴する所なれば、官軍を勵まし朝敵追罰の籌策を廻らすべし。吉野の事は憂ふるに足らずとの御意を傳へさせられ、また益々宮を擁護して聖明に答ふべきことを暗に示し給へり。（征西將軍宮六三頁）

「五條文書」自去頃有御惱事、御讓國于陸奥親王了、不違日來之軍忠、可達叡旨、縱雖有不慮御事、深被憑思食候上者、令勇官軍等、殊可廻朝敵追罰之籌策、於當山者、云要害、云祇候輩、更不可有子細、存其旨可下知軍勢等給者、天氣如此、仍執達如件。

八月十五日　　右中將實躬

謹上　勘解由次官殿　（征西將軍宮五七一頁）

（一二）この薩摩津とは、何處なるかを詳にせざるも、思ふに南薩にて最も好錨地たる揖宿郡の山川港にてもあるべきか。（中略）それより宮は無二の宮方なる谷山隆信の居城に入りて、この所をしばしの御所と定められたるが如し。（征西將軍宮一〇八頁）

（一三）正平三年正月二日征西將軍宮の宇土津に著御あらせらるゝや、中院義定・菊池武光等は相率ゐて奉迎に出でたるなるべし。（中略）親王御一行は途中御船城に入御、阿蘇惟時の拜謁を受け一兩日御逗留にて直に御船を發し菊池一族の保護を受けさせられて菊池の木城に入り、この所を九州鎭定の御本營と定め給ひき。（征西將軍宮一三二頁）

（一四）高良山所藏普門品跋　奉納高良玉垂宮
正平三年四月　日　　征西將軍無品懷良親王

（三）九州の平定

竹井城の戰　宮の未だ薩摩に居ます間に、(一)中院侍從義定は肥後に入り菊池氏と共に、兵を筑後に出し宮入御の先驅として活動した。興國四年五月侍從は菊池武茂・大城藤次等と共に筑後竹井城(二)に據り、一色範氏は自ら之を圍むこと二ヶ月、(三)七月二日侍從、武茂等風雨に乘じて逃れ城遂に陷つた。此の一戰に於て筑後に於る官軍は一時その勢を失つた。

後(四)の床河の戰　宮が菊池に移らせられた頃から賊等の內訌は次第に進展した。抑〻足利直冬は尊氏の庶長子であるが、直義に養はれ、正平四年長門探題となり、良吏良將の評があつた。時に足利氏は尊氏・直義兄弟の爭があり、直冬は直義を助けんとして敗れ、肥後に奔つて河尻幸俊に迎へられた。少貳賴尙は久しく探題一色範氏に對して不快(五)の念を抱いてゐたので、喜んで直冬を助け之を太宰府に迎へ入れ、博多に在りし範氏を討たんとしたので、範氏は肥前に逃れて宮方(七)に降り其の御援助によつて直冬に當らんと欲した。

正平六年九月範氏と直冬とは互に筑後に出馬し二十九日兩軍遂に河北庄床河(八)に於て衝突し、一色の軍敗れて日田に遁れた。

官軍の筑後進出　正平六年旗鼓堂々北征の途に上られし親王は五條賴元、菊池武光之に供奉し、九月二十九日肥後玉名郡肥猪原に來會せる三池賴親(九)の兵を合せ、十月四日肥筑の境なる關城の敵を擊攘し、やがて筑後溝口城を陷れ、尋で瀨高に御在陣、十月末には筑後の國府(一〇)に入御、直冬追討の準備にかゝらせ給うた。

足利直冬の遁走　正平七年二月直義が兄の尊氏に毒殺されてから直冬の勢威は急に衰へ、親王と範氏の聯合軍の爲に太宰府を襲はれ十一月遁れて中國に奔つた。

千栗船隈の戰　範氏は親王の御援助によつて直冬を中國に追うたに拘らず、やがて官軍に叛し、却て中國に居た直冬は官軍に降を請うて許されたので、其黨少貳賴尙は親王の軍に降伏した。是に於て官軍の威大に振ひ、(一一)草野次郎永幸亦直に親王の軍門に馳參り、同八年正月菊池肥前守武澄に從ひ、大久保瀨(一二)を渡り肥前高田に進み、二十二日には一色範光が籠りし千栗船隈の城を攻擊したが不幸にして官軍利を失つて筑前に遁れた。

古浦城・針摺原の戰　千栗船隈に於て官軍を破つた一色氏の兵は太宰府を攻め、少貳賴尙を古浦(一三)城に圍んだ。此の時菊池武光は親王を奉じて筑後高良山にあり、報を得て賴尙を救はんとし二月二日直氏と針摺原(一四)に戰ひ、大に之を破つた。賴尙は武光等の援を得たるを深く喜び、子孫七代菊池に向つて弓を引かずとの誓言を熊野牛王(一五)に認めて遣した。彼の大保原合戰に武光が陣頭に揭げて、敵を辱かしめたのは是の起請文である。

筑豐肥の平定　正平八年七月、武光は親王を奉じて、(一六)肥前朝井・仁比山に賊を破り九年十月には筑前千手城を攻め、十年八月肥前を征伐して國府(一八)に入り給うた。次で豐前豐後筑前にも親王の武威振ひ、博多に軍を進め給うたので探題一色範氏は長門に遁走した。幾くもなく大友氏時も來降し、親王の御武運愈々開けて殆んど九州を風靡するに至つたので、吉野行宮に參內(一九)せんとの御宿望を果さんと其ことを後村上天皇に奏上する所があつたが、此の計畫は遂に實現しなかつたのは、まことに遺憾である。

(一)中院侍從は村上源氏にして、北畠親房と同族なり。元弘以來軍事にたづさはり、新田義貞と共に皇太子恒良親王を奉じて北國經略に從ひしが、親王薨じ義貞戰死し、官軍の形勢日に振はざるに及び、恨を呑んで吉野に歸り、征西將軍宮に從ひて九州に下向して、南朝の爲めに大いに活動せり。（懷良親王と三井郡五一頁）

(二)竹井城に就ては山本郡說と山門郡說との二說がある。其の何れが正しきかは、遽に斷言出來ないやうに思ふ。

A、山本郡說（即ち三井郡草野吉木）は大日本史料第六編の七、六四〇頁龍造寺文書中、筑後國竹井城の下に山本郡の割註が加へられてゐるものを根據として征西將軍宮・懷良親王と三井郡の二書は此の說を取つてゐる。

1、興國四年三月十三日、幕府はまた筑後の官軍を擊たんことを鑓西の諸將に命ぜしかば、二十五日大友氏泰の兵志賀藏人太郎賴房等、肥後菊池郡鞍嶽山に至りて、同二十七日菊池城を攻め、四月七日には田原正堅等また菊池城に迫りて、二十一日、二十四日兩度戰を交へき。四月九日には一色範氏自ら筑後に出陣せんとして、龍造寺又七家政の兵を、十九日には同彥三郎家忠を招きたり。蓋し當時既に薩摩より中院侍從肥後に來着し、菊池氏を促して太宰府を攻めんとし、まづ兵を筑後に出し、宮入御の先驅として活動せんとする勢なれば、範氏も默する能はず、こゝに大に軍を募めてこの敵に應ぜんとせるなりき。かくて五月侍從は、菊池對[illegible]守武茂・大城藤次等と共に筑後に入り、山本郡竹井城に據り、一色氏の將沙彌某は田原直貞代・黑澤余六入道可一等の兵を率ゐ、筑後川を渡りて三瀦にある官軍の城を燒き、八日上妻郡溝口禪院城を攻めて之を陷れしが、十五日範氏は自ら肥前・筑前・豐後なる龍造寺・山代・吉永・佐志・深堀・深江・田原等の諸族の兵を率ゐて竹井城に來り、之を圍む。されど城固くして容易に拔く能はず、二十九日劇戰ありしが、七月二日に至り、官軍遂に支へ難く侍從・武茂共にその夜風雨に紛れて出奔し、城陷りたり。大友氏泰この報を得、肥後の事は根本の大綱なりとて、更に田原豐前六郎貞廣をして之を逐はしめ、以て肥後を攻めしめたり。（征西將軍宮一一八頁）

2、竹井城は草野町吉木水繩山の中腹にあり。城址は標高百五十米の山の出鼻に平坦なる地劃をなし、中に湟の跡ありて二つに分る其背後の山に物見櫓のあること、鄕社若宮八幡宮の繪卷物に見えたり。久留米領古城址覺書には耳納之內入口四十間、南北五十間東向し、草野氏の居城と申傳ふとあり。

「龍造寺文書」

爲對治中院侍從・菊池五郎・大城藤次以下凶徒等、筑後國竹井城御發向之間肥前國龍造寺又四郎家平最前馳參、自五月五日、御共仕、同十五日合戰同晦日御合戰之時致軍忠、迄于七月二日夜城廓沒落之期、抽軍功候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言。

康永二年七月五日　　藤原家平

進上御奉行所

「入江文書」

承　了（一色範氏）（花押）

目安

豐前藏人三郎入道正曇代子息又三郎入道正堅申軍忠事

右屬于當手、去五月六日正曇代黑澤余三入道可一、渡筑後河三瀦燒落彼城之刻、可一被疵左肢之上、正堅馳向肥後之國、雖致菊池巳下合戰、又馳參竹井城、同二十九日抽軍忠畢、加之若黨吉良左衛門次郎入道左肘・富永左衛門次郎古小肘・永松左衛門三郎左胡篠付・族差六郎三郎左膽射目・同中間孫三郎左中指所被疵也、隨而自六月十八日迄于今月二日夜沒落期或攻城或致後攻警固之條、無其隱哉然者早給御證判、且爲預御注進、粗目安如件。

康永二年七月

承　了　　沙彌（花押）

（懷良親王と三井郡四九頁）

B、山門郡說は純忠菊池史乘一〇九頁、柳河新報昭和五年十一月廿二日所載の岡茂政氏發表・歷史地理（昭和七年一月）

發表の豐前塚田忠泰氏、懷良親王と五條氏・筑後鄕土通史亦此說である。

1、菊池武士は筑後方面を經略せんとし、一族木野武藤・大城藤次等をして中院侍從を奉じて筑後に進出し、山門郡竹井城に入らしめた。（純忠菊池史乘一〇九頁）

2、イ、筑後竹井庄古文書に就ては（肥前武雄社文書に筑後國（中略）豐福原井竹野庄以下、云云）とありて竹井庄の名は見えず。筑後地鑑中卷に竹野郡竹野村あり。山本郡吉木村竹之城耳は見えず。

ロ、太宰管內志竹野郡、山本郡の條に竹井庄、竹井城は見えず。筑後地鑑也、云云。

納山之內也、東面山城、東西四十間、南北五十間、草野氏代々城也、云云。

ハ、竹井原又は竹井城とは、肥後國誌云、天授三年大友親世屯竹井原、菊池武朝遣合志六郎、云云。菊池傳記によると合志六郎二千餘騎にて隈府を立、夜の間に十餘里を馳せて筑後國竹井原に押よせ、云云。北肥戰誌に應永元年の春北軍肥後・筑後の界竹井原に陣すとあり。

ニ、三瀨の所在は大日本史料入江文書（興國四年五月六日）には三瀨の註に三井郡とせるが、征西將軍宮附圖には上妻郡中に入れ、參謀本部五萬分の一圖には矢部川の畔に三ノ瀨といふ地名がある。

ホ、肥筑の國境近い所に竹飯村あり、北肥戰誌にも竹井村とあり。

ヘ、竹飯は溝口の西方約四里、肥後から來た道が此處で分岐し、肥前・筑前方面に走する三國連絡の軍事上重要なる地點である。

ト、菅津城は竹飯の西十町餘の海津であらう。現今竹飯と合併して山川村と稱してゐる。（歷史地理、昭和七年一月號抄）

（三）五月侍從は、菊池對馬守武茂・大城藤次等と共に筑後に入り、山本郡竹井城に據り、一色氏の將沙彌某は田原貞代・黑澤餘六・入道可一等の兵を筑後率ゐ、川を渡りて三瀨にある官軍の城を燒き、八日上妻郡溝口禪院城を攻めて之を陷れしが、十五日範氏は自ら肥前・筑前・豐後なる龍造寺・山代・吉永・佐志・深江・上深江・田原等の諸族の兵を率ゐて竹井城に來り之を圍む。されど城固くして容易に拔く能はず。二十九日劇戰ありしが、七月二日に至り、官軍遂に支へ難く侍從・武茂共にその夜風雨に紛れて出奔し城陷りたり。（征西將軍宮一一八頁）

（四）前の床河の戰、菊池武敏は（多々良川の敗戰後）肥後に還りしが、無念遣る方なく、再起して筑後に進入し來れり。尊氏聞きて仁木義長を赤間關より還へらしめ一色範氏を援けて之に當らしめたり。義長は安藝貞元・詫間貞政・龍造寺家房等の出兵を求め四月二十八日肥前國千栗に着したり。石志・龍造寺の兵を合せ、五月一日我郡床河に於て武敏と戰へり。（右は前の床河の戰といふべし）。床河とは今の得川の古名にして、寶滿川のことなり。（懷良親王と三井郡二六頁）「後の床河の戰に就ては（八）に詳述」

（五）少貳賴尙はかねて一色範氏に對して慊焉たりしかば、機會を見て之に叛旗を揭げんことを欲したるも、同じく足利氏の恩顧を受くる身なれば、獨り官軍に屬することは希望する所にあらず、然るに今官軍にもあらず、しかも當時の幕府に對して不快の念を抱ける名流の下向せしことなれば、之に依りて年來の素志を貫徹せんとし、直に直冬の許に赴きて降附の意を致したり。（征西將軍宮一六二頁）

其他九州の豪族にして一色氏に不快を抱けるものは直に直冬のもとに走りしかば、其の勢忽ちにして侮るべからざるものとなれり。（懷良親王と三井郡六〇頁）

（六）（1）賴尙は直冬を太宰府の己が館に置き、其女を以て之に娶せたり。（懷良親王と三井郡六一頁）

（2）直冬・賴尙は、官軍と不和にては刻下の目的たる一色範氏の攻擊につきて、甚だ不得策なれば、官軍にはあくまで講和の意を示し、後顧の患を絕ち、まづ範氏の平定を遂げ、然る後官軍に及ぶを以て順序と認めたるなり。（征西將軍宮一八二頁）

（七）親王の筑後御進出は、正平三年親王が菊池に入御以來の御計畫なりき。直冬の來侵は圖らずも御出征につきて好機會を與へ、正平六年正月愈々御進軍の準備に從はせられたり。然るに一面に於ては、一色範氏肥前草野城に在りて、尊氏の下向をのみ待ちしに、尊氏遂に京都の騷亂によりて西下せず、加ふるに幕府の政變の爲に九州に於ける權勢を直冬に奪はれ、範氏は窮餘の一策として官軍と連合せんと企てたり。（征西將軍宮一八四頁抄出）

（八）肥後の官軍は既に範氏と謀を合せ、範氏の南下を待ち、兵を合せて直冬の來襲を逆へんとし、範氏が既に肥前を出で愈々筑後に向ひたりとの報を得、之を援助せんがため、親王自ら五條賴元・菊池武光・惠良惟澄等の兵を率ゐて菊池を發し、筑後に向はせられたり。直冬・賴尙は官軍の來らざる間に範氏を擊たんとして、宗刑部丞・龍造寺又四郎家平・同又七家昌等の兵を率ゐて、之に赴き、二十九日遂に一色範氏・同師光・同入道々勝・日田若狹權守・草野豐前權守・上松浦一族等の兵と床河に衝突したるに一色氏の軍敗績し、

範氏遂に豐後日田に走りき。

(九)（三池文書）三池助太郎頼親申軍忠事

正平六年九月廿九日馳參肥後國肥猪原、而同十月一日、關城御合戰之時、以親類若黨等攻入于當城西城戸口令追落之次第、御見知畢、其後供奉于筑後溝口城、令在限于瀕高上庄、而致警固畢、早任傍例、賜御判、爲備後證、粗言上如件。

正平六年十月十八日　　藤原頼親

（菊池武光）

承了（花押）　（征西將軍宮六二一頁）

(一〇)（入江文書）

被聞食了、已所有御發向筑後國也、其間子細被仰使者了、定被傳仰候歟、由仰候也、執達如件。

十月十五日　　勘解由次官

田原豐前權守殿　　（懷良親王と三井郡七七頁）

(一一)三井郡草野町竹井城に據れる草野氏は宮方に属し、興國三年の夏には親王の先驅として北上せる中院侍從を迎へて一色範氏と激戰せしこと前に記せり。然るに其後杳としてその事蹟傳らず。思ふに竹井城は位置北黨の根據に最近く、宮方不振の時は極めて不利の境遇にありて、暫く沈靜を守りしなるべし。されど今や征西將軍宮の武威、維揚るに及んでは、草野氏亦其勢力伸暢し、孫次郎永幸等活動の時代は現出したり。（竹井城に就ては(二)の項參照）

草野永廣は元弘三年五月二十五日少貳貞經の手に属して九州探題北條英時を博多に攻めし以來官軍に屬し、水木渡・有智山城・多々良濱の戰に菊池武敏に從ひて勳功あり。永幸は永廣の子なり。懷良親王の御入國以來、直に御陣に參じて菊池氏と行動を終始し、屢〻軍功を抽んでたり。我郷土の祖先も多く其の配下にありて活動したるなり。（懷良親王と三井郡八四頁）

(一二)久留米小史には節原村小森野にありし濟（ワダシ）なり。延寶中宮陣に移りてより廢せらる。昔は道は之れより横隈を經て筑前に通じたりと云云。（懷良親王と三井郡九一頁）

(一三)(1)筑前續風土記拾遺に太宰府神宮の西原山との間にある小山なり。西方高き所三畝許、其次一段低き處一段餘、又其次高き處北方五畝許、東の方最高き處長さ廿五間許、其東面又は南の尾にも段々に平地有、何れも今は圃となれり。（懷良親王と三井郡九一頁）

(2)古浦は今弓削村大字高良にや。太平記に一色探題大友氏と共に少貳氏を古浦城に圍みたること見ゆ。（大日本地名辭書一五三〇頁）（一一五）の鎭西要略を參照すべし。）

(一四)針摺原の戰捷は九州の形勢に影響する所大にして、宮方の威勢愈々揚り、遠く薩摩にても官軍一時に蜂起して島津氏を苦しめしかば、師久京都に注進して教書を下賜せられんことを請ひ、京都にては兵衞佐（直冬）の兵勢振ひ、勝に乘じて上京せんとするとの說紛々として洛中震動し、人心恟々たりき。此事園太曆に、二月卅日天晴今日武家雜掌の信來云鎭西、兵衞佐乘レ勝以外之由、方々飛脚到來、武家頗失レ色、云云と。又三月廿四日、或日鎭西以外蜂二起直冬勢一欲二東漸一、備前輩已入二美作一、作州一圓悉歸二彼方一云云とあり。又薩藩舊記には薩州凶徒等峰起之間、爲二退治一打立之所、就二太宰府浦城合戰難儀一、御方軍勢等引二歸面々城廓一候之間、依レ爲二無勢一不レ成二其功一候、於レ于レ今者、兵衞佐殿宮方令二同心一、彌蜂起之間、當國難儀候、急速被レ成レ下二御教書一、相二觸御方軍勢一可レ廻二合戰之籌策一、仍御方並御敵交名註文一通進二覽之一、委細之旨代官可レ令二言上一候、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言、文和二年三月五日、左衞門尉師久上、進上御奉行所とあり。以て大要を察すべし。（懷良親王と三井郡九二頁）

(一五)鎭西要略云、延文三年、菊池武光屯高良山、探題與少貳相戰於筑之三原、少貳敗而退古浦城（一說山浦城）探題大友累逐逃到古浦、爲數重圍、賴尙一族雖防戰、而不利殆敗也、告急請援於高良山、菊池武光擊破探題之師、少貳賴尙免

虎口死、不堪感激、以牛王寶印、顯起請文云、子孫七代、向菊池氏、不可引弓放矢云云、探題一色直氏無所措手足、避鎭西歸洛、九州咸歸宮方、屬於菊池武光之麾下也。（大日本地名辭書一五三〇頁）

（一六）針摺原の一戰に大勝を博したる菊池武光及草野永幸等は一旦筑後に歸りしが、一色直光・範光等は勢力の挽回に焦心し、神崎地方に據りしかば、懷良親王は武光以下を從へて四月五日には我高良山に陣を進め給ひぬ。草野永幸直に馳參して警固の任に就けり。かくて、官軍は二十八日には陣を肥前國神崎郡田手村に進めしを以て、永幸は木屋彈正左衞門行實等と軍に從ひ、七月六日まで仁比山・朝井に據れる一色黨の軍と對峙せしが、七日には菊池氏の軍攻めて陷れ、九日には五郎範光が本據菩提寺城を攻擊して亦之を陷れたり。此の兩度の戰に於て永幸は軍功を立てたり。

草野孫次郎永幸申軍忠事

右去四月五日、御所御成高良山以來、於所々御陣、致警固、自同廿八日於肥前國田手御陣、迄于同七月六日致不退宿直、同七日御發向仁比山・菩提寺之時、屬于御手抽忠節、追落兩城了、然早下賜御判、爲後證龜鏡、言上、如件。

正平八年七月　日　（懷良親王と三井郡九四頁）

（一七）九年十月菊池氏の一族は一色五郎の筑前嘉摩郡に出でしを聞き、直に肥後を發し、筑後の草野孫次郎永幸・木屋彈正左衞門尉行實等の兵を率ゐて、善導寺・大保・太宰府等を經、五郎の據れる千手城を攻めて之を拔き、その北ぐるを追ひて、豐前に入り、弓削田に抵りて暫く滯陣し、再び肥後に歸れり。（征西將軍宮二二八頁）

「一井所藏文書」歷朝要紀所載。

草野孫次郎永幸申軍忠事

右一色五郎已下凶徒等打出筑前國嘉摩郡、依遂合戰、大將軍御發向之間、最前馳參、於善導寺・大保・太宰府已下所々陣々、致宿直警固、馳向千手要害所、夙夜致警固忠、御歸參之時、供奉仕訖、然早下賜御判、欲備後證候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言。

正平九年十一月

進上　御奉行所

（木屋文書）

木屋彈正左衞門尉行實申軍忠事

去十月御發向筑前國千手城之時、屬于御手、山攻合戰、抽軍忠、兩城沒落之後、於豐前國弓削田御陣致宿直警固、迄于御歸國之期、抽忠勤了、早下賜御判、爲備龜鏡、言上如件。

正平九年十一月十五日　（征西將軍宮六二九頁）

（一八）正平十年八月に至り、親王は愈々自ら遠征して一色氏を驅逐せんと欲せられ、菊池武澄・筑後賴資・木屋行實等の軍を率ゐて、十八日まづ菊池を發し、肥前に向はせ給へり。少貳賴尙、筑前早良郡にありて、遙に親王の御運動に應援し奉れり。やがて親王は九月一日を以て肥前の國府に入御あり。武澄をして小城城を攻めしめて之を服し給へり。（征西將軍宮二四〇頁）

（一九）多年筑豐肥の全權を掌握してゐた探題一色父子は海を渡つて長門に逃げ落ち、少貳・大友全く勢力を失つて屈服したので、賴元は宮を奉じて久々にて、憧れの都たる吉野の行宮に參內せんと志して、其ことを後村上天皇に奏上した。（征西將軍宮と五條氏二八頁）

（二〇）十一年正月、後村上天皇は今山某を御使として、御內勅を良氏に傳へ、戰捷を喜ばせられ、九州官軍の隆盛を祝し、且つ親王の早く賴元と共に近畿に上らせられんことを望ませられたり。蓋し當時吉野にては、准后親房の薨去してより、もはや先帝に奉仕して叡慮を承はりたる人もなく、政治の中心となるべき元老もあらざるを以て、天皇は五條父子の歸り來りて廟議に參せんことを希望せられたるなりき。（征西將軍宮二四二頁）

加一見了（花押）　（征西將軍宮六二九頁）

(四) 筑後川の戰

九州の天地は、(一)表面は皆親王の御威光に服する有樣であつたが、中には機會があつたら叛旗を飜さうとする者もあつた。

大友氏時が叛いた　(二)大友氏時は正平十一年の末には正平の年號を奉じたが、(三)十三年十月武光が日向を征した隙に、高崎城にあつて叛いた。翌十四年三月親王は武光を從へて、(四)氏時御遠征の途に就かせられた。

少貳賴尙が叛いた　それを見て一時宮方に降つてゐた少貳賴尙(五)は氏時と牒して、叛き太宰府を發して菊池の御在城を襲はうとした。武光は氏時攻撃を中止して(六)(七)肥後に還つた。賴尙はさきに親王に降つて己が勢力を養ひながら、今又官軍に叛いたのは其の不義陋劣誠に言語に絶するものである。

親王御出征　親王はやがて戰備を整へて武光を始め、菊池一族及び五條賴元良氏其の他諸卿(八)諸族の兵四万を率ゐて筑後に入り、七月十五日高良山(九)・柳坂・水縄山の線に陣を布き給うた。

賴尙出陣　賴尙は官軍の北上を聞いて、既に筑後に進み武家方六万の大軍を率ゐて味坂に陣をすえて菊池軍の半渡を迎へ擊たうとした。

賴尙は大保原に陣した　武光は(十)七月十九日先づ筑後川を渡つたが、此の時賴尙は早くも退却して大保原に陣し、一條の道路を切斷して(十一)官軍の來襲を防いだ。

武光の奇兵　かくして對陣旬餘(十二)に及んだが武光は奮然決する所あり八月六日、夜半兵三百(十四)を選び迂回して敵背に出でしめ、本軍は敵の大手より攻め寄せた。

武光正面より進む　七日丑刻夜襲の兵は木屋行實(十五)の十八人を先鋒として敵の背後を騒亂させ、武光は正面(十六)より攻入つたのでこゝに大混戰(十七)となり敵も味方も死傷頗る多かつた。

親王御奮戰　親王は武光及び新田の一族を率ゐて進み給ひ、自ら陣頭に立ち勇戰奮闘直に敵の中堅を衝(十八)かせられた。

御親王御負傷　賴尙の軍は全力をつくして親王の軍を攻擊し奉つたので、親王は痛はしくも身に三創を被らせ給うたが、尙屈せず、敵陣に突入せられやうとするのを日野・坊城等の諸公卿が之をお止め申し、親王(十九)を落し奉つて己等は戰死した。

武光奮戰　是に於て武光・武政等は安き心もなく「何の爲めに命を惜しまん、我に伴ふ兵ども悉く討死せよ」と將士を勵まして陣頭に立ち、力戰奮闘、雨と降りくる矢をも物ともせず、(二十)敵將を斬り甲を取り馬を奪つて騎り、接戰數十合、卯刻から酉刻までの激戰にさすがの少貳軍も敵する能はず、(二一)賴尙は僅に逃れて寶滿山に引上げた。武光も勝利を得ることはできたけれども、死傷甚だ多く、爲に賴尙を追擊することが出來ずして一旦肥後に還つたのであつた。

（正平十一年）官賊軍形勢図

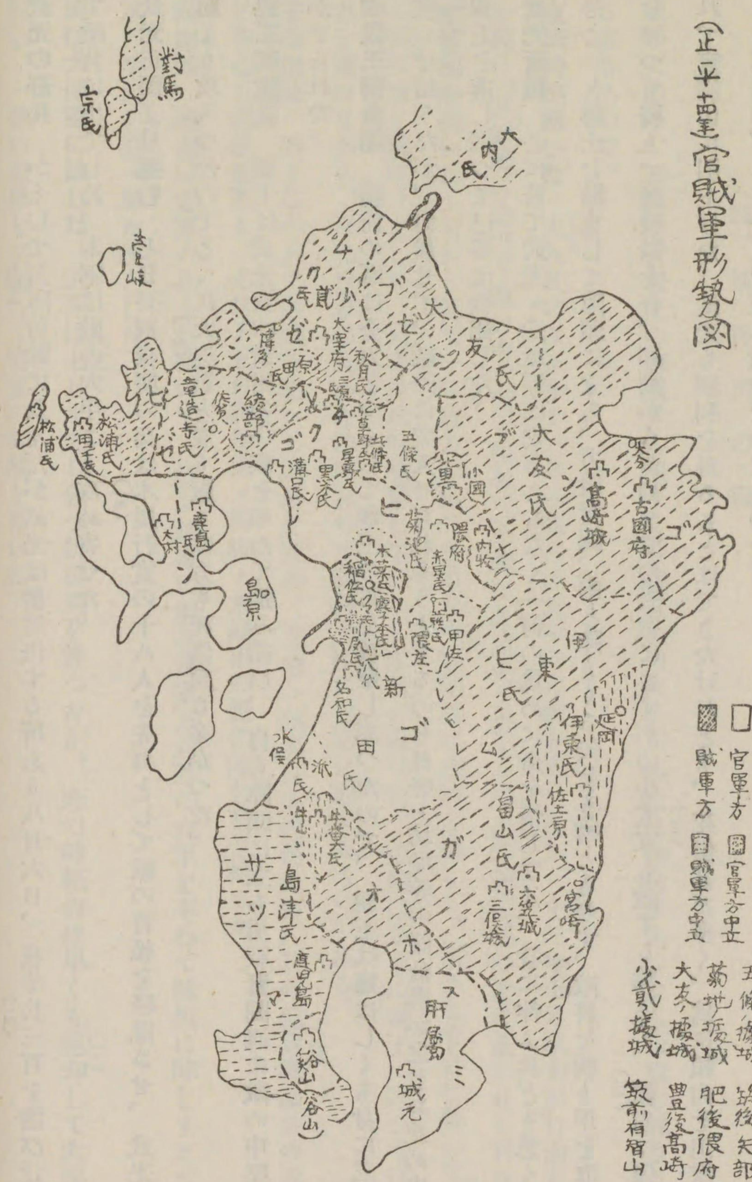

（一）そも〳〵九州に根據を有する諸豪族の多くは由來武家方にて之を古に遡るも、大友・少貳・島津の如きは何れも鎌倉幕府恩顧の臣なるのみならず、足利氏が多年恩を施し威を加へて是等の諸族を懷柔せるものなれば、之を根柢より宮方とする如きは不可能の事なり。（征西將軍宮二五六頁）

（二）大友氏時は正平十一年四月にはなほ武家方として官軍と戰ひ、十一月には既に正平の年號を用ひてゐるから凡そこの間に歸順してゐるだらう。（同書二五七頁）

（三）十三年十月菊池武光の日向に畠山直顯を征するや、機乘ずべしとなし武光の日向に入りたる後、直に旗を揭げて豐後高崎城に據りしかば、諸將之に應じたり。（同書同頁）

（四）菊池にては親王自ら兵を從へて豐後狹間まで出御ありしが、武光が日向より歸國せしことを聞きて兵を返し給ひしかば、氏時の將志賀彌太郎氏房は玖珠八町辻まで追擊し奉りき。京都よりは頻に豐前・豐後の諸族に御教書を下して氏時に從ふべきを誘ひしかば、豐後にては宮方に叛く者漸く多くなりぬ。よりて翌十四年三月、親王は再び豐後御遠征の途に就かせられたり。武光・武澄等之に從ひ、我が筑後八女の勇士木屋行實及三井郡なる草野孫次郎永幸、其の他の軍勢は進みて豐後より筑後に入り、先づ氏時の屬將志賀太郎賴房の居城を攻むること十餘日に及べり。然るに賴房の子氏房固守して屈せず、更に氏時を征するや、氏房又來りて諸所の通路を塞ぎ官軍の交通を遮斷しやうとした。（同書同頁）

草野文書

（五條良氏）

加一見了（花押）

筑後國草野孫次郎永幸申軍忠事

右去三月廿日、爲對治大友刑部大輔氏時以下凶徒、豐後國御發向之時、令具奉於所々御陣、致宿直警固、同四月十三

日御向高崎城之間致合戰、同正月十二日至于御歸國之時、抽忠節之條、無其隱者也、然早賜御証判、向後龜鏡証言上如件。

正平十四年六月　日

木屋文書

筑後國木屋彈正左衞門尉行實申軍忠事

右去三月廿日、爲御對治大友刑部大輔以下凶徒、御發向豐後國之間、自最前屬御手、於所々御陣、致宿直、同四月十二日御向竹崎城之時、於麓近御陣、日夜抽警固之忠、同五月十二日御歸國之時、令御共候訖、然早下賜御判、爲備龜鏡、言上如件。

正平十四年五月　日　　加一見了（花押）

（懐良親王と三井郡一〇七頁）

（五）賴尙は一色を逐ひて九州に覇を立てんとする根本素志を達せんために、親王に應じて遂に一色範氏を初めその一族を悉く九州より驅逐し、年來の所懐を達するを得たり。是に於てか賴尙の官軍に屬することは歷史的關係より見るも何等の理由なきに至りたれば、こゝに大友氏時と相牒し、父祖以來の敵手たる菊池氏に挑戰し、九州統馭の野心を遂げんと企てたり。（征西將軍宮二六〇頁）

（六）官軍が豐後高崎城を攻圍しつゝあるの機に乘じ、太宰府を發して筑後に入り、肥後菊池の虛を衝かんとせり。（懐良親王と三井郡一〇九頁）

（七）阿蘇惟村は官軍に叛き、賴尙と牒して豐後に在る親王及武光の歸路を遮らんがために、小國に九ケ所の城を築きて待受けたり。武光乃ち軍をかへし、途上右の九城を順次に拔き、五月十二日御無事に菊池に御歸陣あらせられたり。（征西將軍宮二六二頁、懐良親王と三井郡一〇九頁）

（八）親王は武光を初め、菊池氏一族中の重なる者、武澄・武政・武信・武明・武實等及び親王に扈從せる五條賴元・良氏・良遠、その他洞院・竹林院・春日・花山院・土御門・坊城・葉室・日野・高辻の諸卿、武士には新田一族及び九州の宮方となれる諸族の兵を率ゐて、肥後を發し筑後に入りて、筑後川の平野に出でさせられ、高良山・柳坂・水繩山の三所に陣を布き給へり。（征西將軍宮二六七頁）

（九）官軍は國府に親王の統帥し給ふ六千人を駐め、府中・高良山には武光の手兵八千人を、其餘を毘沙門嶽・柳坂及び其南方兜山・水繩山一帶に配置せしめ、筑後川の附近に物見の兵を出して警戒を嚴にせり。武光は敵の配陣の狀況を探知し、攻勢に出づるの容易ならざるを察し、却つて敵に挑戰し、其の渡河前進するを俟ち之を擊破せんと欲し、五千人を以て神代・大杜の渡場の邊に潛在せしめて、備を緩うし敵の出擊を俟ちたりしが、少貳の軍相警めて敢て出でず。（懐良親王と三井郡一一六頁）

（一〇）武光此の狀を見、斷然我より攻擊せんと意を決し、決死の兵を撰び、夜に乘じ淺瀨を渡涉し、拂曉前鯵坂の敵に夜襲を行ひ、其攪亂するを機とし、主力を以て正面より渡河して鯵坂の敵を攻擊せんと劃策せり。斯くて五千の精兵は武光自ら指揮して、七月十九日の夜運動を起し、神代橋以東の淺瀨を渡りて隊伍を整へ肅として鯵坂を西北に目して前進せり。（懐良親王と三井郡一一六頁）

（一一）二十日丑刻鯵坂に至れば、少貳の陣營寂として聲なし。蓋し時已に賴尙は里餘引退き、大保野附近に陣を移せるなりき。武光追うて岩田の附近に達したる頃天漸く明し。（懐良親王と三井郡一一六頁）

（一二）先頭隊は沼澤を渡りて前進せんとせしも、沼中に通ずる道路は鑿斷せられ輒く進むべからず。沼を隔てゝ敵陣を望見すれば、堂島・高樋に亙る高地は旌旗天を蔽ひて陣形整頓し、西北方遙かに大保原方面には敵兵已に陣地を占領し、而も前に沼澤を控へ、急に進擊すべくもあらず。江南に在りて渡河の機會を待ちゐたる官軍の本隊は、天明に至り敵

軍のすでに退却せるを知り、神代・杜渡より渡河して前進し、二十一日には岩田・福童の地に陣を布きと相敵對峙せり。（懷良親王と三井郡一一六頁）

（一三）（1）太平記によれば、この時兩陣の間隔愈々切迫して旗の紋も鮮明に見るを得るに及びて、武光は曾て賴尚が古浦城に在りし時、既に一色範氏の爲に擊たれんとせしに、武光援軍を與へて危を救ひたることあり。當時賴尚悅に堪へずして向後子孫七代に至るまで、菊池氏に弓を引き矢を放つこと有るべからずと。熊野の牛王に血を絞りて書きたる誓詞あり、しかも今や一片の反故に過ぎざるを以て、之を天に訴へ人に知らしめんが爲め、金銀にて日月を打ちたる旗の蟬本にこの起請文を附して、人に示し深く賴尚を辱しめたりといふ。（征西將軍宮二六九頁）

（2）少貳の軍は主力を小郡野・大保野一帶に置き、其部署は小郡附近には少貳直資・武藤の兵凡そ一萬七八千を以て前進隊とし、西島の高地には賴泰等の二萬人、力武南方高地には賴尚自ら本隊の兵二萬人を率ゐて陣し、又遠く山隈原にも兵を配し、前に沼澤の障碍を控へて官軍を俟てり。かくて兩軍は對峙して戰機の熟するを待ち月を踰えたり。（懷良親王と三井郡一二〇頁）

（一四）六日夜武光壯士三百人を選び、弦月の薄影を踏み蕭々として岩田の陣を發し、敵の守備薄き得川の岸を迂り、密に敵の背後なる横隈附近に達し、爰に所在の地物に潛み本隊が襲擊する喊聲の起るを待てり。（懷良親王と三井郡一二一頁）

（一五）（1）七日丑刻（午前二時）搦手の兵は木屋行實等十八人を先鋒として三百の兵敵の背後を襲ひ、また正面より攻め入りたれば少貳の軍は不意を擊たれて頗る狼狽し、隊伍を亂して互に鬪爭し、一大混戰の狀を呈せり。（征西將軍宮二七〇頁）

（2）木屋文書は八女郡木屋村木屋醫院に在り。行實墓同郡裏にあり。

加一見了（花押）

筑後國木屋彈正左衞門尉行實申軍忠事

右爲御對治太宰筑後守賴尚・同直資以下凶徒、去七月十九日、御渡瀉後河之時、令御共於河北、岩田・福同原御陣、日夜致警固之忠、同八月六日夜、大保原御合戰之時、爲東手先勢十八人其隨一、最前切入、自丑刻至同七日巳刻、抽軍忠之間、若黨又五郎、惣扶持人二郎三郎被疵、四郎三郎・彌二郎討死訖、然早下賜御判、爲備亀鏡、言上如件。

正平十四年八月　日

（征西將軍宮六四二頁）

（3）潛伏部隊はひそかに我先陣の近接するを待ちつゝありしが、未其時機に達せざるに其一部は敵の巡羅に發見せられしかば、今は止むを得ず俄かに鬨の聲を揚げ、火を敵の陣地に放ち猛烈に突貫せり。されば少貳の陣地は忽ち大混亂の狀態に陷り、同志互に叫喚しつゝ格鬪せり。潛伏部隊は其目的を達し、徐々敵中を突過して南方に進み味方の第一線に合したり。此時少貳の軍は混亂其極に達し、同志討して死せる者三百餘人なり。（懷良親王と三井郡一二一頁）

（一六）（1）天明くると共に菊池武政千餘騎に將とし旗を進めて先登し、遂に賴尚の嫡子直資を擊ちしが、直資直に敗れ、屢々戰をつゞけしも遂に戰死せり。之を見て敵將朝井但馬將監胤信・筑後新左衞門・窪能登守等百餘騎にて進み來りて官軍と戰を交へしが、敵鋒銳く遂に官軍の菊池孫次郎武明・同越後守・宇都宮刑部丞・國分次郎以下八十三人共に皆戰死せり。（征西將軍宮二七〇頁）

（2）先陣武明二千人と懷良親王と三井郡一二二頁より一二九頁にありて戰況詳し。

（一七）第二陣にありし菊池武信・赤星武貫の千五百餘騎は、太宰賴泰・賴光が固めたる陣地に向つて進擊しぬ。敵は二萬餘騎を魚鱗に備へたり。武信の將岡上左馬助は賴泰を生捕せしも、官軍にても武貫以下三百餘人戰死し、賊軍亦死傷多

し。官軍僅かに千五百を以て二萬の大敵を走らせたるは、其功偉なりと云ふべし。而も賴尙の本營二萬の陣を見て士氣稍沮みたるとき、宛も武明の戰死と殆んど時を同じくせるなり。（懷良親王と三井郡一二三頁）

（一八）懷良親王はるかに兩部隊の戰況の容易ならざるを觀て、武光の軍を合し七千餘騎を以て自ら陣頭に立ちて賴尙の本陣に突入し、其の中堅を衝き給ふ。敵之を見て「將軍出でたり〳〵。射て落せ」と反擊し來る。賴尙亦自ら二萬を以て親王及び武光の軍を包圍し、矢雨の注ぐが如し。賊矢親王の左脇に中り、乘馬も射倒され、畏くも親王は身に三創を被らせ給ふ。鮮血淋漓尙挺身奮戰し給ふ。敵兵之を見て蝟集し來り、親王の運命殆んど危し。親王の左右にある日野左少辨・洞院權大納言・坊城三位・花山院四位少將・春日大納言・北山三位中將・北畠中納言・土御門右少辨・高辻三位・葉室左衞門尉等悉く敵刃に仆れ、御側の將士次第に僅少となり、如ふるに疲勞其極に達し、最早刀を揮ふの力なく皆親王を圍繞して、鎧袖をかざして僅かに流矢を防ぎ、身を以て白刃を支ふるに止り、親王の御運命將に風前の燈火の如し。武光亦大軍に阻止せられて親王を援くることを得ざりき。（懷良親王と三井郡一二四頁）

（一九）時に西方より一千餘騎驀然として風塵を蹴て殺到し來る。官軍敵勢の到れりとなし、親王將に自刃し給はんとす。是官軍の左翼隊新田一族の一隊にして、敵右翼の殘敵を北方に驅逐中、親王の危を見て俄かに方向を變じ來れるなりき。危急の際白刃を以て戰ふの遑なく、徒手を以て親王を包圍せる敵と格鬪し、互に耦刺する者多く、親王は爲に一道の血路を開き、一時福童原に退き、谷山義修の警固を受け、水繩山谷山城に入らせ給へり。（懷良親王と三井郡一二五頁）

（二〇）やがて武光が被れる兜も射落さるゝに及び、鬢切れ被髮面を被ひ、群る敵のために小鬢に二刀を受け、鮮血淋漓として面に濺ぎ、目皆裂け、形貌阿修羅の如し。少貳武藤遙かに之を見、生擒せんと單獨肉迫し來る。武光之と馬上に相組で共に墜ち、忽ち武藤の首を斯り其兜を冠り、其馬を奪つて乘り大聲「菊池肥後守武光、少貳新左衞門武藤に天誅を加へたるぞ」と呼ばはりつゝ馬を跳らして賴尙の陣中に突入す。官軍の士氣大に振ふ。（懷良親王と三井郡一二六頁）

（二一）賴尙大に愕き先づ退いて花立山を據守せんと決心し、馬首を東方に向くるや四萬の大軍主將已に敗退すると誤認し爰に總敗軍となり、周章狼狽を極めつゝ潰亂し、大將賴尙は僅に二十四騎を左右に隨へて賽滿山に退せり。（懷良親王と三井郡一二六頁）

（二三）（1）大保原合戰に關する墳墓地としては、先づ第一に千光寺を擧くべきなり。されども千光寺は征西將軍宮懷良親王の御墓傳說地なるを以て愼重に調査研究の要あり。故に暫く爰に錄せず。

（2）千人塚　三井郡小郡村大字寺福童に屬し、東西に並んで三塚あり。塚上史蹟碑あり。表面に史蹟「福童原古戰場」裏面に「文中三年官軍ノ主力菊池武安等今川了俊ト交戰セシ所ナリ」と刻せり。

（3）將軍塚　三國村字三澤小字原口の雜林中に其遺蹟を傳ふ。傳へ言ふ、大保原合戰陣歿大將の塚なりと。

（4）大善風塚　九鐵大保停留場より正南五百米の小林丘中にあり。方墳と思惟せらる。傳說には大保原合戰戰死者の塚なりといへり。

（5）小善風塚　大善風塚の北百餘米の臺地にあり。傳說によれば大保原合戰戰死者の塚なりと。

（6）三段墓　三井郡三國村字三澤小字宮ノ原にあり。大保停留場より西北約七百米にあり。夜間鬼火出づとて人々恐怖せりと。

（7）高卒塔婆　ゴルフ場に接する松林中に史蹟碑あり。表面「史蹟高卒塔婆」と題し、裏面に「大保原戰ニテ戰歿セシ將士ヲ埋葬供養セシ所ナリ今尙此附近ヨリ屢々多クノ枯骨ヲ發掘ス」と刻せり。

（8）五萬騎塚　宮ノ陣村五郎丸にあり。傳へ云ふ、高良山の僧大保原合戰の後戰死者の屍を收めて其冥福を祈りしものなりと。

（9）遍萬寺　宮ノ陣村宮ノ陣神社の東隣に在り。寺傳によれば、菊池氏の一族武邦征西將軍宮懷良親王薨去後、名を

正西と改め、親王が阿彌陀佛を安置し給ひし陣跡に草庵を結び、親王及陣歿將卒の冥福を祈らん爲め日々一百萬遍寺と呼ぶに至り、後世遍萬寺と改む。子孫連綿として今尙住持たり。

(10)善法寺遺跡未詳。三國村字三澤小字寺小路（テラシウヂ）は或は其遺阯か。恐らく大俣原合戰陣歿者を葬り、供養のために建てたる寺の遺阯ならんか。（以上(1)より(10)まで福岡縣史蹟名然天然紀念物調査報告書第四輯）

（五）太宰府御入城

官軍全盛　菊池氏は(一)賴尙の再擧し得ざるに先だつて之を打たんとして、十五年正月(二)武安をして肥前征伐の途に上らしめ、武光は(三)筑前志摩郡に兵を進め四月十一日遂に太宰府を攻撃した。賴尙敗れて親王の御(四)運はます〳〵ひらけ八月(五)十六日進んで少貳氏を太宰府より驅逐し全盛の時期を迎へた。

親王太宰府御在所　かくて十七、十八の兩年は武光はなほ豐筑の間に轉戰して少貳大友の兩氏を打ち、親王は御在所を(七)九州の中心たる博多又は太宰府に置かせられ、武光之を輔佐し奉つて勢威愈々熾であつた。

(一)少貳賴尙は大保原の戰後致命の大敗を被り、もはや舊勢を挽回してその理想を現出するの勇なく、子冬資代りて菊池氏と戰ひしもます〳〵敗北を重ねしかは、肥前の松浦・深堀・龍造寺及大友等と謀を通じ兵を集めて再擧せんと企劃せり。（征西將軍宮二八四頁。懷良親王と三井郡一五九頁）

(二)武安は神埼・仁比山・佐賀・小城・松浦等の諸城を攻撃したり。（懷良親王と三井郡一五九頁）

(三)武光は少貳氏と松浦黨との連絡を絶たんとして自ら兵を率ゐて志摩郡に入りぬ。（懷良親王と三井郡一六〇頁）

(四)四月には肥後・筑後の南黨の兵を糾合して正南より太宰府を攻撃せり。（懷良親王と三井郡一六〇頁）

(五)武光は太宰府なる少貳氏の本據に、城越前守武顯を遣して之を攻めしが、武顯巧に離間策を設け、爲に城中和せず、賴尙遂に堪へずして城を去り、寶滿岳に上り豐後に走りて大友氏に依れり、後多年の野心を放棄し遂に髮を剃りて太宰筑後入道本通と稱せしが如し。（征西將軍宮二八六頁）

(六)武光は更に諸城の殘黨を平げ、博多・鳥飼を經て姪濱に陣し、親王は御在所を太宰府に移させられたり。是に於て筑前全く一統し悉く親王の御配下に歸したり。（征西將軍宮二八七頁）

(七)親王は今や九州の中心たる筑前・肥後の兩要地を鎭定し給へり。九國に於ける官軍の號令は悉く太宰府より出づることゝなれり。そも〳〵太宰府は古來鎭西の最中心たり、九州統治者のまさに在所たるべき地なり。されば此の地を占領することは最も重要なる意義を有し、政治上、經濟上に於ても大發展をなすべき關係あり。官軍今やその素志を遂ぐるを得たるなり。回顧すれば延元元年菊池武敏以來官軍此の地に入らんとして兵を進めしこと一再ならず、しかも多く失敗に終りたり。親王御下向の後も武光之を奉じて屢々侵入を企て、或は正平八年の針摺原の戰となり。或は同十年の博多入御となり、或は同十四年の大保原役となりしが、今漸くにして確實に御入城を爲し給ふを得たるなり。是れ蓋し親王の御英武と菊池武光の努力とによるものにして實に御功績の大なるを稱せざるべからず。これより正平建德を經て文中元年今川了俊の侵入するまではこゝに止らせられ、この間に九州官軍最盛の時期を現出するなり。（征西將軍宮二八八頁）

（六）親王御東上の計畫

親王東上の御計畫と良成親王の御下向　親王御西下の第一(一)の任務は九州の官軍を率ゐて東上せらるゝことであつた。御武運いよ〳〵盛なるによつて、かねての御素志たる東上の御計畫を進められた。よつて

後顧の憂を絶たんがため、別に征西將軍宮の御差遣を請ひ御自らは東上あらせられやうとした。是に於て正平廿一、二年の頃わづかに五六才におはす後村上天皇の皇子、(二)良成親王の御下向となつた。

東上軍の失敗　正平廿二年足利義詮が卒して義滿が十才で嗣いだ機に乘じて親王は東上の軍を起したまひ、(三)中國にまで軍を進められたが、(四)舟師の活動意の如くならず、遂に雄圖空しく失敗に終られたのは(五)御無念の程察するさへ恐れ多い次第である。

(一)親王が東上の御計畫はその初め御赴任あらせられし當時既に先帝の定め置かせられたる所なり。先帝の時にも亦後村上天皇の時にも九國の軍勢を催して上洛すべき旨を仰せられたりき。良成親王の御下向も其の御計畫のあらはれなり（征西將軍宮三三四頁）

(二)良成親王と申すは後村上天皇の皇子にましますが、御生母も御下向に至るまでの御閲歴も御年齡もすべて何等史料なし。御下向ありし正平二十一、二年頃は僅に五六歳の御年齡なるべく、假に最も多く考へても十歳前後の幼稚なる宮にましますことは疑なき所とす。（征西將軍宮三三七頁）

(三)義滿嗣立して幕府混亂に陷りたる機に乘じて親王は東上の軍を起し中國に入らんとせられたり。されば北肥戰誌・鎭西要略に二十三年二月親王が菊池・島津・伊東・原田・秋月・三原・草野・松浦・星野・平戸・千葉・大村・山鹿等九州の士卒七萬餘騎を率ゐ、東上の途に就かせられしことを記せり。（征西將軍宮三四〇頁）

(四)當時武光は豐後の敵を定めて鶴崎津より出船せしが、大友氏纘及びその一族之を聞き、姫島・荒島に兵船を浮べて武光の船を要擊せり。武光之を拒ぎて長府に至り厚東・武藤の援を得て串崎の船を徵發し、內海を東上せんと謀りしに大內義弘の家臣陶越前守兵船五百隻を率ゐ彥島に居り、俄に出でゝ菊池の船を攻めしが島津・伊東・松浦の舟師敗れ船數十隻破壞し軍士また海中に沒して死せり。爲に親王の御東上は御困難となり官軍豐前に歸り、武光は香春城に厚東・武藤は神田城に入れり。やがて大內義弘來寇すべしとの說ありしにより、親王遂に東上の御計畫をとゞめ再び太宰府に歸り給ひぬ。

當時細川氏が內海の制海權を握り、親王の御許には舟師少なかりし事情にみて、親王御東上の不能に終りし理由全くこの點にありしを察知すべし。（征西將軍宮三四〇頁）

(五)九國の地にて意氣昇天の勢ありし親王も不幸にして、敵のため途上に遮斷せられ給ひて、年來の御計畫も一朝にして徒勞に歸せられしは頗る遺憾なる所にして、之がためまた南朝の新計畫も幾多頓挫を來たしたるなるべし。（征西將軍宮三四一頁）

（七）明使御引見

親王の二大功績　懐良親王が東上して、回天の業を成就せんとする御計畫は失敗に終つたが、筑後川の戰の御功績と共に國民の腦裡に銘すべきは明使來府に對する御處置である。

明使を斬らんとし給ふ　明の大祖朱元璋(一)は揚載(二)を太宰府に遣して即位を告げ、翌建德元年には趙秩を遣はしたが、其の書極めて非禮(三)であつたので、親王は左右に命じて之を斬らん(四)と憤らせ給うた。翌二年には僧祖闡(五)克勤が來朝した時も彼等を二年間拘留し給うた。明使を東上せしめず、當時の我が國狀を窺はしめずして國威を發揚させ給ひしは其の功誠(六)に偉大であると言はねばならぬ。

(一)元衰ふるや漢人四方に蹶起して蒙古人の跳梁を懲さんとせり。就中安徽省に起りし朱元璋は衆望を收めて元を漢北の外に逐ひ金陵にて帝位に即けり。(懷良親王と三井郡一六九頁)

(二)太祖楊載を遣し詔書をもたらし、九州にいます懷良親王の許に來り即位を告げ、且つ倭寇を禁ぜんことを請ふ。親王當時博多に在まし、この書を見、書辭不遜なるを以て之を卻げ敢て顧みたまはざりき。(征西將軍宮三六二頁)書中には日本國王良懷と明記し、我が征西府に特使を送れるを見れば、明王は威勢隆々たる征西府を以て日本政府とし、親王を其主權者と誤認したりしが如く、懷良を轉倒して良懷とせり。(懷良親王と三井郡一七〇頁)

(三)秩は今の下關(析木崖)に來る、親王之を引見し給ふ。秩乃ち書を懷良親王に呈し、且つ明國の威德を告げ臣服を勸む。(征西將軍宮三六三頁)

(四)親王曰く「我が國扶桑の海中に在るも古來未だ曾て支那に從ひたる事なし、然るに蒙古我を目して小邦となし、以て臣服せしめんことを欲し使者を送れり。使者姓を趙といふ、嘗て水軍十萬海を還らして至りしが天地の靈震撼し疾風迅雷悉く之を覆せり。爾來支那と我とは交通を絶ちしに今又新天子使を遣し、しかも同じく趙姓の者を送れり。是れ亦蒙古の裔か」と揶揄一番、遂に侍臣に命じて將に之を斬らんとし給へり。(征西將軍宮三六三頁)

(五)太祖は吾が國に佛教の盛なるを念ひ、僧徒を使節として之を誘はんことを謀り、新に僧祖闡・克勤等八人に命じ日本に來らしめ、親王に大統曆及び文綺紗羅を贈れり。親王其の書に我を臣服せんとの意あるを見て使僧を拘留せり。(征西將軍宮三六四頁)

(六)足利義滿が彼と交涉し、彼が封冊を受けて臣禮を執り國威を失墜して恬然たりしとは妍醜其比喩に苦しむ所なり。山陽の詩に「嘗卻二明使一壯二本朝一、豈與二恭獻一同レ日語」とあり。(懷良親王と三井郡一七四頁)

(八)高良山御在城

今川了俊の下向　京都では足利義滿が嗣ぎ、細川頼之が之を輔佐した。頼之は今川了俊(一)を探題として九州に下らしめた。太宰府では親王を始め武光等、極力對策(二)を講じたが、文中元年八月十二日には太宰府も遂に了俊の手に落ち、親王は菊池一族に奉ぜられて我が高良山に落去し給うた。

高良山本營　之より高良山を本營として武光・武安・武政以下祇候して太宰府恢復の策を講じた。了俊は肥前城山にあつて高良山に對抗(四)した。

武朝の奮戰　此間に菊池氏には不幸續出して武光(五)・武政(六)卒去し、武朝わづかに十二才にて高良山を死守(七)せしも、了俊が八丁(八)島に陣して攻むるに及び、遂に文中三年九月武朝は親王を奉じて高良山の陣を撤して、肥後菊池の本據に退いた。

親王の神佛御尊崇　親王はいたく神佛を尊崇し給ひ、文中元年八月より是に至る二ヶ年は實に悲風慘雨御心の安からぬ御遑なき御在所であつた。

高良玉垂宮に納めて戰捷を祈り給ひ、太宰府御在陣中には正平三年四月親ら法華經普門品(九)を書寫して、筑後兩度參詣あらせられた。

又天授三年二月九日には、高良下宮(一〇)の社に御願文を納められて九州の擾亂を鎭定し、萬民の苦を救はん(一一)

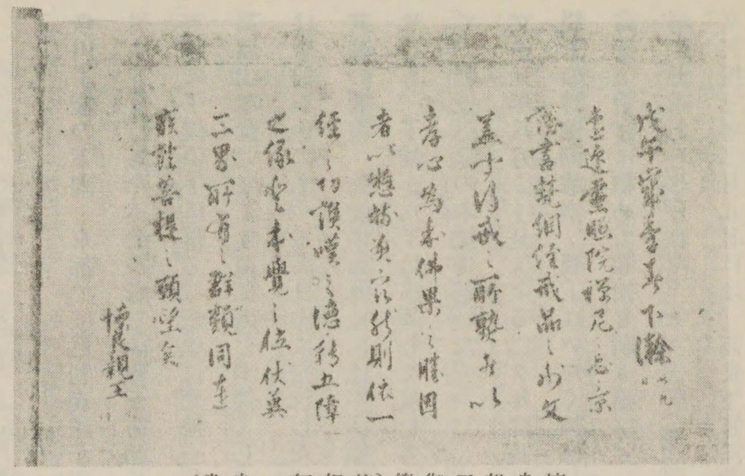

懐良親王御筆（梵網經の奥書）

ことを祈られ、社壇宮輿の造營を遂げんため筑前國富永莊地頭職を寄進せられたのである。

建徳元年十二月菊池武安は懐良親王に啓聞して、筑後三潴郡大善寺村高良玉垂宮繪縁起を修補してゐるが、是は丹青の妙を極めた絹本着色の二大畫幅で國寶指定を受け、大善寺村の縣社玉垂神社に現存してゐる。

（一）今川氏は足利氏の支族なり、貞世入道了俊と稱す。細川賴之は了俊の器量材幹を認めて、重要にして且つ難局たるこの職を授けたるなり。（懐良親王と三井郡一七六頁）

（二）菊池武安は專ら肥前・筑後の間にありて、この方面の警備に當りつゝありしが、建徳元年の末には筑後三潴莊の鎮守なる高良玉垂宮に寶物とせる畫緣起破損せしにより貴賤の合力を依頼し、阿闍梨道意大勸進となり、自ら大檀那となりて懐良親王に啓聞し、再び畫工をして之を畫かしめ、其功を竣へて同宮に寄進せしことあり。（今に國寶として存ぜり。）（征西將軍宮三八九頁）

（三）武安は三潴郡にある間に太宰府は了俊に圍まれ、了俊の弟仲秋、肥前・筑後の間を侵し來りしかば、武安は文中元年八月四日まづ仲秋を酒見城に攻め、合戰數日、武安遂に敵する能はずして筑前に走り有智山城に入れり、かくて仲秋は了俊と合して八月十日太宰府を攻撃し、まもなく天山城陥ち、十一日有智山城敗れ、十二日にはあはれ太宰府も遂に今川軍の手に落ち、武光は親王を奉じて高良山に走るの已むなきに至れり。（征西將軍宮三九〇頁）

（四）官軍の高良山に據るや其の勢力は僅かに筑後川を限りて以北に及ばず。對岸の肥前基肄郡城山には敵將今川了俊牙營を定めて、將に川を涉りて高良山を襲はんとせり。當時官軍は高良山神宮院の兵を合せ、毘沙門嶽城・杉城を本據とし、吉見嶽に一隊を置き、明星嶽・飛嶽・藤山の山脈一帶にわたりて守備を嚴にしたりしが如し。又水繩山脈に沿ひて耳納山脈・竹井城・石垣城及び生葉の諸城と相連繫し、又遠く豐後の南黨と呼應して東北に對したり。

今川了俊は肥前城山にありて高良山に對抗し、機を見て筑後川を渡りて高良山を攻撃せんと圖りぬ。

官軍は守備を堅固にして待つこと七ケ月、翌二年二月決然攻勢を取れり。十四日武政・武安は夜陰に乘じて本營を發し、久留米大豆津瀬を渡り肥前本折城を襲ひぬ。（中略）其後官軍益々振ひ、七月には再び本折城を圍みしに今川氏の兵敵せず城將に陥らんとせり。（中略）要するに今川氏の南侵を防ぐに止まり、之に痛撃を加へ太宰府を回復するが如きは不可能なりき。（懐良親王と三井郡一八〇頁）

（五）菊池氏系圖には武光の卒去を文中二年十一月十六日とし、法名を聖嚴といひ、年齢詳かならず。熊耳山正觀寺に葬れりとあり。然れども（中略）太宰府陥落の時は恐らく宮に供奉して同地にありしと思はるゝも古文書に見えず。思ふに了俊の太宰府攻撃が多大の月日を費し、しかも一擧にて陥しなるべく、或は武光はこの時に既に命を落しゝものか。はた此の後まもなく疾に患りて二年の初に卒せしか。兎に角二年の初よりは子武政專ら軍機を掌れり。（征西將軍宮三九九頁）

（六）武光卒後の難局を受けて責任の頗る大なるを感じたるは武政なり、父に代りて全責任を負ふに至りたれば、その心を

勞せしことの甚しかりしにや。父を送りてまもなく文中三年五月二十六日、父のあとを追ひて身まかりぬ。年三十三て高良山にて卒したるを正しとす。（征西將軍宮四〇一頁）

(七)文中三年今川氏の軍、筑後川を渡りて進擊したれども、官軍に抵抗されて進む能はず。此の間肥前高來の官軍の勢盛なるを見て了俊自ら平定に從へり。高良山の官軍機乘ずべしとなし、同年八月三日攻勢に出で筑後川を渡り福童原に於て今川の軍と交戰せり。了俊報を得て急ぎ歸り、八月九月にかけて福童附近にて猛烈に戰へり。されど官軍敗れて九月十七日高良山に退きぬ。（懷良親王と三井郡一九〇頁）

(八)了俊八丁島の陣にありて形勢を觀望して南侵せず、諸國の援軍こゝに集中し、近く筑後川を渡りて高良山を攻めんとして意氣大にあがれり。されば高良山にては保ち難しと見たるや、武朝・武安已下の諸將は親王を奉じ、高良山の陣を撤して肥後菊池の本據に入りたるが如し。（征西將軍宮四〇四頁）

(九)高良山所藏普門品跋

奉納　高良玉垂宮

正平三年四月　日　　征西將軍無品懷良親王（征西將軍宮六〇七頁）

(一〇)正平十七年七月一日高良山に御參詣あり、自空に令旨を賜ふ。自空は肥前光淨寺の僧なり。（征西將軍宮五五五頁）

(一一)(1)「阿蘇文書」

此間可令申候處、未識所定仍候不申候共、今早議定候間、使者下候、今月十九日御所依御陣太宰府御成候畢、高良山御社參、同廿一日、御陣御出時來月初卯日、若宮阿蘇山御社參可有由被仰下候、可然存申候、憑御分高佐吉處承諾、若宮取申此山落籠世間可見候ツ、何樣可相候哉、承諾候者令悅存候、萬事者御分被憑申候狀不盡候、使者令申候者定申可盡候、諸事者御分可憑申、祇候御共人々者、藤井殿、坊門中將殿、已上五人可有候、此人々重々御分可憑申祇候、若此條々いつわり申者、上奉始梵天帝尺四大天王、殊天照大神、八幡大菩薩、高良玉垂、天海大自在天神、惣者日本六十餘州大小之神義明鑑御罰可罷蒙候、仍起請文如件。

卯月廿三日　　藤原爪上（花押）

謹上　阿蘇大宮司殿　　御宿所到來　五月八日

(2)「懷良親王御願文」

敬白　立願事

高良下宮社

一祭禮法味可興行事

一造營可成功事

一以筑前國富永庄地頭職可寄進事

右九州之治亂非一度、萬民之艱苦無休時、雖愁末世之難救貴歸一人之無德、悔過而有餘、謝咎而不足、予送居諸於高良山以來、懸數於玉垂宮冥慮、敬信年深、祈念日久、然者奇瑞不恥□、擁護可謂新麗乎、社壇成灰燼、寶輿令汚穢云々、聞耳傷情、天下之重事、末代之奇特也、不知運命限、此時令呈瑞相歟、凶徒盡蒙天罰不恐神威歟。伏願依多年之信力、感中心之無私、連成功果、右願若依收因感果之理、相當王家衰微之時者飜寸念之安情、彌達菩提之本望矣。

天授三年二月九日

一品懷良親王　（征西將軍宮七〇三頁）

(一二)國寶絹本着色玉垂宮緣起の繪畫　大幅（幅約五尺縱約七尺）二軸にして、建德年間民部法橋忍智の筆に係り、明治四十四年四月七日乙種國寶と指定せられしものにて、一幅十には神功皇后新羅征伐の事を描き、他の一幅には同社の境內と三池

長者の娘の事蹟とを描けり。

函銘曰、筑後國三潴庄、鎭守高良御廟院大善寺玉垂宮緣起事、右緣起者、正法明如來降生之靈場、玉垂大菩薩垂迹之社壇也、然後村上天皇御子、當今御治世征西將軍鎭西御座之時、經奏聞終其功者也、草創之昔、雖有畫像之緣起、依令破損、憑貴賤合力、所令書改也、仍狀如件。

箱作者　永　俊

筆者　權律師　永　快（三潴郡誌一八八頁）

函底銘曰、建德元季庚戌月十三日、大勸進阿闍梨道意、並衆徒等、大檀那、肥前三郎武安。

（九）親王の御薨去

親王矢部御隱退と御薨去　親王は太宰府、高良山相次で陷り、御威勢が次第に衰へるのをお慨きになつて天授(一)の始め職を若宮に讓り給ひ、筑後矢部山中(二)に入らせられ、弘和(三)三年三月二十七日御齡五十五六歲病を以て薨ぜられた。其の地は五條氏の大淵村(四)であらう。御遺骸を何處に葬り奉つたかは何時の頃にか不明となつたが、明治十一年肥後國八代郡宮地(五)村に御墓地を定められた。(六)

正平時代の遺物　我が筑後では此後も永く吉野朝の年號を用ふる者多く、其の遺物(七)が多數殘遺つてゐる。

(一)天授元年、是夏頃、征西將軍職を良成親王に讓り給ふ。（征西將軍宮五六三頁）

(二)A、前將軍宮懷良親王の御在所が星野村にありしといふ傳說並に古文書。

1、小野御所址は星野村の西南にありて字道内といへり。

2、麻生御所址は星野村の西南中央の麻生山にあり。麻生池邊の麻生神社は建磐龍命並に征西將軍懷良親王を合祀す。池邊に懷良親王の御手植と傳ふる椿あり。池の東方乙宮に護摩壇あり。又此の護摩壇の附近より興國三年碑發見されたり。

3、本星野に御所址あり。祖先より相傳へて此の地に不淨物を一切すてず。今茶畑となり居るも肥料には藁を用ひて、人糞尿を用ひず。

4、其他三坂、大圓寺等に御所址の傳說あり。（(1)より(4)まで純忠星野氏七七頁）

B、本章(一八)の御墓地の條參照。

C、良成親王はなほ少壯にましまし、御勇氣充滿し武朝亦血氣橫溢せる青年なり。されば筑紫の事すべて、良成親王に御一任あらせられしとはいへ、なほ時々鎭西の御政務につき、或は武家方の防禦につき御指導あらせられたるならむ。親王の御側には五條良遠その子賴治あり。黑木・木屋の族之を擁護したり。（征西將軍宮四七六頁）

D、親王は矢部の奥に籠居し給ひて、敢へて出でさせられず、日々讀經三昧に入り給ひたるが如し。（征西將軍宮四七八頁）

(三)弘和二年八、九月の順より、かりそめの病の床に臥し給ひしと察せらる。かくて弘和二年は過ぎしが、五條良遠專ら御側にありて御看護をなし奉りたるが如し。いかに竹の園生の貴き御身でも、かゝる邊境の、しかも山間の僻地、耆婆扁鵲の靈藥は愚か、たゞの庸醫も御心に任せ給はざれば、御惱は日に日に重らせられ、この年も暮れ、弘和三年三月二十七日といふ日、春光將に盡きんとし、狂風春を吹いて殘紅また跡なく、あはれ宮はかくれましぬ。御齡は未だ還曆には達し給はず、五十五六の御年と思はる。（征西將軍宮四八〇頁）

(四)薨去と共に御遺骸は何處に收め奉りしが詳ならず、當時敵陣の間なれば最も隱密に御葬儀も行はれしなるべく、その後五條氏も盛衰ありしかば、御墓所は何時の世にか不明となりたるこそ畏けれ。(征西將軍宮四八三頁)

(五)明治十一年四月二十五日宮內省より御墓と指定せられたり。當時の風習として御火葬にし奉り、御遺骨を良成親王が後に暫く八代に居給ひし頃、之を矢部より八代に移し奉りしものにもあるべし。(征西將軍宮四八四頁)

(六)(1)懐良親王の筑後矢部に薨去あらせられしことは、殆んど疑ひなき所なるが、五條氏の根據地は矢部の內なる大淵村なり。されば親王も主としてこゝにましましたるならんが、時々敵の襲來により、或は御出馬などありて、黑木まで出でられたることもあり、又は更に矢部の奥深く入らせられしこともありたるなるべし。既に星野村・笠原村附近にも御所址を傳ふるものあり。星野村の麻生・上小野などにも傳說あるは、畢竟大淵村に御隱退中、つれ〴〵に出でさせ給ひし御址にもあらん。また敵の進入を避け給ひしこともあらん。然れども最後に御疾を御療養あらせられしは、五條氏の大淵村なるべし。されば薨去と共に御遺骸は果して何處に收め奉りしか、詳かならず。當時敵陣の間なれば、最も隱密に御葬儀も行はれしなるべく、その後五條氏も盛衰ありしが爲め、御墓所は何時の世にか不明となりなるこそ畏けれ。後世肥後國八代郡宮地村に御墓地を定められたるが、なほこの外、豊前中津町の東寒宿の雲雀の床、豊後日田の西高瀨村の普聞寺・筑後山本郡草野村の千光寺・益城郡水越村等に傳說地あり。この中にて雲雀の床は長者原戰に薨じ給ひしといふものなれば、論ずるを要せず。普聞寺のものも懐良親王なるか否かを明かにせず。千光寺のものも、應仁以後の御墓として、征西將軍宮譜に論斷せる所、水越村のものも徵證なほ不明なり。されば維新後考覈の末、八代にあるを御墳墓と認め、明治十一年四月二十五日宮內省より御墓に指定せられたるなり。元來八代は中院義定が宮、肥後入御前より根據地となせる所にして、正平十三年以來、名和顯興またこの地に來りて宮御所に連絡を通じ奉り、永く宮方の勢力範圍なり。その後、良成親王もまた暫くこゝに御在所を定め給ひしことあれば、宮方には最も關係深き地の一たり。されば親王薨去の後、當時の風習として御火葬にし奉り、その御遺骨を良成親王が後に暫く八代に居給ひし頃、之を矢部より八代に移し奉りしものにもあるべし。(征西將軍宮四八三、四八四頁)

(2)八女郡星野村に於ける御墓傳說地

イ、宮　塚　麻生池神社の西南、池の水源地の上にあり、昔より池邊を踏むことを禁ぜり。下に道路あり、過ぎ行く者は悉く宮塚に向ひて目禮して通りたりと。

ロ、大圓寺御墓は寺側の山の麓なりと傳ふ。

ハ、興國碑の出土せし地　附近に護摩壇あり、又江田姓數家あり、是れ近畿の例によるも陵墓の守衞に江田姓あることより見て此附近に必ず御墓あるべしとする說あり。この江田姓こそ親王薨去に際し殉死すべかりし人の生殘りて守衞せしものならんか。

(七)古文書其他の遺物は其の用ひたる年號によつて官軍か賊軍かゞ分る。

(1)三池郡宮原天滿宮五重石塔二基共に碑銘は「貞和」

(2)淨土寺文書、荒木文書(三潴郡)・問註所文書(浮羽郡)は「貞和」「觀應」の年號を用ふ。

(3)三池郡上內八幡宮五重石塔は「正平」塔。

(4)三潴郡大川町風浪神社五重石塔は「正平」塔。

(5)八女郡羽犬塚町六所權現內五重塔は「正平」塔。(現在せるものは弘化年間の作なり。)

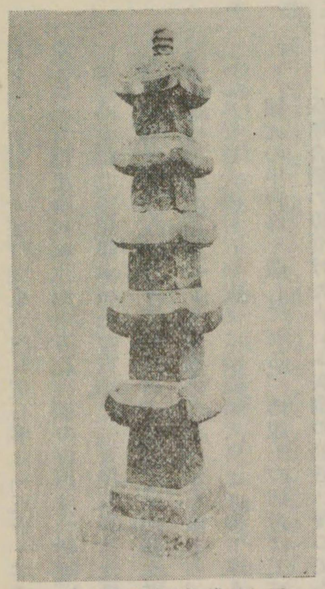

正平塔（風浪神社神社所在）

(6)八女郡羽犬塚町坂東寺内五重石塔は「正平」塔。
(7)八女郡星野村麻生池東方乙宮様の板碑は「興國」三年の銘あり。
(8)八女郡北木屋黒木城址の古塔は「天授」等其他略。
(9)五條文書(八女郡)・草野文書(三井郡)・阿蘇文書等は吉野朝の年號を用ひてゐる。(以上、筑後郷土通史一一七頁)
(10)八女郡羽犬塚町に正平年號あるゑびす石像あり。(筑後郷土研究會發見)
(11)八女郡大淵村五條家には後醍醐天皇より御下賜あらせられたと傳へられる金烏の御旗や、傳良成親王の御鎧、傳頼元の甲冑等を藏してゐる。傳親王の御鎧は王矩鶴に乘るの圖が描かれた優美典雅なもので、傳頼元の兜には大保原合戦の際受けたといふ矢創の痕さへ殘つてゐる。(征西將軍宮と五條氏九二頁)

第十九　良成親王と宮陣神社

連絡　高小國史第二十五吉野の朝廷
尋小國史第二十六菊池武光

(一)　良成親王の御下向

御降誕と御下向　良成親王は後村上天皇の(一)皇子にまします。正平二十一、二十二年の交、僅に五六歳にして藤井(二)・坊門等の近臣に供奉せられて堺(三)の浦あたりを御發船あらせられ瀬戸内海を潜行し給うて御西下遊ばされ、太宰府(五)にましませし御叔父君懐良親王の許に祇候せられたものと推察せられる。

懐良親王東上の御企　懐良親王御西下の重責は御醍醐天皇の定め置き給ひし所で九州の精鋭を率ゐて東上し賊徒を掃蕩せらるゝにあつて、親王は此の大目的に向つて常に心血を注がれたのである。正平二十二年義詮が病死し其子義滿が十歳で後を繼いだので親王は好機を逸せす東征の軍を起された。

皇族御西下の奏請　これより先き親王は後顧の憂を絶たんが爲め別に皇族の御西下を吉野に請ひ、御自らは東上あらせられんとの御計畫であつたらしく思はれる。

(一)そもゝ良成親王と申すは後村上天皇の皇子にましますが、御生母も御下向に至るまでの御閲歴も御年齢も何等徴すべき史料なし。たゞ若君といふ御名義を以て阿蘇文書・河野文書に見え、古本帝王系圖に征西宮とあるよりこの親王を以て後の征西將軍宮と推考するより外なし。(征西將軍宮三三八頁)
(二)供奉は藤井・坊門などいへる人々にて無論懐良親王御下向の當時に於けるが如く、隱密の間に西下せられたるものなるべし。(征西將軍宮三三八頁)
(三)熊野あたりの海賊が、之を擁護し奉り、當時住吉御所の時なれば堺港より解纜せられ。(征西將軍宮三三八頁)
(四)細川氏が内海に跋扈せる間を潜通し來られしものなるべし。(征西將軍宮三三八頁)
(五)その御到着の月日などは徴すべき史料なしと雖も、卯月二十三日に藤原某が阿蘇惟武に書を與へて來月初卯日に若宮阿蘇山御社參の事あるべき由を告げたることあり。この書狀の年紀詳かならざれども恐らく正平二十一、二年の頃のものにて、恰もこの頃に御西下ありしものあらんと察せらるゝなり。
「阿蘇文書」　此間可令申候處、未議所定仍候不申候共、今早議定候間、使者下候、今月十九日御所依御陣太宰府御成候畢、高良山御社參、同廿一日御陣御出時來月初卯日、若宮阿蘇山御社參可有由被仰下候。(以下略)(征西將軍宮三三八頁)

（二）良成親王の四國御經略

四國鎭定の御計畫　正平二十三年二月、懷良親王東上の御計畫は遺憾にも挫折に終つたが、然し親王はなほ此の時機を利用して、其の初志を貫かんとして先づ四國を鎭定して、內海の制海權を細川氏の手より奪はんことを企てられた。

良成親王御進發　正平二十四年十二月若宮即ち良成親王には(一)河野通直に奉ぜられて(二)太宰府を進發あらせられ伊豫に御滯在あつて四國經營は次第に進んだが、天運遂に否にして吉野朝に不幸相つぎ懷良親王の四國御經營も其の効を見ることが出來ず、良成親王再び九州に還御せらるゝことゝなつたのは惜しみても尙ほ餘あることゝ云はねばならぬ。

(一)正平二十年の頃には河野通直の歸順あり、吉野朝より通直に四國・中國平定を命ぜられたり。されど細川・仁木兩氏の勢力强盛なるが爲、河野氏も之に對抗する能はず、中國・四國の鎭定も容易の業にあらざりき。（征西將軍宮三三九頁）

(二)北肥戰誌、鎭西要略に二十三年二月親王が、菊池・島津・伊東・原田・秋月・三原・草野・松浦・星野・平戶・千葉・大村・山鹿等、九州の士卒七萬餘騎を率ゐ東上の途に就かせられしことを記せるは、必ずしも浮安の事にあらざるべし。（征西將軍宮三四〇頁）

（三）千布・蜷打の戰

筑後遂に今川軍に落さる　文中三年十月宮方高良山(一)退陣後、(二)了俊は一將をして竹野郡石垣城耳納山諸城を陷れて上妻郡に入らしめ、(四)自らは石垣より上津荒木村藤山・黑木・谷川を經て肥後に進入した。

千布・蜷打の戰　天授元年、(五)水島の戰に大敗した今川軍は、筑後を經て肥前に遁れ、翌二年武朝は後征西將軍宮良成親王を奉じて、肥前國府を占領し、威勢大に振うた。然し了俊の爲めに翌年正月(六)千布、蜷打に敗れ、筑後を經て肥後に退却するの悲境に陷つた。

了俊善導寺に陣す　了俊は其後を追うて筑後に進入し、善導寺に陣し、(七)懷良親王の矢部にましますを聞いて、之を攻めんとしたが要害堅固なるを以て進むことを得なかつた。

(一)(1)是に於て（十月一日）今川軍の主力は全くこの所に集中し、近く筑後川の渡渉開かれんとし軍氣大に振ふに至りしが如し。されば高良山にては保ち難しと見たるや、十月の初めの頃、菊池賀々丸（武朝）武安以下の諸將は親王を奉じて（征西將軍宮と五條氏五八頁曰、一說には懷良・良成兩親王）高良山の陣を撤し、肥後菊池の本據に入りたるが如し。（征西將軍宮四〇四頁）

(2)「阿蘇文書」去十月十七日、注進狀披露訖、菊池以下凶徒高良山沒落事、今河伊豫入道先立所注申也、其堺之時儀、連々可注進之狀、依仰執達如件。

應安七年十二月晦日　　武藏守（花押）（細川賴之）

阿蘇大宮司殿　　（征西將軍宮六八二頁）

（3）文中三年九月十七日筑後高良山の御陣支へ難く菊池賀々丸、親王を奉じて肥後に還る。（征西將軍宮五六二頁、同御年譜）

（4）「山内首藤文書」

備後國山内下野守通忠申軍忠事

右去應安四年十二月十九日、御渡海之時、大手御共仕、被召門司御陣之際、致宿直警固畢、同五年正月十五日、赤坂之御陣御共仕、同二月十日、筑前國麻尾山御合戰致忠節、同小倉御陣・宗形御陣・水内御陣・高宮御陣・高取山御城、於彼御陣等抽忠節畢、同八月十日、天山凶徒浚落、同十一日、内山浚落以來、度々御合戰致忠節訖、同六年十月二日、肥前國城山御陣、致宿直警固之刻、同閏十月二日、筑前國於于神山御城致警固訖、再參城山御陣致忠節之處、同七年四月三日筑前國被召菅生御陣、則致警固時分、筑後河小甲瀨渡、打入生葉村散在村令放火時、終日致合戰、若黨小笠原隼人丞被疵畢、同八月三日依河渡、筑後國福同被召對陣間致忠勤、同九月十七日夜迄于御敵沒落之期、同晦日被召八町島被召御陣致警固、同十一月十二日、筑後河渡御共仕、石垣御陣致警固、同十七日、藤山御陣御共仕、同十五日、黒木御陣、同廿七日、谷河御陣、同晦日肥後國大戸山關御陣致宿直警固、同十二月十五日、同國被召岩原山御陣、在々所々於于御陣而致宿直警固之條、無其隱者也、然則早下賜御判、爲備後證龜鏡、粗言上如件。

應安八年正月　日

（今川了俊）

承　了（花押）（征西將軍宮六八一頁）

（5）本書征西將軍宮懷良親王高良山御在城の（七）（八）參照。

（二）了俊は高良山陷落せしもなほ肥後に入ることは至難の業なるを以て逡巡して未だ筑後にも深く入らず頗る愼重の態度を保ちつゝありき。蓋し肥後・筑後の兩國は由來宮方の根據地たれば、その勢たとひ滅退すとも累積の勢力は根柢甚だ深くして輙く拔く能はざるを見たる故なるべし。（征西將軍宮四〇四頁）

（三）了俊は漸く十一月十日今川義範を先鋒として進ましむ。義範は田原氏能等の兵を率ゐ安渡瀨より筑後川を涉りて竹野郡石垣城に入り同十二日には耳納山諸城の兵を退け、十五日には上妻郡に進み、高牟禮・黒木・北河内を襲ひ遂に黒木城を降せり。（懷良親王と三井郡一九二頁）

（四）了俊も川を渡りて石垣に入り十七日には上津荒木村藤山に陣し、二十五日黒木を經て二十七日には谷川に進み、次で翌年肥後に進入せり。是の如く高良山城陷落し左右兩翼の諸城殆んど了俊に屬し、我が地方全く北黨の壓伏する所となりぬ。（懷良親王と三井郡一九二頁）

（五）天授元年四月、了俊は軍を日ノ岡に進めた。賀々丸は之に對抗すべく水島臺の外城に出陣した。了俊は今度の一戰浮沈の分るゝ所であると思つて七月中旬仲秋、義範を首め深堀・國分等の兵を督し水島城を包圍し、九月上旬之に肉薄した。菊池勢は地の利に據つて之を擊攘したので、今川軍は多數の死傷者を出し、山鹿・玉名を經て筑後に退き、尋で肥前に逃れた。（征西將軍宮と五條氏五九頁）

（六）兩豐及中國勢悉く肥前に集り了俊の軍大に振ひ、その勢力肥前・筑前の間を壓するに至りぬ。良成親王も敵軍の益々優勢となるを以て筑前の太宰少貳駿河入道と結び、島津氏と連絡を通ぜられ、阿蘇氏には筑前下座郡及山門郷、肥前小城郡西方地頭職等の地を與へて之を勵ましらるゝなど種々の準備をなし給ひ、兩軍こゝに越年し天授三年正月十三日共に陣容を整へ、大戰を千布・蜷打に於て開きたり。是日賀々丸（武朝）は伯父武安と共に良成親王を奉じ一族を率ゐて陣頭に出で奮戰之に當り頗る激戰となりしが、官軍不幸にして大敗し、武光の弟なる武義入道自關及び武安・阿蘇惟武を初めとして、葉室善安以下多く戰歿し、敵軍また負傷少なからざりき。この一戰は實に兩軍死活の分る

ゝ所なるが、了俊は大友・大内以下の新來の精鋭を率ゐて之に當り、官軍は菊池氏擧つて出陣し、殊に阿蘇惟武また死力を盡して對抗せしも遂にこの鋭鋒に敵する能はず、官軍は一敗地に塗るゝの不幸を見るに至れり、爲に菊池氏は宿老を失ひ僅に賀々丸が良成親王を奉じて、戰死を免れたるのみなりき。（征西將軍宮四二八頁）

（七）三月、了俊は良成親王・菊池氏の軍を逐ひて筑後に入り、高良山を經て川崎に陣し進みて善導寺に陣せり。この寺念佛寺にて御在所を距ること四里といへば、まさに懷良親王の矢部にましますこと爭ふべくもあらず、されば了俊はこの地に來りて之を聞き、肥後に入る前に先づ矢部を攻めんとしたりしが如し、然るに矢部の地たゞ山高く谷深く、要害頗る堅固にして容易く進入し難きにより四月上妻方面に去り、五月には遂に肥後に入りぬ。（征西將軍宮四三七頁）

（四）良成親王御奮戰

白木原の戰と藤崎の陣　千布・蜷打に敗れた宮軍は、肥筑の境なる白木原(一)に利を失ひ、勢威大に衰へたので、了俊は之を機として致命傷を與へんと、南下して肥後の野に出で、九月十八日に隈本の藤崎に陣し、大兵(二)を催して菊池城を攻めやうとした。

詫磨原の戰　武朝は良成親王を奉じ、一族の兵を督して、了俊の大軍を詫磨原(三)に迎へ、二十九日遂に大合戰となつた。嵐の如く攻め寄せた賊軍は老練了俊に率ゐられたる中國九州の大兵、官軍は十六歳の若武者武朝の率ゐる勇將菊池の寡兵、されど少しも屈せず、防戰これ努めたが武朝も數ヶ所の太刀創を負ひ頗る凄慘の狀を極めた。

良成親王御奮戰　折しも御年二十に滿たせ給はぬ征西將軍宮良成親王は御親ら駒を躍らし、兵を督して了俊の本陣に向つて猛襲せられたので、味方の士氣大に恢復し、進退よく敵の機先を制し、賊軍遂に潰亂して了俊は川尻より海に泛んで筑後(四)に逃げ去つた。

彼の正平十四年八月の大保原の戰に於る前將軍宮懷良親王の御奮戰にも比すべき御勇武と御功績とは永く懦夫をして起たしむる慨がある。

（一）八月十二日了俊は仲秋・大内義弘・田原氏能・毛利元春等を率ゐて、肥筑の境なる臼間野・大水山關より白木原の間にて官軍と戰ひしが、大内氏の軍奮闘したるにより官軍遂に利を失ひ、植田宮（其世系不詳）之に薨じ、菊池氏の一族以下將士百餘人命を隕しぬ。今川氏の死傷また少からざりき。（征西將軍宮四三八頁）

（二）了俊は主力を仲秋に托して博多に歸りぬ。仲秋目野に陣して天授三年を送り四年を迎へぬ。（中略）九月了俊は博多を發して再び肥後の野に出で、十八日には隈本の藤崎に陣せり。（中略）數千騎の大勢となりたれば了俊進みて菊池城を攻めんとす。（同書四四〇頁）

（三）今川了俊は菊池氏の白木原戰以後大に衰微せるを機として、之に致命傷を與へんとし、九月博多を發して再び肥後の野に出で、十八日には隈本の藤崎に陣せり。大内氏も義弘・盛見の兄弟相和し、中國の船勢をも準備して、了俊の軍直等來着して數千騎の大勢となりたれば、了俊愈々進み菊池城を攻めんとす。武朝之を聞き、良成親王を奉じ、一族及び棄室親善以下の兵を督し、この大軍を詫磨原に迎へ、二十九日遂に大合戰となれり。賀々丸當時僅に十六歳の壯年なり、味方は兵寡きに、この中國・九州の重なる大勢に抗して戰ふことなれば、唯天運に任せて奮闘し、必死の勇

を振ひしが、衆寡敵し難く、一族以下鋭卒數十人忽にして戰死し、賀々丸も傷を被り、宮方勢まさに潰散せんとする危急に瀕せり。良成親王は御齢未だ二十歳に滿たせ給はざる御壯年にて、血氣盛なる頃なれば、この狀態を見て、いかでか躊躇し給はむ。自ら兵を指揮し、了俊の陣に向ひて突擊奮闘し給ひしかば、味方爲に勢を恢復し、敵兵敗れて退散せり。賀々丸の奮戰はもとよりその所ならんも、親王が金枝玉葉の御身を以て親しく陣頭に出で、雲霞の如き敵の大軍を衝き、味方の士氣を挽回し、遂に敵軍を退け給ひし御勇氣は、實に嘆美し奉るに餘あり。彼の懷良親王が大保原の戰に、自ら戰線に出で、御身に三創を負ひ給ひしと、併せて感奮すべき事實といふべし。

(四)當時五條良遠を首め、黒木・木屋・星野・草野等の諸族は、懷良親王の命を奉じ、筑後東北嶺の嶮に據りて兵を擧け肥後の官軍と呼應して、今川義範の南下を牽制したので、彼は遂に詫磨原の會戰に參加の機を失し、賊軍をして敗北の結果を見るに至らしめたのである。これは懷良親王の深慮に出でたる御戰略と拜察せられる。（征西將軍宮と五條氏六三頁）

（五）御側の御所

大杣御所　託麿原の戰後の、(一)官軍の勢威遂に續かず、(二)菊池城落ち、宇土八代亦賊軍に侵略せられ、良成親王は、恐れ多くも矢部の深山へと迯らせ給うたのは元中八年の頃で、五條良遠の子賴治(三)が父祖の衣鉢を受け、彈丸黒子の地に宮をお迎へ申した。斯くて御在所(四)を上妻郡北矢部なる大杣(御側)の奥に定め給うた。元中九年、吉野朝の威勢振はず、遂に後龜山天皇京都に還幸あらせられるに及んで萬事休した。

薨去　されど親王は五條氏と共に弧軍奮闘して志を飜し給はず、猿叫ぶ此の山中に於て元中の年號を用ひ快々として日子を送り給うたが、應永二年の頃山間幽邃の僻地(五)に薨去せられた。矢部村大杣の御側御墓が即ち是れである。

御墓　御墓は明治に至るまで、蓬草茂るにまかせたのであつたが、明治十年高良神社の權宮司船曳鐵門が大杣御所及御墳塋を此地と斷定して、官に上申し、同十一年五月宮内省より宮の御墓を御治定あり、明治二十六年には北白川宮能久親王御詣りあり、昭和五年には閑院宮載仁親王殿下御展墓あらせられるをはじめ上下の參詣絶える時がない。

(一)肥後詫磨原の戰は良成親王の御活動により宮方勢は意外の勝利を博し、菊池武興（後武朝と改む）は一時敵軍を筑後に擊退することを得たり。是時に當り筑後矢部にましますに懷良親王は五條良遠を初め、黒木・木屋等の諸氏に護衞せられて遙に良成親王を助け、軍の後背を牽制し給ひしかば、今川軍も別働隊をこの方面に向け、今川義範之を率ゐ、天授四年九月二十七日筑後山本に陣せり。義範ついで陣を黒木に移し、十月二十八日官軍を水繩山に攻擊せり。されどさしたる大戰に及ばざりしが如し。（征西將軍宮四六〇頁）

「小鹿島古文書」

橘薩摩上村對馬守公直申軍忠事

右肥後國詫磨原御合戰以前、去九月廿七日馳參筑後國山本御陣、於黒木御陣幷三奈尾山城攻抽忠節、迄于今致警固者也、然早下賜御判、彌爲成軍功之勇、粗言上如件。

永和四年十一月　日

（征西將軍宮七一七頁）

「來島文書」

松浦大島左京亮堅申軍忠事

右筑後國黒木御陣警固之刻、去月廿六日出御之御供仕、同廿八日耳納山城攻、幷御陣宿直以下迄于今勵超涯之軍功者也、然早下賜御判、爲傳武名於後代、粗言上如件。

永和四年十一月　　日　　承　　了（花押）　（征西將軍宮七一七頁）

(二)(1)筑後に去つた了俊は更にまた肥後侵犯を企て天授五年六月、仲秋、先づ肥後玉名に入り八月板井原の高臺に陣し、六年春了俊の本隊と合し、菊池を包圍して諸城の糧道を絶つの軍略を定め、秋に至りて大友・大內・毛利・深堀等の賊軍は鋒をそろへて攻め來り、官軍の防禦線を破り進擊益々銳く、菊池勢戰頗る努めたが、翌弘和元年六月にはいよ〳〵武朝の本據隈部城に押寄せた。是より先武朝は外城陷落するや良成親王を迫間川の奥なる染土城に遷し奉つて、今川軍を邀へ激戰五晝夜に及んだ。（征西將軍宮と五條氏七二頁）

(2)六月廿三日丑刻（午前二時）夜未だ明けず、弦月天空にかゝり影凉しくして曉露菊池の平野を潤すの頃、吶喊して急に攻めかゝりければ、武興（朝）支へ難く城遂に陷りぬ。仲秋は直に今川五郎をして良成親王の據り給へる染土城を攻擊せしめしが、たま〳〵天雨を降し風加はりしかば親王は之に乘じ遂に城を棄てゝ遁れ給へり。かくて天險を占め難攻不拔を以て誇りし菊池城も、天下の大勢には敵し難く、親王の御奮鬪も功を奏せずして遂に敵手に陷るに至りき。（征西將軍宮四六五頁）

(三)五條氏は良遠も前將軍宮の薨去と共に身を退き子賴治が、元中四年十月十七日吉野朝よりの宣旨にて左馬權頭に任ぜられ、專ら後將軍宮を輔佐し矢部に在りて、宇土を攻めんとせる今川氏の軍を牽制してありき。この間に親王は屢々肥後より頗る慇懃を極め給ひし御書を賴治に賜ひ、山中の狀況を訪はせられ學問の稽古、或は歌道の事などにつきて示されたり。以て五條氏のよく宮に奉仕せる有樣を知るを得べく、賴治も亦早くより親王に從ひ、或は四國に或は菊池に、常に宮の御側に伺候して畫策する所多かりしならむ。蓋し親王の御齡は賴治とはほゞ御同年の事と思はるればなむ。（征西將軍宮四九八頁）

(四)矢部の奥、字御側の地たる、繹迦・權現の兩嶽より流れ來る御側川の細流涓々として流れ、峰巒巍々として聳ゆ、山は高うして谷深く、耕すべき平地なく、牧すべき原野もなし。こゝに赴かんとする者は木根に絏り岩角を攀ぢ、漸くにして達するを得べきのみ。一條の樵路僅に通じて東は豐後津江に通じ、西は大淵村に至る。是れ即ち良成親王の大杣の御在所のありし所にして、今に御靈舍・王の上・王の下・上園・久保園・馬場野・御草野・公卿坂・見參平などいへる字地この附近に殘れり。御靈舍といへるは御所の址なりと傳ふ。その外御用水たりしといふ土の谷あり。下御側名には礎石と稱するものもあり。親王は實にこゝに在して、こゝに薨じ、また此の處に葬り奉りしものなるべし。（征西將軍宮五〇九頁）

(五)あはれ宮は間もなくこの山中に終り給ひしが、未だ御齡も御壯年にましますに御幼時より轗軻不遇にましまし、竹の園生の御身を以て親しく交戰の巷に出入し給ひ、肥前の御出征、詫磨原の御勇戰などあらゆる困苦を嘗めさせ給ひしに、其の御心を慰め奉る暇なく山中幽閑の地に果て給ひたるか。思うて、こゝに至れば御痛はしさの限り察し奉りて落淚滂沱として下るを覺ゆ。（征西將軍宮五〇八頁）

(六)　宮ノ陣神社

宮ノ陣神社は三井郡宮陣村大字宮瀨にある。此地は正平年間大保原合戰の時、征西將軍宮懷良親王の御陣所址と傳へられる。

明治十二年、筑後の有志相謀りて後征西將軍の宮良成親王の靈を慰め奉らん爲めに私に三井郡合川村字宮盾の地に一小祠を建てゝ宮を奉祀し、同十八年官許を得、同二十一年三月今の地に移轉改築し、同四十四年征西將軍宮懷良親王の神靈を合祀することゝなつた。是れ現在の村社宮ノ陣神社である。

境内に將軍梅と稱する淡紅梅がある。遍萬寺緣起によれば之は、懷良親王が信仰し給へる阿彌陀佛の像を此地に安置し、其手向に植へられたものと傳へられてゐる。老幹槎枒として繁茂してゐる。明治三十三年十月、皇太子殿下肥筑御巡啓の砌、鶴駕を此地に枉げさせ給うて社頭に一松樹を御手栽遊ばされたが、枝葉年毎に繁茂して皇室の御隆昌を壽く記念の名木と仰がれてゐる。

第二十　筒川合戰

連絡　高小國史第三十一戰國時代の大勢第三十三國内の統一
尋小國史第三十一毛利元就

大友・龍造寺兩氏と筑後　天文の頃龍造寺隆信(一)は、大友氏に頡頏して筑後に侵入して來た。永祿七年大友宗麟(三)自ら兵を率ゐて來り筑後を平定したが、天正六年には筑後の豪族(四)おほむね龍造寺(五)に歸した。

西久留米合戰　天正八年島津は筑後の將士を救はんために兵を遣す由を隆信聞き、島津に先んじて筑後を取らんと急ぎ三萬の兵を以て西久留米の城を乘破り、直に高良山を攻めて座主良寬(六)を降した。

隆信戰死　天正十二年三月隆信が肥前島原の戰に戰死(七)するや、筑後の將士(八)又もや動搖したので隆家の子政家は是れを鎭壓せんとして久留米地方まで進出した。

龍造寺高良山を攻む　此の頃、戶次(ベッキ)道雪・高橋紹運は高良山(九)に在つて大友の爲めに計つてゐた。龍造寺家晴は之を攻めんとして、天正十三年(一〇)二月西牟田に陣を取り、諸將を遣して高良山を四方より遠卷にした。

十三部及祇園原の戰　東軍は野中方面(一二)に浮武者を控へ、良寬・大祝保眞・宗崎孝直・稻員安守は後陣に備へた。斯くて戰機(一三)熟して十三部野(一四)に於て兩軍火水(一五)になれと突戰する所に、野中に控へた浮武者橫合より打て出で、爲に龍造寺敗れて祇園原(一六)に退けば、道雪眞先(一七)に進んで攻め寄せ、肥前勢は遂に支へずして敗退した。

道雪・紹運は今(一九)に始めぬ事であるが、今日の働は孫吳にも越えたりと評せられた。

（一）國分町清水より流れ南久留米驛附近を通り、七本杉・枳橋(ケヅノキバシ)・東櫛原を廻りて醫專橫より水門を經て筑後川に注ぐ。
（陸地測量部地圖二萬五千分ノ一久留米地方）

（二）龍造寺隆信は其先藤原秀鄕に出づ、隆信の小字は長法師と云つたが、七歲にして僧となり十八歲で還俗し、大内義隆に請うて元服して隆信と稱した。島津・大友二氏と九州三分の形勢をなしたのである。（近世日本國民史一五六頁）

（三）（1）永祿七年春、大友義鎭（宗麟）自ら兵を率ゐて筑後を征し盡く諸豪を降し三年後、和平となる。
（肥陽軍記）（久留米市誌上編六〇頁）

（2）（前略）永祿七年（紀元二二二四年）豊後の大友宗麟は遂に筑後に侵入し、草野を初め途々の小豪を降し、高良山を本陣として次第に附近を併せたが、此頃肥前龍造寺隆信も漸く強大となり、屢々筑後川を渡つて三瀦地方より東方へ羽翼を伸して來た。從て兩雄の爭覇戰は演ぜられない筈はない。永祿十二年春、宗麟は自ら六萬の大軍を率ゐて豊後を發し、高良山吉見嶽を本陣とし、戸次・臼杵・吉弘等の大將をして先づ千栗附近から肥前に攻入らせたが勝敗は決せず。翌元龜元年三月更に十萬の大軍を擁して隆信に當つて敗れ軍を還したが、其時も宗麟の本陣は高良山であり、座主良寛は東久留米城に、大祝保常は東光寺城に出張して宗麟の爲に盡す所があつた。

（高良山物語五六頁）

（3）常山紀談云、元龜元年春、大友左衞門督義鎭、龍造寺山城守隆信をうつ。隆信和を乞しかば大友兵をかへす、肥前と筑後の堺に千栗（リク）といへる大川あり、吉岡下總入道宗觀といふもの「龍造寺は大敵なり、勝負もわかれず、故なく和を乞しは謀あるべし。千栗をわたらんことたやすからじ。」といへば、義鎭も尤なりとて、六千の兵を二陣として千栗の渡に備へて川を渡る。隆信はたばかりて敵の引退ん所を不意にうたんと謀しに、大友の設有事を聞て追はざりしとなり。（大日本地名辭書上卷一五五四頁）

（四）天正六年春、織田信長纔に九州の諸大名城主たる者を取調べしめられたるに、筑後國にては、生葉郡に大藏氏・問註所治部少輔重直・藤氏・星野中務大輔吉實。山本郡草野、大藏氏・草野長門守鎭永。山門郡高雄、大藏氏・田尻刑部少輔鎭種。柳河、下蒲池民部少輔鎭定。三池郡、三池下總介鎭實。上妻郡、黒木兵庫頭家永・藤氏・上蒲池近江守鎭廣。三原郡、大藏氏・三原山城入道紹。江上、大藏氏・江上伊賀守家種。三瀦郡、江島修理亮鎭村等也。外は略す。星野氏家譜（久留米市誌上編六〇頁）

（五）島津は九州に覇を稱せんとして次第に北上して大友の領土を侵して來た。天正六年高良山座主良寛及大祝以下大友に屬し、島津征伐のため日向に發向の時、良寛は弟麟圭に留守を預けて置いたが、麟圭は先に西久留米城（篠山城の前身）にゐた事もあり、肥前と境を接する關係上、且は兄に克たんが爲の野心もあり、兄弟相從屬する所を異にしてゐた。時に日向耳川の戰で大友軍大敗して座主以下悉く討死すとの取沙汰であつた。之に依て麟圭は我儘を働き座主を橫領してゐた。良寛等は黒木猫尾城まで歸陣して此事を傳へ聞き、大友に訴へて人數を催して高良山へ押寄せるといふ風評があつた。そこで麟圭は是れを聞いて大に恐れ肥前に逃出したから、良寛は歸山して復職したが、やがて麟圭・龍造寺勢當山へ襲來すと噂があつたので良寛又豊後へ走り、麟圭が久留米に入城して大友に賴まれ、麟圭を招寄せ柳原に殺し、其從者を東久留米（八ツ墓）に殺した。麟圭の子が復た座主になつて尊能僧正と號した。翌七年隆信は高良山を本據として筑後一圓を定め、八年島津と和して肥後高瀨川を以て兩雄の境界と定めて一時少康を得ることになつた。（久留米市誌上編六一頁、筑後國史上卷二九四頁、高良山物語五七頁）

（六）天正八年七月、筑後の國田尻鑑種・蒲池鑑廣・三池鎭實三人が許より豊府に使節を立て、隆信が勢數度出張し、防戰頻繁なるに依て、今は我々人數も薄く兵糧も乏しく候へば、籠城叶がたく覺え候、是非に御加勢を玉り候へ、左なきに於ては下城の外はこれなく候とぞ告たりける。大友家老の面々寄合、如何すべきと評議區々なり。然れども日州敗軍の後は次第に衰微して、當手の國とては豊後の外筑前の國端を添て、僅かに一國半許をさへ保兼たる勢ひなれば、力及ばずとて、空しく使を返しけり。因之筑後衆大友には捨てられつ。隆信には强く攻立てられ進退爰に極りぬ。今は島津を賴むより外他事有るまじとて薩州に使を以て、向後旗下に參るべく候條、加勢を玉り候へと申遣しければ島津承諾して、甑相馬允に志岐・木山・天草を差副、筑後の加勢に差向らる。此人々何れも十餘艘の舟に兵糧を積で、各肥後の內三角の泊戸（セト）迄押出たり。天正八年隆信此由を聞て同年九月下旬、三萬計を引卒し、筑後の國へ出張し先づ住

吉に屯を張り、頓て西久留米城に押寄、十重廿重に取圍み、半時が内に乘破り、男女四五百人切殺し、夫より直に進で高良山にぞ取掛ける。座主良寛是を見て、迚も叶はぬ者故に久留米表を一圓に隆信の手に渡し、寺内先規の領知計を乞請、降人にぞ出たりける。（久留米市誌上編六一頁、筑後國史上卷三二六頁、高良山物語五九頁）

（七）宣教師側の記事によりて此の戰爭を語れば概して左の如し。三月廿四日、薩摩勢は島原の前面の高地に屯し、更に後著の兵を待ち、而して後龍造寺勢の據守する島原城を攻めんとした。然るに龍造寺隆信は卒然大兵を率ゐて出で來つた。其數二萬五千、其中の九千人は銃を持し、其他は槍、長刀、弓、其他の武器を携へた。彼は良や久しく島津・有馬の聯合軍の陣容を見、而して傲然として曰く、是れ敵勝利を我に獻ぐるなり。と直ちに其兵を三個に分ち島津・有馬の一萬三千に當らせた。

中隊は街道よりし、他の一隊は海濱よりし、別の一隊は丘陵よりした。而して海濱より進む兵士は、有馬の船隊に砲撃せられ、殊に二個の大砲の射撃のために惱されたが、其多勢なるが故に又隊伍を立直して相戰つた。午前八時に始り正午に至つて未だ勝敗決せず、兩軍遂に白兵戰となつた。

薩摩の隊將は自ら深く龍造寺の軍中に突入した。而して其眼前に輿中に坐したる大將が、六人の兵士に其輿を昇がせ其の周圍には高良山の高僧及び十六人の僧侶、山伏に取捲かれて居るのを見た。隆信は陣中の騷擾をば味方の喧嘩と認め、叱呼して曰く、靜止せよ隆信此處に在りと。薩兵之を聞くや慕地に直進して其輿側に近づいた。川上左京は吾等は御身を尋ねて此處に來たと聲をかくるや、否や一擊の下に彼の首を取つた。（近世日本國民史豐臣氏時代乙篇一九二頁）

（八）（1）天正十二年三月、隆信肥前の有馬仙巖を攻むるに際し、島津家久等薩軍の援兵と大に島原に戰つて遂に陣歿するや佐賀の軍敗亡し、嫡子政家及び次男江上家種等僅に身を以て佐賀に歸り、鍋島信生等は手兵僅に七人と筑後に逃る。（佐賀郡誌）（久留米市誌上編六二頁）

（2）天正十二年三月、龍造寺隆信は肥前島原の戰に戰死し、筑後の諸豪は又もや動搖し初めた。隆信の子政家は是を鎭壓せんとして久留米地方まで進出した。（高良山物語六一頁）

（九）道雪・紹運も高良山へ人數を打入ける。方々の合戰に日數を積み今年も早暮行けば、諸將高良山・柳坂・北野村邊に陣取て越年す。秋より冬に至て大友勢の働き、近年の珍事なり。是偏に道雪・紹運の助成に依ればなり。云云。（九州諸將軍記卷之四）

（一〇）天正十三年正月も過、二月にも成ぬれば、龍造寺家晴は柳川の城を出張し、西牟田に陣を取る。筑紫廣門は肥筑の堺馬洗川に砦を構へ、高良山を遠攻にぞしたりける。秋月種實は、城井・長野・千手等と牒じ合せ、兩筑の堺に打て出高良山に對陣す。草野・星野・問注所が城々にも秋月より加勢を遣し、凡て高良山の四方悉く敵陣にて圍みける。五に手立を深み合、合戰には及ばねど足輕の小ぜりあひは日として止事なかりけり。（九州諸將軍記卷之四）

（一一）四月十八日、龍造寺より後藤善次郎を大將とし、波多・筑紫八千餘人、筑後川を打渡り久留米表へ推出す。（其頃の街道は今の三本松より櫛原を經て小森野の渡へ通したり。）（九州諸將軍記卷之四）

（一二）道雪・紹運申されけるは、豐後の諸將は秋月・草野が勢、又は西牟田の敵を抑へられよ。道雪・紹運は後藤・筑紫を追散すべし。と。各手を分て向ひける。紹運の先手、伊藤・福田・小森野と云所にて、筑紫が勢と互に鐵砲を打合、暫く挑みけるが、敵は大軍味方は小勢なれば、少し人數を引上んとす。（九州諸將軍記卷之四）

（一三）稻員家記云、天正十三年四月、龍造寺より江上家種（隆信三男）・筑紫・後藤・波多を大將として大軍を引卒し、久留米表に陣を取。豐後の大將道雪・紹運・宗歷・野上清四郎、高良山を打卻し、筒川を前に當て屯を張り、紹運・日田・玖珠・國崎・南部の勢を卒して先陣に進み、長蛇に備へ、宗歷、山に就て鳥雲に備、二陣道雪後陣に控へ、其家臣

京都五六兵衞・萩尾大學浮武者となつて竊に野中村に控へたり。丹波良寛・大祝保眞・宗崎孝直・稻員安守、各手勢を引具して後陣に備ふ。（久留米市誌上編六三頁。九州諸將軍記。筑後國史上卷四二四頁。高良山物語六二頁）

(一四)小森野の戰に於て東軍味方は小勢なれば、少し人數を引上げんとす。敵是を見て勝に乘り、小森野より高良山の麓、紹運の旗本まで一里餘の程を後藤・筑紫が勢息を切て追來る。紹運は敵を平場へ引出し、無二の一戰に勝負を決すべしと兼て思惟したる事なれば、先手を麓まで引取せ、敵を手本に、たふ〳〵と曳受、成富左衞門・萩尾大學と云へる大剛の勇士を眞先に立て、自ら鎗、追取、總掛り懸り、太皷打鳴し、一文字に割立けり。敵勢は追ひかゝりたる事なれば備定らず、浮足になつて噪ける。後藤・筑紫馬を乘廻し、敵は小勢なるぞ、備を立てよ〳〵と下知すれども、ひしめき立ちたる事なれば、備を直す事を得ず、右往左往に入亂る。道雪は北野村より人數を出し、川を渡して十三部と云所に旗馬幟を押立、敵の後を遮らんと陣を張る。（同書）

(一五)互に足輕を出して、暫し鐵砲を打合とぞ見えし、豐州の先陣喚て蒐れば、敵勢も相掛に掛て擊戰ふ。野上清四郎一番に進み、骨を碎き身を捨て、火水になれと突戰する所に、京都・萩尾野中より横合に打て出、敵勢の後を絶んとす。是を見て味方彌勢に乘り、馬の鼻を並べて懸たりければ、敵軍忽ち敗走して、或は馬を深田に乘入れ、或は池塘に陷溺し、右往左往四五町計り引たりける。（久留米市誌上編六四頁）

(一六)さしもに勇める肥前の軍卒忽ちに追崩さる、討るゝ者數を知らず。本の陣に引退く。（九州諸將軍記卷之四）

(一七)此時敵の後陣入代り、祇園原に至て控へたれば、道雪眞先に進で馳合す。（久留米市誌上編六四頁）

(一八)又肥前の勢荒手を入替、五段に備へ長堤を前に當て陣を取る。今度は道雪出向ひ、由布雪荷・十時但馬を先登とし、安東紀伊・內田壹岐を後陣と定め、良寛僧都より法師まじりの雜兵七百餘人加勢として出されけるを道雪指圖にて軍の陌（チマタ）を隔て備を立させ、入替る新手の樣に見せてぞ置れける。先陣先づ足輕を出し、鐵砲二三十挺近付寄て打せけれ

ば、肥前勢七八百挺の鐵砲を連（ツル）べて放つ。黑煙諸勢の上に覆ひ、物のあやめも見分ず。味方少しひるみし處を肥前の猛勢どつと喚て押かゝる。但馬・雪荷得たりや應と、逞兵を眞先に進め、一揉に揉立れば肥前の後陣入代り、入亂れ東に開け西に合ひ、鎗叫び太刀應へ、萬雷の震ふが如く戰へば、但馬。雪荷が馬印色めき靡く其の處を道雪金皷を擊立て、蒐れやかゝれと下知すれば、本部の陣二隊に分れて突かゝり、散々に切崩す。此時に十時刑部・後藤新五兵衞・綿貫佐三兵衞・野上清四郎など、鎗下にて究竟の武士を討取たり。（九州諸將軍記卷之四）

(一九)道雪小高き處に登り擧員を吹、班幟（トヒ）を寄ければ方々に配置たる軍勢、鳥の如くに集りぬ。肥前の諸勢も敗れ引けば、豐後勢は山に引上り勝閧にぞ上にける。（道雪下知して筒川の傍に大穴を掘せ、味方の死骸を埋葬せしめらる。其塚今猶存せり。）道雪・紹運の軍功今に始めぬ事なれども、殊更今日の働は孫吳に越え韓蕭をも欺くばかりに思はれける。（同書）

其の後道雪・紹運は北野に陣をぞ移されける。此の時豐州より安守に感狀を賜ふ。其狀云

今度於二久留目祇園原一龍造寺出驟之刻、父子共無二比類一手柄粉骨之働、誠感心之至候。彌可レ被レ勤二忠節一事肝要也。追而可レ賀レ之候。猶丹後入道可レ申候。恐々謹言。　五月二十五日　稻員式部丞殿　義統判

第二十一　吉見嶽

連絡　高小國史第三十三國內の統一
尋小國史第三十五豐臣秀吉

島津筑後を平く　筒川祇園原の戰の後は、大友・龍造寺・島津の三氏は一時和平したが、暫くにして其の和破れ、島津俄に强大となり、我が筑後の將士多く其の威に服した。(一)

秀吉九州征伐を命ず　秀吉は天正十五年元旦畿內・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海の二十四國に出師を命じ、三十數萬の大兵を督して九州征伐を企てた。

島津高良山に據りて秀吉に抗す　島津は當初より秀吉を輕視し、九州に覇を占めんがため、豐後及び肥筑の平定をめざし、天正十四年七月義久は八代に次し、諸將を遣して筑後の高良山に屯し諸城(二)を攻めさせた。

長岩城

問註所統景長岩城に籠る　然るに筑前岩屋城の(四)高橋紹運固く守つて遂に戰死し、(五)立花宗茂は筑前立花城を堅守し、筑後に於ては問註所統景(六)生葉の長岩に籠城して降らず、以て秀吉の來援を待つた。三月朔日大阪(七)を出發した秀吉は海路九州に入り一部を以て豐後路より進軍をさせ自らは廿五萬を率ゐて南進した。

宗茂褒賞さる　四月五日秀吉(八)秋月に着いたとき立花宗茂が參陣したので、「比類なき働き武勇忠義の士九州第一の者なり」と褒賞した。(九)

高良山漸く許さる　高良山は九州の擾亂に付て神主社僧も皆武勇に携り山內の要害を恃んで我意をたてゝゐた。秀吉は之を聞き富田左近將監・奥山佐渡守を遣したが高良山側の態度が曖昧だつたので二將軍は山中に攻入り座主の門前に火を放つたために、社人衆徒大に驚き罪を謝して漸く許された。(一〇)

秀吉吉見嶽に陣す　同十一日秀吉は陣を吉見嶽に移した。十一日・十二日・十三日の三日間、此所に居たが其の間龍造寺政家・筑紫廣門等肥筑の諸將こと〴〵く來謁した。(一一)

島津降伏す　かくて十三日秀吉は吉見嶽を發し途中北の關に草野鎭永を誘殺し破竹の勢を以て肥後を定めて薩摩に攻入り、島津義久を降して九州平定の素志を遂げ、馬を還して、肥後通りに筑後筑前を巡見して、六月六日安樂寺の天滿宮に參詣あり、同七日に博多に着し二十餘日逗留して大に論功行賞を行つた。(一二)

行賞　筑前に肥前の基肄・養父及び筑後の三瀦・三原の兩郡を加へて小早川隆景(一四)に、筑後下三郡は立花宗茂に、上三郡は毛利秀包(一五)に與へて久留米の城に住せしめた。上妻郡は筑紫廣門(一七)に、其他三池鑑實・高橋直次(一八)にも各分與して筑後一圓を處分した。(一九)

(一)紹運・道雪の兩人は高良山に滯陣して（天正十三年）奮闘したが

「後には敵も不二近付一、徒に日を被レ送候。されば河邊北野村に御陣替可レ有とて、道雪公は天神社壇に御移被レ成、紹運公は赤司村に御陣を被レ替候處に、道雪公御煩付既に御命も危く奉レ見候へば、御遺言には我死たらば鎧甲を被レ着、高良山吉見嶽に柳河の方に奉レ向可二堀埋一のよし被二仰置一、若此旨於二相違一は、惡靈と成せられ、家老共子々孫々可レ被二取殺一のよし、はげしき御誓にて、酉の九月十一日七十二歳にて終にはかなく成給ふ。（高橋紹運記）

十七歳の初陣以來、毛利・島津・龍造寺と大小三十七戰、遂に一度も不覺を取つたことはなかつた。道雪は實に武士として生き、武士として逝いた。（近世日本國民史豐臣氏時代乙篇二〇二頁）

（二）天正十四年六月薩州勢城島の城に押寄たり。城主西牟田新助家親・同弟親右衞門家和、三百餘騎、身命を不レ惜防戰すと雖ども終に支持を得ず、城主兄弟は肥前を差て落行けり。稻員家記云、七月六日、薩州勢高良山に押寄、火を放て攻立ければ、神社・佛閣・社家・寺院・僧房・民屋悉く燒亡す。鐵の鳥居は燒放ちて奪取、大祝保眞・座主良寛・其子尊能・良寛の弟麟圭・大宮司孝直・其子重基皆沒落して四角八方に逃迷ふ。良寛・尊能、杉谷を經て長延山を越、吉常村を過ける時、强民等落人と見て、尊能を擒にし、金札の腹卷を剝取す。麟圭は辛して肥前に至り龍造寺を賴てぞ居たりける。其外僧俗男女、斬害せらるゝもの數を知らず、偶々命を助るも道路山野に逃迷ひて泣悲む、分野は目も當られぬ風情也。數千の人、民烟の底、炎の中とも云はず、伏沉りて焦れ死するもあり、兵どもは思ひ思ひに戰ひて、或は射伏られ、或は切倒され、山中の男女一時の灰燼と成果て、無慙と云も愚なり。（筑後將士之軍談卷第十七）

（三）七月七日島津先勢筑紫領内殘らず放火、其時當社神殿廻廊末社の小祠樓門等に至る迄悉く燒失、翌日廣門が居城へ押寄、友清佐馬太夫・小河伊豆入道信覺等討死、此時所々の神社佛閣皆破滅、當社の神領往昔は兩筑・肥前三ケ國に散在したりしが、天正十五年秀吉公九州征伐の時悉く沒收せらる。云云。（大保大靈石社司所藏記）

（四）薩軍は先づ天拜山に上り、天正十四年七月十二日岩屋の城を圍んだ。與力の大名には秋月種實・龍造寺政家・城井友綱・長野三郎左衞門尉・草野宗陽・原田伊賀守・星野九左衞門・伯耆顯孝・問註所統景・其他筑後・肥後・肥前の軍皆來り會したる數五萬餘り、渺然たる孤城、此の大軍にいかで抗し、得べきけれども紹運は最後の決心を有した故に、薩摩隼人が五萬の大兵を以て之を包圍攻擊するも容易に其の目的を達し得なかつた。薩州の諸將も此上は兵卒いかほど損すとも此の城を攻め落さでは止むべきぞと、七月廿七日の寅刻よりいよ〳〵決死的總攻擊に取り掛つた。如何に其攻擊の猛烈なりしことよ、城兵も兼て期したる事なれば、今日を限りと義を金石に守り防ぎ戰ふ。されど紹運も士卒殘り少く討れ、身も亦深手を負つたから櫓の上にかけ登り、諸軍士に懇に謝禮して、三十九歳を一生として腹十文字に掻切つて岩屋の苔の露と散つたのであつた。其辭世に曰く「かばねをば岩屋の苔に埋めてぞ雲井の空に名を留むべき」（近世日本國民史豐臣氏時代乙篇二二〇頁、九州諸將軍記卷之七）

（五）岩屋を落した薩軍は僞つて神文を以て紹運の二男統增の寶滿城を取り、更に立花城に使者を遣して降伏を促した。立花城に宗茂がある。二十歳の若年ながら、紹運の追善のために一合戰仕らんと返答して、七月廿八日を以て危急の現狀を秀吉に報じ援兵を請うた。島津勢も今は攻め討つより外はないのであるが、炎暑の折柄士卒永陣に疲れ、其上岩屋にて宗徒の勇士廿七人討死し、殘る兵も多くは手負ひであるから、此の勞兵を以て堅城に攻かゝらば軍兵大半は討れるであらう。その時夜に紛れて退んよりは、唯今引取るが宜しからうと近所の在家に火を掛け、天正十四年八月廿四日に陣を拂つて引退いた。

要するに紹運・宗茂の父子は一死、一生其跡は同じでないが、秀吉のために九州の大局を支持したる勳功に至ては、則ち一であると云はねばならぬ。（同書）

（六）問註所家は鎌倉時代より深き關係を、我が筑後に有する名族である。問註所家は耳納山脈の北に根據を築き、星野家は其の南に蟠居し終始五に相反對し、耳納山の巓線を境堺として、常に鋒を交へた二名族である。吉野朝時代に於て

然り、戰國時代に於て然り、豊太閤の九州裁定の際亦然りである。

問家歴代の間、一二牆に鬩く者なきにしもあらざれども、其の他は終始一貫、大友家と進退を共にした。

天正十四年島津進出に際し、九州の山河悉く風靡するの時、孤軍を以て、島津に抵抗したものは、筑後に問註所統景筑前に高橋鑑種及び立花統虎（宗茂の前名）の三人あるのみ。鑑種は岩屋に、統景は生葉の長岩に籠城して降らず、鑑種を以て壯なりとなすならば、統景亦勇なりと謂ふべきである。

問註所家は其鼻祖百濟王阿花の裔で、神功皇后以來世々本朝に仕へ、阿花王の孫連古王の子敬福といふ者、天武天皇の白鳳元年來朝し、博識洽聞を以て詔して朝に留め、後、陸奥國に封して、朝廷に仕へ姓を三善宿禰と賜はつた。建久七年善信に筑後國生葉郡を賜ひ、北條高時執權たる時、正和二年康行本領筑後國生葉郡に下向して一城を築き、之を長岩城と號し、是より世々足利家に仕へて大友の幕下に屬した。

統景は竹野・生葉二郡を繼領し、長岩城に居て大友家の附庸であつた。天正十四年薩州島津勢諸所を攻陷した時、統景は獨り長岩城に據つて太閤の助勢を待ち、同年十月三日秀吉より森勘八郎を上使として朱印狀を賜うた。曰く、

於今度其面粉骨之至被聞召屆候、然者千石權兵衞尉長宗我部其外四國衆至沖濱差越候、並毛利吉川小早川門司面へ令渡海可及行由被仰出候、此時ニ彌無越度候樣、可抽忠節事肝要也。

十月三日　　秀吉公御朱印

問註所刑部少輔殿

（此朱印狀寫眞版一七七頁にあり）

天正十五年秀吉西征の時、秋月御陣營に至つて拜謁し、薩州征伐の先手に加へられて功績があつた。（筑後第三卷第八號）

（七）其日の裝束には緋縅の鎧鍬形打たる甲を猶首に着し、赤地の錦の直垂、いとはなやかに出立給ふ。供奉の人々、老たるは猶若き出立、言語を絶したり。奇麗古今あるまじき事なりと云あへりぬ。（近世日本國民史豊臣氏時代乙編一六六頁）

（八）四月五日秋月種實入道が邑城、荒平と云所に御動坐なされ、古所の城を察し玉ふに、實にも此山九州第一の嶮難にて秋月一族及び隣國の者共數萬人相集りて一支して見んと思ひしも理なり。秋月父子降參せずんば少しは六借かるべきが、殿下の威風沛然として草も木も偃し靡き從ふ事、盤の上に玉を轉し、下る坂に車を走すに相同じ。（九州諸將軍記卷之八）

（九）同日筑前國立花の城主左近將監宗茂參陣して御禮を申し上しかば、秀吉公御前近く召れ、去春上使を下さるゝといへども、下知に隨者稀なる所に左近事最初より御味方に參り候段、感悅に思召候なり。其上去夏秋の間島津大軍を以て九州中の縱橫に働き、味方の城々手脆く攻落され、或は降參せし處に、其方居城を堅固に相守り、且高橋紹運岩屋の城に於て節死を遂げ、薩州勢立花城を攻あぐみ引取折節、追討し剩へ高取居の城を攻破り、星野兄弟を討取條、比類なき働き武勇忠義の士、九州第一の者なりと誰だ御感賞ありたりけり。（九州諸將軍記卷之八）

（一〇）九州諸將軍記卷之八による。

（一一）雜云、四月十一日、移二陣於高良山吉見岳一座主良寛・大祝保眞・大宮司孝直、衣中着レ甲謁二秀吉一、秀吉以爲レ有二異心一而不見レ之乃浚二收領地焉。（筑後將士軍談卷之第十八）

（一二）吉見嶽城阯　見吉嶽は高良山の一峰にして北西位に屹立す。標高百六十一米強、頗る形勝の位置を占め、展望に富み肥筑の山河歴々指點すべし。高良山は水縄山脈の西端に位し、南東には明星嶽の嶮あり。相待ちて古來軍事上の要地なり。

景行天皇十八年には高羅行宮となり。繼體天皇二十年には國造磐井此山に據り、正平七年及十四年には懷良親王の御陣となり。文中年間には約二ケ年間御本營となり。天正年間には豊太閤來りて吉見嶽に陣せり。嶽上に城址あり其始

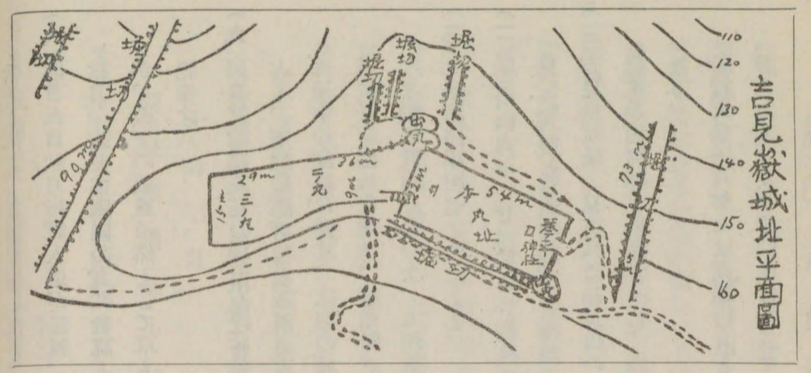
吉見嶽城址平面圖
本丸址
二ノ丸
三ノ丸
堀切
堀切
堀切

(一四)當國十郡の內、御原・竹野・生葉三郡を筑前國に加へ、小早川隆景に賜る。（筑後誌略）
(一五)山門郡四萬五千石餘、下妻郡一萬七千八百石、三毛郡の內一萬七百石餘、三潴郡の內五萬八千六百石餘、都合十三萬二千百石餘、立花左近將監宗茂に賜り、柳河城に居らしむ。（筑後誌略）
(一六)山本郡の內一萬百四十七石餘、御井郡の內五千八十一石餘、上妻郡の內九千七十四石餘、三潴郡の內一萬七百石、都合三萬五千餘を小早川藤四郎秀包に賜ひ、久留米城に居らしむ。（筑後誌略）
(一七)上妻郡の內一萬八千石餘を筑紫上野介廣門に賜ひ、山下城に居らしむ。（筑後誌略）
(一八)三池鎭實三潴郡の內千石を領す。（筑後誌略）
(一九)三毛郡の內一萬八千百石餘を高橋直次に賜ひ、三毛の營に居らしむ。（筑後誌略）

第二十二　毛利秀包

連絡　高小國史第三十二邦人の海外渡航、西洋人の渡來
　　第三十三國內の統一
　　尋小國史第三十一毛利元就　第三十五豐臣秀吉

誕生　毛利秀包は永祿十年安藝國に生れた。(一)初の名は元總(フサ)といひ、(二)元就の七男である、天正十年豐臣秀吉が毛利輝元と和睦したとき、人質となつて大阪に至り、のち秀吉に仕へ諱字を與へられて秀包と名乘つた。

久留米城主となる　秀吉の四國征伐及び(三)九州征伐(四)の功によつて(五)七萬(或三萬)五千石を賜り久留米城に住した。

朝鮮役の武勳　文祿元年の朝鮮役には、我が筑後(六)よりは、毛利秀包は久留米の兵一千五百人、立花宗茂は柳河の兵二千五百人、高橋直次は三池の兵八百人、筑紫廣門は福島の兵九百人、問註所統景は浮羽の兵八百を率ゐて筑前名島の城主小早川隆景の一萬と合して第六軍として出征し、中でも毛利秀包(七)は碧蹄館(八)の戰に立花宗茂と共に、明將李如松の大軍を擊破し、問註所統景(九)は明將劉綎の大軍と赤國牧司に於て奮戰激鬪し一門數百壯烈なる戰死を遂げ赫々たる武勳をあらはしてゐる。

恩賞　秀包は歸朝して筑後國御原・御井二郡の內五萬五千石をへ加られ、すべて十三萬石を領した。

朝鮮再征　慶長二年諸將ふたゝび朝鮮に向ふにのぞみ、秀包・竹島城を守つて功あり、又星州城の退口に、明將李如梅と兵を交へて敵數輩をうち取つた。

卒去　三年諸將と共に歸朝し、五年輝元が所領數國を除かれて周防・長門二國をたまはつたとき、秀包も領地をうしなひ長門國にいたり薙髮して道叱と號し、六年赤間關に於て卒した。其の夫人は大友(一〇)義鎭が女である。

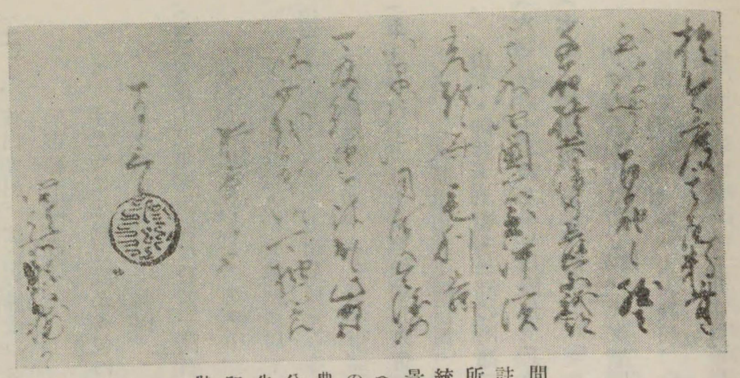

問註所統景へ豐公朱印狀

(一)初元總、才菊丸、市正、藤四郎、大内記、筑後守、侍從、從五位下、薙髪道叱と號す。（久留米市誌下編二頁）

(二)1、或曰九男。はじめ備後の太田兵部少輔英綱が遺跡を繼ぎ、のち兄小早川隆景が猶子となり小早川を稱す。（久留米市誌下編二頁）

2、千光寺に毛利元就及秀包の靈牌を安置す。洞春寺殿故十州太守贈三品神日賴洞春大居士儀、瑞光院殿故久留米侍從玄濟道叱大居士神儀。

(三)天正十三年河内國に於て一萬石をたまひ、このとし太閤四國を征伐あるにより、これにしたがひ、みづから長曾我部元親が家臣花房某をうちとり、家臣もまた戰功ありしかば、八月十六日感狀を下され、伊豫國宇和郡において三萬五千石をたまはり、大津城に居す。（久留米市誌下編三頁、大日本地名辭書一三二〇頁）

(四)十四年（天正）九州を征せらるゝのときも隆景とゝもに戰功を勵まし、十二月二日太閤より感狀及び粟田口吉光の太刀をあたへらる。（久留米市誌下編三頁）

(五)秀包は七万五千石を領地し久留米城に居住す。このとき大内記にあらため、豊臣氏羽柴の稱號桐の紋の陣幕をさづけらる。（久留米市誌下編三頁）

山本・御井・上妻・三潴の内都で三万五千石餘を小早川藤四郎秀包に賜ひ（筑後志八頁）

(六)筑後將士軍談及小早川隆景。兵數は久留米市誌下編四頁による。

(七)平壤城明退之事

角テ行長ハ都ヲ打立九陰、大友黒田ト力ヲ合セ、白川平壤ノ兩城ヲ攻取陰、行長平壤ノ城ニ込リケレバ、傳ヘノ城ニハ鳳山ノ陰、作二惠城一ニ大友義統、白川ニ黒田長政、龍山一作二龍泉一ニ黒田ノ家臣小川氏九陰、或作二立山一奈牟一ヘクサンノ城ニ久留米侍從秀包、ウホンノ城ニハ吉川家臣香川氏森脇氏、江安一本作二城ニハ黒田家臣栗山氏、開城浦ニハ小早川吉川立花在陣セリ、是ハ敵若押寄ナハ首尾相救ハントノ術ナリ、角テ文祿二年正月六日陰□諸、作二三日一明ノ李如松明主ノ命ヲ受、二十萬人陰、九、諸□陰云ヲ引卒シ、平壤ノ城ヲ取卷事稻麻竹葦ノ如クニシテ八日夜ヲ分タス攻動カス、行長使ヲ義統・長政・秀包一說五十萬人ニ遣シテ、救ノ勢ヲ乞ニケリ。九諸義統大ニ驚テ、明ノ大軍平壤ヲ攻拔ナハ、必我城ニ取掛ヘシ、サアラン時ハ遁ルヽ事モ叶フマシ、倡引退ケト云儘ニ、取物モ取アヘス、足ニ任セテ逃ラレタリ九陰。扨龍山ノ城ニ着キ、早々引取ヘシト勸メケレトモ、小川某主ノ下知無シテ城ヲ明ル法ヤアルト云テ不レ肯、夫ヨリヘクサンニ至リ、秀包ニ逢テ行長明勢ニ討レヌ、吾徒ニ籠城シテ討レンハ皇軍ノ弱ナリ、吉川・小早川・黒田等ト一手ニ成、都ニ陣取タル三奉行ト軍評定シテ、一戰センカタメ是迄來リタリ。倡トヨ、秀包モ相共ニ引退候ヘト云レケレハ、秀包ハ義統ノ妹聟ナレハ、義統ノ行跡ヲ世ニ口惜ク思ヒ玉ヒ、暫ハ何トモ言サリケルカ、見逃ト云事テヘ例シ少キ事ナルニ、義統ノ唯今ノ聞逃、古往今來未曾有ノ御事、大友家ノ名折ノミカ、太閤聞シ召ナレバ、御身ノ上ノ大事ニテ候ヘシ、某用ハ小西カ討死ノ實否ヲ聞定メ、其上ニテ三奉行並ニ秀家卿ヘ註進シ、其差圖ヲ受テ左モ右モ計ヒ候ヘシト返答シテ、都ニ御座候秀家卿秀吉之代官三奉行增田長盛・石田三成・大谷吉隆ル、サシモ名高キ元就ノ末子ニテ坐セハ、角ソ有ヘキ事ナカラ、義統ノ行迹ニハ雲泥懸隔ナリケレハ、大友ノ早逃ヲ嘲弄ラントテハ、諸人先ツ秀包ヲコソ譽ニケレ陰。

西國記曰、文祿二年朝鮮國ニ於テ、黒田長政談合ノ事有テ大友義統ヲ招ク、則義統ハ黒田ノ陣所ヘ行、先陣ノ小西攝津守加古波ノ大軍ニ敗ラレ敗北ス、二陣ニ整ヘタル大友ノ人數、足輕大將富久作右衞門上野作平ナト云者共談合シテ、後ノ山ヘ登テ一戰セント押上ケ、レハ、脇ヨリハ敗北ト見エタリ、此時小西來テ大ニ怒リケレハ、某ヲ待受一所ニ戰ンヤセスシテ、敵ヲモ見ス遽テ逃入條不覺ノ至ナリト云、義統ノ子息義乘ハ秀吉公ノ近習ニ出仕シテ、其